証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文目次

○証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第一条関係）……1
○関係政令の廃止（第二条関係）
・・・・外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）
抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第百九十六号）
金融先物取引法施行令（平成元年政令第五十三号）
○投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第三条関係）……291
○中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第四条関係）……402
○農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第五条関係）……410
○信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）（第六条関係）……418
○銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第七条関係）……422
○長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（第八条関係）……427
○協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第九条関係）……432
○労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第十条関係）……436
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第十一条関係）……441
○水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十二条関係）……447
○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十三条関係）……454
○農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第十四条関係）……468
○信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第十五条関係）……476

○国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第百二十一号）（第十六条関係）……487
○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第十七条関係）……488
○勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（第十八条関係）……489
○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第十九条関係）……493
○対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（第二十条関係）……501
○商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）（第二十一条関係）……503
○日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）（第二十二条関係）……521
○債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（第二十三条関係）……522
○国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）（第二十四条関係）……523
○日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）（第二十五条関係）……524
○疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）（第二十六条関係）……525
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三号）（第二十七条関係）……529
○財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）（第二十八条関係）……530
○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第二十九条関係）……531
○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第三十条関係）……554
○確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第三十一条関係）……561
○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）（第三十二条関係）……565
○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第百九十九号）（第三十三条関係）……574

○　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第一条関係）

改正案	現行
金融商品取引法施行令	証券取引法施行令
目次	目次
第一章　総則（第一条―第一条の十九）	第一章　総則（第一条―第一条の十二）
第二章～第三章の三　（略）	第二章～第三章の三　（略）
第四章　金融商品取引業者等（第十五条―第十七条の十六）	第四章　証券会社等（第十五条―第十八条）
第四章の二　金融商品仲介業者（第十八条―第十八条の四）	第四章の二　証券仲介業者（第十八条の二―第十八条の四）
第四章の三　金融商品取引業協会（第十八条の四の二―第十八条の四の四）	第四章の三　投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）
第四章の四　投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）	第五章　証券取引所（第十九条―第十九条の三の十）
第五章　金融商品取引所（第十九条―第十九条の三の十六）	第五章の二　外国証券取引所（第十九条の四）
第五章の二　外国金融商品取引所（第十九条の四）	第五章の三～第九章　（略）
第五章の三～第九章　（略）	附則
附則	第一章　総則
第一章　総則	（法第二条第一項第十一号の有価証券）
（有価証券となる証券又は証書）	第一条　証券取引法（以下「法」という。）第二条第一項第十一号に
第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」	

という。）第二条第一項第二十一号に規定する政令で定める証券又は証書は、次に掲げるものとする。

一　譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものをいう。）の預金証書のうち、外国法人が発行するもの

二　学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。）が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限る。）であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示する証券又は証書

（削る）

規定する政令で定める証券又は証書は、譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものをいう。）の預金証書のうち、外国法人が発行するものとする。

（法第二条第二項第一号に規定する者）

第一条の二　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関

二　信託会社

三　貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

四　その他内閣府令で定める者

（削る）

（削る）

（法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権）

第一条の三　法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権のうち政令で定めるものは、銀行又は前条各号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権とする。

（法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるもの等）

第一条の三の二　法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるものは、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第二条第三号に掲げる物品に係る商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第一項第三号に掲げる商品投資をいう。）により運用することを目的とする同法第二条第二項第二号の契約とする。

2　法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約その他内閣府令で定めるものに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とするものである

（削る）

こと。

ロ　一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。

ハ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第一号から第十一号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

二　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第一号の契約に該当するものを除く。）のうち、前号ハに掲げる要件に該当するもの

（有限責任事業組合契約で公益又は投資者保護を確保することが必要と認められるもの）

第一条の三の三　法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。第三条の四第四号において同じ。）であつて、当該有限責任事業組合契約によつて成立する有限責任事業組合（以下この条において「組合」という。）が次に掲げる要件のすべてに該当するもの以外のものとする。

一　当該組合の業務執行の決定について総組合員の同意を要するもの（有限責任事業組合契約に関する法律第十二条第一項ただし書及び第二項本文に規定する組合契約書において総組合員の同意を

（合名会社又は合資会社の社員権）

第一条の二　法第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利）

第一条の三　法第二条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　有価証券

二　為替手形

三　約束手形（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

四　法第二条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭（前三号に掲げるも

要しない旨の定めをする場合において、当該組合の業務執行の決定について総組合員が同意をするか否かの意思を表示することを要するものを含む。）

二　当該組合の組合員のすべてが次のいずれかに該当するもの

イ　当該組合の事業に常時従事する組合員

ロ　当該組合の事業のために欠くことができない専門的能力を発揮して当該組合の事業に従事する組合員（イに掲げるものを除く。）

（合同会社の社員権その他これに類するもの）

第一条の三の四　法第二条第二項第六号に規定する合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

のを含む。）の全部を充てて取得した物品（当該権利を有する者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものに限る。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2　法第二条第二項第五号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一　出資対象事業（法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。以下この条において同じ。）に係る業務執行の決定についてすべての出資者（同号に規定する出資者をいう。以下この項において同じ。）の同意を要すること（当該出資者の権利に係る契約その他の法律行為においてすべての出資者の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該出資対象事業に係る業務執行の決定についてすべての出資者が同意をするか否かの意思を表示することを要することを含む。）。

二　出資者のすべてが次のいずれかに該当すること。

イ　出資対象事業に常時従事すること。

ロ　特に専門的な能力であつて出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを発揮して当該出資対象事業に従事すること（イに掲げるものを除く。）。

3　法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共

済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定により締結される保険又は共済に係る契約その他の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項各号に掲げる事業に係る契約に基づく権利

二　本邦の法令に基づいて設立された法人（有限責任中間法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利

三　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する分収林契約に基づく権利

四　組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）に基づく権利であつて、当該組合契約によつて成立する組合が次に掲げるいずれかの者の業務を出資対象事業とするもの

イ　公認会計士

ロ　弁護士（沖縄弁護士及び外国法事務弁護士を含む。）

ハ　司法書士

ニ　土地家屋調査士

ホ　行政書士

ヘ　税理士

ト　社会保険労務士

チ　弁理士

五　株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号において「役員等」という。）が当該会社の

他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（有価証券とみなす権利）

第一条の三の二　法第二条第二項第七号に規定する政令で定める権利は、学校法人等に対する貸付け（次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）に係る債権とする。

一　当該貸付けに係る利率、弁済期その他の内閣府令で定める事項が同一で、複数の者が行うもの（当該貸付けが無利息であり、かつ、利息を天引する方法による貸付けでないものを除く。）であること。

二　当該貸付けの全部又は一部が次のいずれかに該当すること。

イ　当該貸付けを受ける学校法人等の設置する学校（私立学校法第二条第一項に規定する学校をいい、同条第二項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者その他利害関係者として内閣府令で定める者（ロにおいて「利害関係者」という。）以外の者が行う貸付けであること。

ロ　当該貸付けに係る債権の利害関係者以外の者に対する譲渡が禁止されていないことその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

（新設）

（削る）

（勧誘の相手方が多数である場合）

第一条の四　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

2　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載し

た書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条第二号ロ、第一条の七第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条、第一条の七及び第三十三条の五の二において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

3　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもの

（適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の四　法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条で内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十五条の三、第二十七条の四第五号及び第三十三条の二第五号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

第一条の五　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合

の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）が行われること

とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　（略）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　（略）

（勧誘の相手方が多数である場合）

第一条の五　法第二条第三項第一号に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の取得勧誘を行う場合とする。

（少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の六　法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方の人数との合計が五十名以上となることとする。

（削る）

（少人数向け勧誘に該当する場合）

（新設）

（少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の六　法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得の申込みの勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得の申込みの勧誘が募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得の申込みの勧誘を行う相手方の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得の申込みの勧誘を行つた相手方の人数との合計が五十名以上となることとする。

2　前項の場合における人数の計算については、第一条の四第二項及び第三項の規定を準用する。

（少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七　法第二条第三項第二号ロ及び第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　（略）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三　（略）

（取得勧誘により相当程度多数の者が所有する場合）

第一条の七の二　法第二条第三項第三号に規定する政令で定める場合

第一条の七　法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　（略）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者（第一条の四第二項の規定により人数の計算から除かれる適格機関投資家を除く。）が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三　（略）

（新設）

は、その取得勧誘に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる取得勧誘を行う場合とする。

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第一条の七の三　法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げるものとする。

一　取引所金融商品市場における有価証券の取引

二　法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の取引

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八　法第二条第四項第一号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合とする。

（削る）

（売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合）

第一条の八の二　法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合

（新設）

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八　法第二条第四項に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合とする。

2　前項の場合における人数の計算については、第一条の四第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「取得の申込みの勧誘」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」と、「勧誘の相手方」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘の相手方」と読み替えるものとする。

（新設）

は、その売付け勧誘等（同項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この条において同じ。）に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる売付け勧誘等を行う場合とする。

（金融商品取引業から除かれるもの）

第一条の八の三　法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる者が行う法第二条第八項各号に掲げる行為

イ　国

ロ　地方公共団体

ハ　日本銀行

ニ　外国政府その他の外国の法令上イからハまでに掲げる者に相当する者

二　法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第二十八条第八項第四号に掲げる取引をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う行為（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ　デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者として内閣府令で定める者

ロ　資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社

（新設）

三　法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権を有する者（当該商品投資受益権が同項第二号に掲げる権利又は同項第三号に掲げる権利（同項第二号に掲げる権利に類するものに限る。）である場合にあつては、これらの権利に係る信託の受託者）から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人への出資（以下この号及び次項において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ　当該商品投資受益権に係る商品投資契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第五項に規定する商品投資契約をいう。）若しくは信託契約又は当該商品投資受益権の販売を内容とする契約のいずれかにおいて、当該法人への特定出資が行われる旨及び当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を商品投資（同条第一項に規定する商品投資をいう。ロ及び次項において同じ。）により運用する旨が定められていること。

ロ　当該法人が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十三条第一項に規定する商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る同法第二条第二項に規定する投資判断を一任すること。

ハ　当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するものでないこと。

四　前三号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

2　前項第三号イからハまでに規定する法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部（当該法人が当該金銭その他の財産を商品投資により運用する場合にあつては、当該金銭その他の財産のうち当該商品投資により運用するもの以外のものの全部）を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号イからハまでの規定の適用については、当該他の法人を当該法人とみなす。

（金融機関の指定）

第一条の九　法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の四第三項、第五項及び第六項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

二～四　（略）

（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券）

（金融機関の指定）

第一条の九　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三並びに第六十六条の二に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社

二～四　（略）

第一条の九の二　法第二条第八項第七号トに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるもの（その発行者が当該有価証券に係る信託の受託者とされるものを除く。）であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資又は第三十七条第一項第二号イからホまでに掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものとする。

一　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十　法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。

（新設）

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の九の二　法第二条第八項第七号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の売買であつて同号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高

）であつて同号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

二　毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十であること。

（投資運用業の範囲）

第一条の十一　法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利は、同条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利とする。

（金融商品取引業となる行為）

第一条の十二　法第二条第八項第十八号に規定する政令で定める行為は、その行う同項第七号に掲げる行為に係る有価証券（次に掲げるものに限る。）の転売を目的としない買取りとする。

一　法第二条第八項第七号イ又はロに掲げる有価証券の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

二　毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第七号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄のすべての取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十であること。

（新設）

（新設）

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（法人の信用状態に係る事由に類似するもの）

第一条の十三　法第二条第二十一項第五号イ及び第二十二項第六号イに規定する政令で定めるものは、法人でない者の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして内閣府令で定める事由とする。

（新設）

（当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるもの）

第一条の十四　法第二条第二十一項第五号ロ及び第二十二項第六号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象

二　戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める事由

（新設）

（店頭デリバティブ取引から除かれるもの）

第一条の十五　法第二条第二十二項に規定する公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等の受入れを内容と

する取引に付随する法第二条第二十二項第三号（ロを除く。）に掲げる取引（通貨の売買に係るものに限る。）

二　保険業法第二条第一項に規定する保険業及び同項各号に掲げる事業に係る契約の締結

三　債務の保証に係る契約の締結

四　貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、その債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんすることを内容とする契約の締結（前号に掲げるものを除く。）

（削る）

（差金決済の原因となる行為）

第一条の十六　法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）によらないで、将来の一定の時期において金融商品（同条第二十四項第五号に掲げる

（有価証券先物取引の対象とならない有価証券）

第一条の十　法第二条第二十項に規定する政令で定めるものは、同条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び第一条の有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引となる行為）

第一条の十一　法第二条第二十四項に規定する政令で定める行為は、有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者が当該売買契約を解除する行為とする。

ものを除く。）及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

（預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書）

第一条の十七　法第二条第二十四項第二号に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第七号に規定する支払手段、同項第十一号に規定する証券及び同項第十三号に規定する債権（通貨に該当するものを除く。）とする。

（新設）

（金融指標の範囲）

第一条の十八　法第二条第二十五項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　気象庁その他の者が発表する地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果に係る数値

二　国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算に係る数値、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する指定統計調査及び同法第十四条に規定する届出統計調査の結果に係る数値その他これらに準ずる統計の数値

（新設）

（有価証券等清算取次ぎの対象取引）

第一条の十九　法第二条第二十八項に規定する政令で定める取引は、

（法第二条第三十項に規定する政令で定める取引）

第一条の十二　法第二条第三十項に規定する政令で定める取引は、次

次に掲げるものとする。

一　信用取引等（信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）若しくは市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引に係るものに限る。）をいう。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

に掲げるものとする。

一　信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第七項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同

第二章　企業内容等の開示

（組織再編成の範囲）

第二条　法第二条の二第一項に規定する政令で定めるものは、株式移転とする。

（組織再編成対象会社の範囲）

第二条の二　法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

（組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲）

第二条の三　法第二条の二第四項第一号及び第四条第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

じ。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

第二章　企業内容等の開示

（新設）

（新設）

（新設）

一　新株予約権証券
二　新株予約権付社債券
三　優先出資証券
四　有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち同項各号に掲げる証券又は証書を信託財産とするものであつて、当該信託財産である有価証券（以下「受託有価証券」という。）に係る権利と同等の権利を当該信託の受益債権（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益債権をいう。以下同じ。）とするものをいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券が株券であるもの
五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券の権利を表示するもの

（組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が多数である場合）

第二条の四　法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等（同号に規定する組織再編成対象会社株主等をいう。次条から第二条の七までにおいて同じ。）が五十名以上である場合とする。

（組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合）

第二条の五　法第二条の二第四項第三号に規定する政令で定める場合

（新設）

（新設）

は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

（組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が多数である場合）

第二条の六　法第二条の二第五項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五十名以上である場合とする。

（組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合）

第二条の七　法第二条の二第五項第二号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

（法第二章の規定を適用する有価証券）

第二条の八　法第三条第二号に規定する政令で定めるものは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する社会医療法人債券とする。

（法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資対象事業の範囲）

第二条の九　法第三条第三号イに規定する政令で定めるものは、法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有

（新設）

（新設）

（法第二章の規定を適用する有価証券）

第二条　法第三条の規定により企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する社会医療法人債券とする。

（新設）

価証券に対する投資を行う出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいい、次に掲げるものを除く。）に係る権利とする。

一　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権（同項第一号に掲げる権利に係るものに限る。）を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人（以下この号において「特定法人」という。）への出資（以下この条において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

イ　当該特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産を主として有価証券に対する投資として運用するものではないこと。

ロ　当該特定法人が二以上の者から出資を受けないこと。

二　第一条の三第一項第四号に掲げる物品のうち内閣府令で定めるもののみを充てて出資を行う事業

2　前項第一号イ及びロに規定する当該特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部（当該特定法人が当該金銭その他の財産を商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）により運用する場合にあつては、当該金銭その他の財産を商品投資により運用するもの以外のものの全部）を充てて他の法人に出資を行う場合には、当該他の法人を当該特定法人とみなして同号イ及びロの規定を適用する。

（法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲）

第二条の十　法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。

一　法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イ　厚生年金保険法第百三十条の二第一項及び第二項（同法第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第百三十六条の三第一項第一号及び第五号ヘに規定する信託の契約又は同法第百五十九条の二第一項及び第二項、同法第百六十四条第三項において準用する同法第百三十六条の三第一項第一号及び第五号ヘ並びに同法第百六十四条第三項において準用する同法第百三十六条の三第二項において準用する同法第百三十条の二第二項に規定する信託の契約に係る信託の受益権

ロ　国民年金法第百二十八条第三項並びに国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第一号及び第五号ヘ並びに第二項に規定する信託の契約又は同法第百三十七条の十五第三項及び第四項並びに同令第五十一条第一項において準用する同令第三十条第一項第一号及び第五号ヘ並びに第二項に規定する信託の契約に係る信託の受益権

ハ　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（信託の契約に限る。）に係る信託の受益権

（新設）

ニ　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契約に限る。）、同法第六十六条第一項（同法第九十一条の七において準用する場合を含む。）の規定により締結する同法第六十五条第一項第一号に掲げる信託の契約及び同法第六十六条第二項（同法第九十一条の七において準用する場合を含む。）に規定する信託の契約に係る信託の受益権

ホ　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契約に限る。）に係る信託の受益権

ヘ　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号に規定する信託の契約に係る信託の受益権

ト　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約に係る信託の受益権

チ　法第四十三条の二第二項に規定する信託の契約に係る信託の受益権

リ　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権（同項第二号に掲げる権利に係るものに限る。）を有する者から信託を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人（リにおいて「特定法人」という。）への出資（リ及び第三項において「特定出資」という。）であつて

、次に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該信託の受益権

(1) 当該特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産を主として有価証券に対する投資として運用するものではないこと。

(2) 当該特定法人が二以上の者から出資を受けないこと。

二 法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち、前号に掲げる権利の性質を有するもの

三 法第二条第二項第三号に掲げる権利のうち、その出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う合名会社、合資会社又は合同会社の社員権

四 法第二条第二項第四号に掲げる権利のうち、前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 法第二条第二項第六号に掲げる権利のうち、前条に規定する権利の性質を有するもの

2 法第三条第三号ハに規定する政令で定めるものは、第一条の三の二に規定する債権とする。

3 第一項第一号リ(1)及び(2)に規定する当該特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部（当該特定法人が当該金銭その他の財産を商品投資により運用する場合にあつては、当該金銭その他の財産を商品投資により運用するもの以外のものの全部）を充てて他の法人に出資を行う場合には、当該他の法人を当該特定法人とみなして同号リ(1)及び(2)の規定を適用する。

（法第二章の規定が適用されない有価証券）

第二条の十一　法第三条第五号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により設立された機関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内における募集又は売出しにつき日本国政府の同意を要することとされているものとする。

（募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条の十二　法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　新株予約権証券（会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この号において「新株予約権証券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。次号、第二十七条の四第五号及び第三十三条の二第五号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。）を行う場合

二　会社の設立に際し、当該会社の発行する株券の発行が会社法第

（法第二章の規定が適用されない有価証券）

第二条の二　法第三条の規定により法第二章の規定を適用しないこととされる同条に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により設立された機関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内における募集又は売出しにつき日本国政府の同意を要することとされているものとする。

（新設）

二十五条第一項第一号に掲げる方法により行われる場合における当該株券の取得勧誘を行う場合

（特定有価証券の範囲）

第二条の十三　法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（以下この章において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第八号、第十三号及び第十五号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券のうち、前二号、次号又は第五号に掲げる有価証券を受託有価証券とするものを含む。）

四　法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券

五　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

六　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（上場有価証券に準ずる有価証券等）

第三条　法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（法第

（新設）

（上場有価証券に準ずる有価証券等）

第三条　法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する

二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項及び第二十四条の五第六項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（法第十五条第三項に規定する政令で定める有価証券）

第三条の二　法第十五条第三項に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券とする。

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

（法第十五条第三項に規定する政令で定める有価証券）

第三条の二　法第十五条第三項に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券とする。

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

第三条の二の二　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法に規定する短期社債

二　（略）

三　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三　法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等（法第二十三条の十三第三項に規定する有価証券発行勧誘等に限る。）とする。

一　（略）

二　法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）

三　資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債（法第

第三条の二の二　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二　（略）

（新設）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三　法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の取得の申込みの勧誘（法第二十三条の十三第三項に規定する取得の申込みの勧誘に限る。）とする。

一　（略）

二　法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）

三　資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債又は保険業法に規定する短期社債（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして

二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）

（海外発行証券の少人数向け勧誘）

第三条の三　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で行われたものとし、同項に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で行われなかつたものとする。

2　法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

（削る）

内閣府令で定めるものを含む。）

（海外発行証券の少人数向け勧誘）

第三条の三　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行の際にその取得の申込みの勧誘が国内で行われたものとし、同項に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその取得の申込みの勧誘が国内で行われなかつたものとする。

2　法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

（特定有価証券の範囲）

第三条の四　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八

（外国の者の有価証券報告書の提出期限）

第三条の四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条及び第四条の二の二

号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（外国の者の有価証券報告書の提出期限）

第三条の五　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条及び第四条の四にお

において同じ。））経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）

第三条の五　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、株券及び優先出資証券とする。

2　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより計算した数は、三百とする。

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第三条の六　法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、学校法人等の純資産額とする。

2　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定めるものの額は、一億円とする。

3　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める数は、三百とする。

4　法第二十四条第一項第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、株券、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等のうち同項第七号に掲げる権利（内閣府令で定めいて同じ。））経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（新設）

（有価証券報告書の提出を要することとなる有価証券の所有者数等）

第三条の六　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める数は、三百とする。

2　法第二十四条第一項第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、株券及び優先出資証券とし、同号に規定する政令で定める数は、五百とする。

るものに限る。）及び優先出資証券とする。

5　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

第四条　（略）

2　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　（略）

二　相当の期間事業を休止している者

三　（略）

3　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

第四条　（略）

2　金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。）の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一　（略）

二　相当の期間営業を休止している者

三　（略）

3　前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内（その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内）に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類

を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

4　（略）

（削る）

（特定有価証券に係る有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

第四条の二　前条第一項の規定は法第二十四条第一項第三号及び第四号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準

を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

4　（略）

5　第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（新設）

用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前条第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間）の直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

2 法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、当該有価証券が該当する次に掲げる有価証券投資事業権利等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利　信託財産

二 法第二条第二項第五号に掲げる権利　出資金又は拠出金

三 法第二条第二項第七号に掲げる権利のうち内閣府令で定めるもの　内閣府令で定めるもの

3　法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、一億円とする。

4　法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第一号、第五号及び第七号に掲げる権利（内閣府令で定めるものに限る。）とする。

5　法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

（外国会社報告書の提出期限）

第四条の二の二　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社（同条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間）経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国会社報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の有価証券報告書の提出期限）

（新設）

第四条の二の三　法第二十四条第十三項（法第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条第十二項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による有価証券報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から一月を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（訂正報告書を提出した旨の公告）

第四条の二の四　（略）

（確認書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の五　法第二十四条の四の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（次の各号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の発行者である会社とする。

一　株券

二　優先出資証券

三　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価

（新設）

（訂正報告書を提出した旨の公告）

第四条の二　（略）

（新設）

証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2　法第二十四条の四の二第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定において法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の二第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の二第一項	有価証券報告書の記載内容	訂正報告書の記載内容
	有価証券報告書等	訂正報告書
	外国会社報告書	外国会社訂正報告書
第二十四条の四の二第二項	有価証券報告書と併せて	訂正報告書と併せて

3　法第二十四条の四の二第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定において法第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、

及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により確認書（法第二十四条の四の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	確認書

4　法第二十四条の四の二第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定において報告書提出外国会社が法第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により確認書を提出する場合（外国会社報告書を提出している場合に限る。）について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項から第十三項まで	有価証券報告書	確認書
	外国会社報告書	外国会社確認書
	報告書提出外国会社	外国会社

（訂正確認書に関する読替え）

第四条の二の六　法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	第五条第一項及び第六項	確認書
	届出書類	訂正確認書
第十条第一項	有価証券届出書	確認書

2　法第二十四条の四の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により確認書の訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項に規定する訂正確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出	訂正確認書

（新設）

3	法第二十四条の四の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	書類

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項	有価証券報告書	訂正確認書
	外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。）	外国会社
	第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類（以下この条において「	訂正確認書

有価証券報告書等」という。）	外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている有価証券報告書等に類する	第二十四条第九項	外国会社報告書には、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの
	訂正確認書に記載すべき事項を記載した	外国会社訂正確認書には	その他

	として内閣府令で定めるものを記載した書類その他	
第二十四条第十一項	報告書提出外国会社	外国会社
	有価証券報告書等	訂正確認書

（内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の七　法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（次の各号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の発行者である会社とする。

一　株券

二　優先出資証券

三　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2　法第二十四条の四の四第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四

（新設）

の四第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び法第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）及びその添付書類が提出された場合について法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	内部統制報告書及びその添付書類

3　法第二十四条の四の四第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において報告書提出外国会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項の規定による内部統制報告書を提出する場合（外国会社報告書を提出している場合に限る。）について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項、第九項及び	外国会社報告書	外国会社内部統制報告書
	報告書提出外国会社	外国会社

第十一条から第十三条まで	有価証券報告書	内部統制報告書

（訂正内部統制報告書に関する読替え）

第四条の二の八　法第二十四条の四の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	届出書類	内部統制報告書及びその添付書類
第九条第一項	第五条	内部統制報告書及びその添付書類
	届出書類	訂正報告書
第十条第一項	有価証券届出書	内部統制報告書及びその添付書類

2　法第二十四条の四の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書（法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。）が提出された場合について法

（新設）

の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	当該訂正報告書

3　法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した内部統制報告書の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項	有価証券報告書には	訂正報告書には
	外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」とい	外国会社

う。）		
第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類（以下この条において「有価証券報告書等」という。）	訂正報告書	
外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている有価証券報告	訂正報告書に記載すべき事項を記載した	

書等に類する	外国会社報告書には	外国会社訂正報告書には
第二十四条第九項	、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他	その他
第二十四条第十一項	有価証券報告書等	訂正報告書
	報告書提出外国会社	外国会社

（内部統制報告書に係る賠償責任に関する読替え）

第四条の二の九　法第二十四条の四の六（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句

（新設）

規定		
第二十二条	前項	第二十四条の四の六において準用する前項

（四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の十　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条（第六項を除く。）において同じ。）に規定する発行者である会社その他の政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（次の各号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の発行者である会社とする。

一　株券

二　優先出資証券

三　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2　法第二十四条の四の七第一項に規定する事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間から除く政令で定める期間は、当該各期間のうち最後の期間とする。

（新設）

3　法第二十四条の四の七第一項に規定する四十五日以内の政令で定める期間は、四十五日とする。

4　法第二十四条の四の七第一項に規定する六十日以内の政令で定める期間は、次の各号に掲げる四半期間（同項に規定する事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　事業年度における最初の四半期間の次の四半期間　六十日

二　前号に掲げる四半期間以外の四半期間　四十五日

5　法第二十四条の四の七第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）並びに四半期報告書及びその訂正報告書（法第二十四条の四の七第四項に規定する訂正報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	第五条	四半期報告書
	届出書類	訂正報告書
第二十二条	有価証券報告書	四半期報告書（その訂正報

	告書を含む。以下この条において同じ。）

6　法第二十四条の四の七第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二十四条の四の七第四項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条の規定による届出書類	当該四半期報告書及び訂正報告書

7　法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条の四の七第九項による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による四半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

8　法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の

四の七第四項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書（法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。）及びその補足書類（法第二十四条の四の七第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。）の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の七第六項	第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社四半期報告書	第四項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社四半期報告書	訂正報告書	外国会社四半期訂正報告書

第二十四条の四の七第七項	外国会社四半期報告書	外国会社四半期訂正報告書
第二十四条の四の七第八項	四半期報告書	訂正報告書
	外国会社四半期報告書	外国会社四半期訂正報告書

（四半期報告書に係る確認書に関する読替え）

第四条の二の十一　法第二十四条の四の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の八第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の二第一項	有価証券報告書	四半期報告書

（新設）

（外国会社半期報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の半期報告書の提出期限）

第四条の二の十二　法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二

（新設）

十四条の五第十項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（四半期報告書に係る確認書に関する読替え）

第四条の二の十三　法第二十四条の五の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の五第五項に規定する訂正報告書をいう。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の五の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の二第一項	有価証券報告書	半期報告書

（新設）

（上場株券に準ずる株券等）

（上場株券に準ずる株券等）

第四条の三　（略）

２　法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が金融商品取引所に上場されている株券又は流通状況が金融商品取引所に上場されている株券に準ずるものとして前項に規定する株券であるもの

二　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されている株券又は流通状況が金融商品取引所に上場されている株券に準ずるものとして前項に規定する株券に係る権利を表示するもの

（削る）

第四条の三　（略）

２　法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、証券取引所に上場されている株券又は流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして前項に規定する株券に係る権利を表示するものとする。

（外国会社報告書の提出期限）

第四条の四　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、同条第八項に規定する報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間）経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国会社報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の有

（削る）

（削る）

（密接な関係を有する会社）

第四条の四　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

価証券報告書の提出期限）

第四条の五　法第二十四条第十三項（法第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条第十二項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による有価証券報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から一月を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（外国会社半期報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の半期報告書の提出期限）

第四条の六　法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条の五第十項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（密接な関係を有する会社）

第四条の七　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

2　会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の七において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限）

第四条の五　法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用し、

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第六条の二第一項第五号及び第六号、第九条第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項第一号並びに第十八条の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

2　会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の十において「被支配法人等」という。）が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限）

第四条の八　法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用し、

及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。第四条の八において同じ。）である外国会社（法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者）が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（親会社等状況報告書の訂正に関する読替え）

第四条の六　（略）

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の七　法第二十四条の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二十四条の七第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とする。

一　提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する協同組織金融機関（法第二条第一項第七号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）の発行者をいう。）その他内閣府令で定める者（以下この条において「協同組織金融機関等」と

及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。第四条の十一において同じ。）である外国会社（法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者）が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（親会社等状況報告書の訂正に関する読替え）

第四条の九　（略）

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の十　法第二十四条の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二十四条の七第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とする。

一　提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する協同組織金融機関（法第二条第一項第五号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）の発行者をいう。）その他内閣府令で定める者（以下この条において「協同組織金融機関等」と

いう。）

二　協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該協同組織金融機関等

2　協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該協同組織金融機関等の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（会社以外の者による親会社等状況報告書の提出に関する読替え）

第四条の八　（略）

（発行者が会社以外の者である場合の読替え）

第四条の九　（略）

（半期報告書等の提出を要しない外国債等の発行者）

第五条　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号若しくは第二号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者（当該発行者の半期報告書及び臨時報告書（法第二十七条において準用する法第二十四条の五に規定する半期報告書及び臨時報告書をいう。以下この条において同じ。）の提出を要しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがな

いう。）

二　協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該協同組織金融機関等

2　協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該協同組織金融機関等の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

（会社以外の者による親会社等状況報告書の提出に関する読替え）

第四条の十一　（略）

（発行者が会社以外の者である場合の読替え）

第四条の十二　（略）

（半期報告書等の提出を要しない外国債等の発行者）

第五条　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号若しくは第二号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者（当該発行者の半期報告書及び臨時報告書（法第二十七条において準用する法第二十四条の五に規定する半期報告書及び臨時報告書をいう。以下この条において同じ。）の提出を要しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないも

いものとして、金融庁長官の指定した発行者に限る。）は、半期報告書及び臨時報告書を提出することを要しない。

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　（略）

二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　（略）

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプション

のとして、金融庁長官の指定した発行者に限る。）は、半期報告書及び臨時報告書を提出することを要しない。

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　（略）

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　（略）

（新設）

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプショ

の行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　（略）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第六条の二　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　（略）

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の

ンの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　（略）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第六条の二　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　（略）

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の

発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同法第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七～十二　（略）

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同条第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七～十二　（略）

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、同条第二十三項に規定する外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　（略）

十五　金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

2　（略）

3　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいい、同条第二十九項に規定する外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　（略）

十五　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

2　（略）

3　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買

付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条　法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条　法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四～六　（略）

2・3　（略）

4　法第二十七条の二第一項第四号の特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等に係る政令で定める割合は、買付け等を行おうとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

5～7　（略）

（特別の関係）

第九条　法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一　（略）

二　その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。第十四条の六の二第三号において同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四～六　（略）

2・3（略）

4　法第二十七条の二第一項第四号の特定売買等による株券等の買付け等又は取引所有価証券市場外における株券等の買付け等に係る政令で定める割合は、買付け等を行おうとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

5～7（略）

（特別の関係）

第九条　法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一　（略）

二　その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の

の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

2　（略）

3　個人（その親族を含む。以下この条において同じ。）とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4　個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5　前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

（株券等所有割合の算定に加算する有価証券）

名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

2　（略）

3　個人（その親族を含む。以下この条において同じ。）とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4　個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5　前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

（株券等所有割合の算定に加算する有価証券）

第九条の二　法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～四　（略）

五　外国の者の発行する証券又は証書で前各号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（公開買付開始公告等）

第九条の三　（略）

2～4　（略）

5　第四条の二の四第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第九条の三第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九条の三第四項」と読み替えるものとする。

6　（略）

（公開買付者の関係者）

第十条　法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一　公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等（銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一

第九条の二　法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～四　（略）

五　外国法人の発行する証券又は証書で前各号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（公開買付開始公告等）

第九条の三　（略）

2～4　（略）

5　第四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第九条の三第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九条の三第四項」と読み替えるものとする。

6　（略）

（公開買付者の関係者）

第十条　法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一　公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等（銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一号において同じ。）

号において同じ。）

二　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十一条　法第二十七条の三第四項第二号（法第二十七条の八第六項（法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　第十条各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三～六　（略）

七　その株券等が上場されている外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう

二　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十一条　法第二十七条の三第四項第二号（法第二十七条の八第六項（法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の十一第四項及び法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める証券業協会は、当該株券等を登録する証券業協会とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条　法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三～六　（略）

七　その株券等が上場されている外国の証券取引所（証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四

。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八　会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

（禁止される買付条件等の変更）

第十三条　（略）

2　法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載された数を増加させること。ただし、公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告を行い、公開買付けを行つている場合については、この限りでない。

条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

（禁止される買付条件等の変更）

第十三条　（略）

2　法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行

二～四　（略）

（公開買付けの撤回等）

第十四条　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ～チ　（略）

リ　金融商品取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

ヌ　認可金融商品取引業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

ヲ～ツ　（略）

する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合

二～四　（略）

（公開買付けの撤回等）

第十四条　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ～チ　（略）

リ　証券取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ～ツ　（略）

二　（略）

三　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ～ト　（略）

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　（略）

四・五　（略）

2　（略）

（公衆縦覧を行う認可金融商品取引業協会）

第十四条の三　法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、第十一条に規定する認可金融商品取引業協会とする。

（公開買付開始公告等）

第十四条の三の四　（略）

2～4　（略）

二　（略）

三　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ～ト　（略）

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　（略）

四・五　（略）

2　（略）

（公衆縦覧を行う証券業協会）

第十四条の三　法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は、第十一条に規定する証券業協会とする。

（公開買付開始公告等）

第十四条の三の四　（略）

2～4　（略）

5　第四条の二の四第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第十四条の三の四第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条の三の四第四項」と読み替えるものとする。

6　（略）

（公開買付者の関係者）

第十四条の三の五　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一　公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等

二　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十四条の三の六　法第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する法第二十七条の三第四項第二号に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

5　第四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第十四条の三の四第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条の三の四第四項」と読み替えるものとする。

6　（略）

（公開買付者の関係者）

第十四条の三の五　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一　公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等

二　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十四条の三の六　法第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する法第二十七条の三第四項第二号に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める証券業協会は、当該株券等を登録する証券業協会とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十四条の三の七　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三・四　（略）

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六　（略）

（公衆縦覧を行う認可金融商品取引業協会）

第十四条の三の十　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、第十四条の三の六に規定する認可金融商品取引業協会とする。

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四　法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証

第十四条の三の七　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　その株券等が上場されている外国の証券取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三・四　（略）

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六　（略）

（公衆縦覧を行う証券業協会）

第十四条の三の十　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は、第十四条の三の六に規定する証券業協会とする。

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四　法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証

券とする。

一　（略）

二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　（略）

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2　法第二十七条の二十三第一項に規定する流通状況が金融商品取引所に上場されているものに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券は、店頭売買有価証券とする。

（対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲）

第十四条の四の二　法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するもの

二　有価証券信託受益証券で、対象有価証券を受託有価証券とする

券とする。

一　（略）

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　（略）

（新設）

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2　法第二十七条の二十三第一項に規定する流通状況が証券取引所に上場されているものに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券は、店頭売買有価証券とする。

（対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲）

第十四条の四の二　法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するもの

（新設）

もの

三　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、対象有価証券に係る権利を表示するもの

四　（略）

五　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二　法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　外国の者の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（特別の関係）

第十四条の七　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　（略）

二　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

二　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、対象有価証券に係る権利を表示するもの

三　（略）

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二　法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　外国法人の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（特別の関係）

第十四条の七　法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　（略）

二　会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配

三・四　（略）

2　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（重要提案行為等）

第十四条の八の二　法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して

株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三・四　（略）

2　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（重要提案行為等）

第十四条の八の二　法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して

提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一～十　（略）

十一　その発行する有価証券の取引所金融商品市場における上場の廃止又は店頭売買有価証券市場における登録の取消し

十二　その発行する有価証券の取引所金融商品市場への上場又は店頭売買有価証券登録原簿への登録

十三　（略）

2・3　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十四条の九　法第二十七条の二十七第二号（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号及び法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（金融商品取引所等の公衆縦覧の方法）

第十四条の十三　金融商品取引所及び第三条に規定する認可金融商品取引業協会は、通知を受けた事項を法第二十七条の三十の八第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項をその

提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一～十　（略）

十一　その発行する有価証券の取引所有価証券市場における上場の廃止又は店頭売買有価証券市場における登録の取消し

十二　その発行する有価証券の取引所有価証券市場への上場又は店頭売買有価証券登録原簿への登録

十三　（略）

2・3　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十四条の九　法第二十七条の二十七第二号（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号及び法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める証券業協会は、当該株券等を登録する証券業協会とする。

（証券取引所等の公衆縦覧の方法）

第十四条の十三　証券取引所及び第三条に規定する証券業協会は、通知を受けた事項を法第二十七条の三十の八第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項をその事務所においてそ

事務所においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

第四章　金融商品取引業者等

（幹事会社による有価証券の元引受け）

第十五条　法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

（差金決済の原因となる行為）

第十五条の二　法第二十八条第八項第四号イに規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

（有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの対象取引）

第十五条の三　法第二十八条第八項第七号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信用取引等（信用取引若しくは金融商品取引業者が自己の計算の使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

第四章　証券会社等

（証券会社の最低資本金の額）

第十五条　法第二十八条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

（特別の関係）

第十五条の二　法第二十八条の四第四項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一　対象議決権（法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又はその被支配会社が対象議決権を保有している者　当該者と次に掲げる者との関係

イ　対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）

ロ　その配偶者

において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場デリバティブ取引（法第二十八条第八項第三号に掲げる取引をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。）をいう。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（登録の申請に係る使用人）

第十五条の四　法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

ハ　その被支配会社

ニ　その支配株主等

ホ　その支配株主等の他の被支配会社

二　前号に掲げる者以外の者　当該者と同号イ又はロに掲げる者との関係

2　前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

3　共同保有者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4　配偶者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみな

一　金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第十七条の十三第一号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　投資助言業務（法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）又は投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

三　投資助言・代理業（法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下同じ。）に関し、法第二十九条の二第一項第六号の営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（持込資本金の額の計算）

第十五条の五　法第二十九条の二第四項の持込資本金の額は、国内に持ち込む資産のうちに外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合には、当該資産について外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。以下同じ。）により本邦通貨に換算し、合計して計算しなければならない。

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の三　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で内閣府令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

（証券会社と密接な関係を有する者）

第十五条の四　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。）の百分の五十を

第十五条の六　法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

二　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）

三　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）

四　商標法（昭和三十四年法律百二十七号）

五　著作権法（昭和四十五年法律四十八号）

六　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）

七　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

八　種苗法（平成十年法律第八十三号）

九　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

十　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）

十一　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）

十二　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）

十三　破産法（平成十六年法律第七十五号）

十四　会社法

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

第十五条の七　法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。次項において同じ。）、監査役又は執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

2　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合　三十億円

二　法第二十八条第一項第三号ロに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合（前号に掲げる場合を除く。）　五億円

三　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）又は投資運用業を行おうとする場合（前二号に掲げる場合を除き、第二種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、損失の危険の管理の必要性の高いものとして内閣府令で定める行為を行おうとする場合に限る。）　五千万円

四　第二種金融商品取引業を行おうとする場合（前三号に掲げる場合を除く。）　千万円

2　申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つている者に類するもの）

第十五条の八　法第二十九条の四第一項第五号イ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

3　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（証券会社が自己又は委託の別を明らかにする対象から除かれる顧客）

第十五条の四の二　法第三十八条ただし書に規定する政令で定める者

その発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者が第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つている者とする。

（金融商品取引業者の最低純財産額）

第十五条の九　法第二十九条の四第一項第五号ロ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

2　申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第五号ロの純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（特別の関係）

第十五条の十　法第二十九条の四第四項第二号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一　対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又はその被支配会社が対象議決権を保有している者　当該者と次に掲げる者との関係

は、第十八条の五各号に掲げる者とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の五　証券会社は、法第四十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た証券会社は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第四十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（取引報告書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第十五条の六　前条の規定は、法第四十一条第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（禁止行為から除かれる行為）

第十五条の七　法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（

イ　対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）

ロ　その配偶者

ハ　その被支配会社

ニ　その支配株主等

ホ　その支配株主等の他の被支配会社

二　前号に掲げる者以外の者　当該者と同号イ又はロに掲げる者との関係

2　前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

3　共同保有者と合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）若しくは一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）をする場合における当該一連の上場有価証券売買等若しくは一連の店頭売買有価証券売買等をする行為又はこれらの委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条において同じ。）をする行為とする。

（適用除外取引）

第十六条　法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第六項において準用する場合に

4　配偶者と合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

（認可に係る最低資本金の額）

第十五条の十一　法第三十条の四第二号に規定する政令で定める金額は、三億円とする。

2　申請者が外国法人である場合において、法第三十条の四第二号の資本金の額及び同条第三号の純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第三十条第一項の認可の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（営業保証金の額）

第十五条の十二　法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第二種金融商品取引業を行う個人（損失の危険の管理の必要性の高いものとして内閣府令で定める行為を行う者に限る。）　五千万円

二　第二種金融商品取引業を行う個人（前号に掲げる者を除く。）　千万円

三　投資助言・代理業のみを行う者　五百万円

あつては、登録金融機関（同条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。））が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（最良執行方針等）

第十六条の二　法第四十三条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売買等（次に掲げるものを除く。）

イ　上場株券等（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）の売買（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除く。以下この号及び第三項において同じ。）

ロ　店頭売買有価証券の売買

ハ　取扱有価証券（法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買

二　外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

2　法第四十三条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。

3　法第四十三条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株

（営業保証金に代わる契約の内容）

第十五条の十三　金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う個人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条から第十五条の十五までにおいて同じ。）は、法第三十一条の二第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一　法第三十一条の二第四項の規定による命令を受けたときは、当該金融商品取引業者のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。

二　一年以上の期間にわたつて有効な契約であること。

三　金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

第十五条の十四　法第三十一条の二第六項の権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2　金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべ

券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

4　第十五条の五の規定は、法第四十三条の二第六項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（分別保管の対象から除かれる取引）

第十六条の二の二　法第四十七条第一項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券店頭デリバティブ取引

二　外国市場証券先物取引

三　前二号に掲げる取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引

（顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第十六条の二の三　第十五条の五の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

きことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者（次項及び第四項において「申立人」という。）及び供託者（金融商品取引業者及び法第三十一条の二第四項の規定による命令により同条第三項に規定する契約に基づき当該金融商品取引業者のために同条第一項の営業保証金の全部又は一部を供託している者をいう。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

4 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によつて担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

（営業報告書の公告）

第十六条の二の四　法第四十九条第三項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明事項）

第十六条の三　法第五十条に規定する業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものは、法第二十八条の三第一項各号に掲げる事項、業務の種類及びその概要、法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率その他の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものとする。

2 法第五十条に規定する政令で定める期間は、毎事業年度終了の日以後三月間（当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算についての総会が招集された場合には、当該総会の日から二週間を経過した日までの間）とする。

（証券会社が電子公告により証券業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十六条の三の二　法第五十五条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第五十五条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句

（営業保証金の取戻し）

第十五条の十五　金融商品取引業者若しくはその承継人又は当該金融商品取引業者のために営業保証金を供託した者は、当該金融商品取引業者が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一　主たる営業所又は事務所の位置の変更により法第三十一条の二第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所若しくは事務所の位置の変更又は国内における営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止により第十七条の十六の規定により読み替えて適用する法第三十一条の二第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合）

二　法第五十条の二第二項の規定により法第二十九条の登録がその効力を失つた場合（法第五十条の二第一項第一号に該当する場合を除く。）

三　法第五十条の二第三項の規定により相続人が引き続き金融商品取引業を行うことができる期間を経過した場合

四　法第五十二条第一項若しくは第四項又は第五十四条の規定により法第二十九条の登録が取り消された場合

五　第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業以外の金融商品取

法の規定		
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
	これらの	同項の

（資産の国内保有）

第十六条の四　法第六十条に規定する政令で定める部分は、内閣府令で定めるところにより算定される負債の額に相当する資産の額とする。

（登録手数料）

第十七条　法第六十四条の八第一項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による登録手数料は、外務員（法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2　前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十四条第一項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところによ

引業を行う者として法第三十一条第四項の変更登録を受けた場合

2　金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者のために営業保証金を供託した者は、当該金融商品取引業者が次に掲げる場合に該当する場合において、当該金融商品取引業者に係る営業保証金の額（契約金額（法第三十一条の二第三項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、第十七条の十六の規定により読み替えて適用する法第三十一条の二第一項）及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなつたときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一　投資助言・代理業のみを行う者として法第三十一条第四項の変更登録を受けた場合

二　法第三十一条の二第三項に規定する契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合

三　第十五条の十二第一号に規定する内閣府令で定める行為を行わないこととした場合として内閣府令で定める場合（第一号に掲げる場合を除く。）

（親法人等及び子法人等の範囲）

第十五条の十六　法第三十一条の四第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

り、現金をもつてすることができる。

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

第十七条の二　法第六十五条第二項第一号に規定する短期社債に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債

二　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2　法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは前項第一号若しくは法第二条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

3　法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、発行日から償還日までの期間が一年未満のものとする。

（金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券）

第十七条の三　法第六十五条第二項第四号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券（当該有価証券に係るオプ

一　その親会社等
二　その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）
三　その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）
四　その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）
イ　当該特定個人株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
ロ　当該特定個人株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

2　法第三十一条の四第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。
一　その子会社等
二　その関連会社等

3　第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）

ションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。）とする。
一　株券（優先出資証券を含む。）、新株予約権証券、新株予約権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券
二　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの
三　前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券

（多数の者を相手方として行う場合）
第十七条の三の二　法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行う場合とする。

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）
第十七条の三の三　法第六十五条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。
一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。次号において単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）
二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を

を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

4　第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

5　第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（短期社債に類する有価証券等）

第十五条の十七　法第三十三条第二項第一号に規定する短期社債に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（金融機関の証券業務の登録等に関する読替え）

第十七条の四　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条の二	前条	第六十五条の二第一項
	商号	商号又は名称
	資本金の額	資本金の額、基金の総額又は出資の総額
	監査役（	監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含み、

閣府令で定めるもの

2　法第三十三条第二項第一号に規定する短期投資法人債に類するものとして政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人の発行する同法第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債に類するものとする。

3　法第三十三条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは第一項第一号若しくは法第二条第一項第四号若しくは第八号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

4　法第三十三条第二項第一号に規定する法第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、第一条第一号に掲げる有価証券のうち発行日から償還日までの期間が一年未満のものとする。

（金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券）

第十五条の十八　法第三十三条第二項第四号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。）とする。

一　株券（優先出資証券を含む。）、新株予約権証券、新株予約権

執行役	執行役とする。		
営業所	営業所又は事務所		
第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号まで	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号及び第七号		
第三十二条第五項	第六十五条の二第五項において準用する第四十五条第一号		
同条第六項	第六十五条の二第五項において準用する第四十五条第一号		
第二十八条の三	第二十八条	第六十五条の二第一項	同条第二項において準用する次条第一項（第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。）
	次条第一項		
	証券会社登録簿	金融機関登録簿	
	前条第一項各号	第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号	
第二十八条の四第一項（第一号	次の各号	第六号、第七号又は第十二号	

付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

（多数の者を相手方として行う場合）

第十五条の十九　法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行う場合とする。

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

第十五条の二十　法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二　有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取

から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。）	第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項		第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）
	第二十八条	株式会社	第六十五条の二第一項
		証券業	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
第二十九条第二項	前項		第六十五条の二第三項
第二十九条の二	前条第一項		第六十五条の二第三項
第二十九条の三	第二十九条第一項	商号	第六十五条の二第三項
第二十九条の四	第二十九条第一項	商号又は名称	第六十五条の二第三項
（第二号から第	次に掲げる基準		第一号に掲げる基準

引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。）

三　前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四　前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（特定金融商品取引業務を行う者）

第十五条の二十一　法第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務を行う者は、当該業務を行う場合には、当該業務に係る登録金融機関の代理を行う者である旨を明示しなければならない。

2　法第三十三条の八第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　個人である生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいい、同条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等の役員及び使用人を除く。）

二　法人である生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）の代表権を有する役員

三　個人である損害保険代理店（保険業法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。以下この項において同じ。）

四　個人である損害保険代理店の使用人のうち保険業法第三百二条の規定による届出が行われているもの

五号までを除く。）

第三十条

第二十八条の二第一項各号

証券会社登録簿

第二十八条の二第二項第二号

第二十九条第一項

管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。）

第三十三条

その業務

第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号

金融機関登録簿

第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号

第六十五条の二第三項

管理方法

第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（同条第五項にお

五　法人である損害保険代理店の役員又は使用人のうち保険業法第三百二条の規定による届出が行われているもの

六　法人である損害保険代理店の代表権を有する役員

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第十五条の二十二　金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第四十四条を除き、以下同じ。）は、法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

		いて準用する第四十二条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。）
	第三十八条	有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買又は同項第五号に掲げる取引
	第四十条	）の売買その他の取引	）の売買（第六十五条第二項第一号又は第二号に掲げるものに限る。）その他の取引又は取扱有価証券に該当する有価証券であつて同項第三号若しくは第四号に掲げるものに係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第十五条の二十三　金融商品取引業者等は、法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第四項及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え）

第十五条の二十四　法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約（法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。以下同じ。）又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律（この款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律（この款及び第四十五条（第三号及び第四号に係る部分

	有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引	に掲げる行為
	外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係る有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引
	有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引
第四十一条	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第五号に掲げる取引
		第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似

に限る。）を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

2 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律（この款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律（この款及び第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに同条第四項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

		の取引を含む。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引
第四十二条	証券業	登録等業務
	有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号に定める行為、

第十五条の二十五　法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。）及び建物とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条　法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二　金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものがある場合にあつては、その額又は計算方法

三　顧客が行うデリバティブ取引（法第二条第二十一項第三号に掲げる取引にあつては同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいい、同条第二十二項第三号に掲げる取引にあつては同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいい、同項第四号に掲げる取引にあつては同号に規定する権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。）、信用取引その他内閣府令で定める取引（以下この号及び第十八条第三号において「デリバティブ取引等」という。）の額（取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た

同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券オプション取引又は同項第五号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引に関連し	有価証券指数等先物取引に関連し
	第六十五条第二項第五号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの	有価証券店頭指数等先渡取引
	第六十五条第二項第五号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの	有価証券店頭指数等スワップ取引

額をいう。以下この号及び第十八条第三号において同じ。）が、当該デリバティブ取引等について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額（以下この条及び第十八条において「保証金等の額」という。）を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨

ロ　当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

四　顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

五　前号の損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれ（以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。）がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　前号の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

ロ　イに掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれ

有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、

有価証券店頭デリバ

第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）の受託等若しくは同項第三号ハ若しくは第四号ロに掲げる行為（第二条第十一項第三号に掲げる行為を除く。）の申込み、第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この号において同じ。）に係る

同項第五号に掲げる取引若

がある旨及びその理由

六　店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格（法第二条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引にあつては、売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして内閣府令で定める事項）とに差がある場合にあつては、その旨

七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（内閣総理大臣への書面の内容の届出を要する勧誘）

第十六条の二　法第三十七条の三第三項に規定する政令で定めるものは、当該勧誘に応じることにより五百名以上の者が当該勧誘に係る金融商品取引契約を締結することとなるものとする。

（顧客が解除を行うことができる契約等）

第十六条の三　法第三十七条の六第一項に規定する政令で定めるものは、投資顧問契約とする。

2　法第三十七条の六第一項に規定する政令で定める日数は、十日とする。

（不招請勧誘等が禁止される契約）

第十六条の四　法第三十八条第三号に規定する政令で定めるものは、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券

ティブ取引若しくは	有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	しくは同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は同項第五号に掲げる取引
	有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は同項第五号に掲げる取引
特定かつ少数の銘柄の有価証券		第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価

等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約とする。

一　売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（法第二条第二十四項第二号又は第三号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二　当事者があらかじめ金融指標（金融商品の価格若しくは金融商品（法第二条第二十四項第三号に掲げるものを除く。）の利率等（同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。以下同じ。）又はこれらに基づいて算出した数値に限る。以下この号において同じ。）として約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三　当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ　金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ　前二号に掲げる取引

2　法第三十八条第四号及び第五号に規定する政令で定めるものは、前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。

	証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等
有価証券の買付け又は売付けの委託等		これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為
有価証券の買付け又は売付けをする行為	証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう	証券取引所に上場されている第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券若しくは同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券に該当する同項第一号から第三号までに掲げる有価証券をいう
当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプシ	当該上場有価証券等に係る同項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の買付け若しくは売付け、同項第三号に掲げる有価証券に係る	

一　顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

イ　売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（法第二条第二十四項第二号若しくは第三号に掲げるもの又は同項第五号に掲げるもの（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）に限る。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ　当事者があらかじめ金融指標（金融商品の価格若しくは金融商品（法第二条第二十四項第三号に掲げるものを除く。）の利率等又はこれらに基づいて算出した数値に限る。ロにおいて同じ。）として約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ　当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

⑴　金融商品の売買（イに掲げる取引を除く。）

⑵　イ又はロに掲げる取引（ロに掲げる取引に準ずる取引で金ョン取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為

有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引

有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引若しくは同項第五号に掲げる取引をする行為又はこれらの委託等をする行為

第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項

融商品取引所の定めるものを含む。）

二　顧客のために外国市場デリバティブ取引のうち前号イ、ロ若しくはハに掲げる取引と類似の取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

（適用除外取引）

第十六条の五　法第三十九条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第五号まで及び第十五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号まで及び第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条第一号に掲げる有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、金融商品取引業者等が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（最良執行方針等）

第十六条の六　法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）

等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等

第四号に定める行為、有価証券指数等先物取引等（同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この号において同じ。）に係るものにあつては有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券指数等先物取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券オプション取引又はこれに係る第二条第八項第二号

イ　上場株券等（金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）

ロ　店頭売買有価証券の売買

ハ　取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買

二　デリバティブ取引

2　法第四十条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券等取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。

3　法第四十条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

（金銭に類するもの）

第十六条の七　法第四十条の三に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三第一項各号に掲げるものとする。

（有価証券の売買等の禁止の適用除外）

第十六条の八　法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第二種金融商品取引業として行う場合

若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券オプション取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為	同項第五号及び第十号の規定は外国市場証券先物取引等（第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）に係るものにあつては外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為

二　登録金融機関業務（法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。）として行う場合
三　金融商品仲介業者である金融商品取引業者が金融商品仲介業として行う場合
四　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）である登録金融機関が信託業務（同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）として行う場合
五　前各号に掲げる場合のほか、内閣府令で定める場合

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

第十六条の九　法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合
二　預金、貯金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合
三　前二号に掲げる場合のほか、内閣府令で定める場合

（金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲）

第十六条の十　法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務（法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二に

	第四十二条の二
券に係るものにあつては外国市場証券先物取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引
第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号に定める行為、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価	

おいて同じ。）を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品取引業者等（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　当該金融商品取引業者等（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。）又は使用人

三　当該金融商品取引業者等の親法人等（法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

四　当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者

（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）

第十六条の十一　法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合

イ　法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除く。ハ及

証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引	有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引
有価証券、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引
同項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証	

び次号ロにおいて同じ。）

ロ　他の金融商品取引業者が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理

ハ　他の金融商品取引業者が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理

二　金融商品仲介業者である金融商品取引業者が次に掲げる行為を行う場合

イ　所属金融商品取引業者等（法第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介

ロ　所属金融商品取引業者等が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介

三　信託業務を営む金融機関である登録金融機関が次に掲げる行為を行う場合

イ　顧客への金銭又は有価証券の貸付け

ロ　他の金融機関（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び証券金融会社に限る。）による顧客への金銭の貸付けの媒介又は有価証券の貸付けの代理

四　前三号に掲げる場合のほか、内閣府令で定める場合

（運用権限を委託することができる者）

第十六条の十二　法第四十二条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

	第四十三条
	業務の状況
	登録等業務の状況

券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引

第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）の委託等、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る媒介の申込み、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オ

有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引

一　他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）
二　外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（法第二十九条の登録を受けた者を除く。）

（投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）

第十六条の十三　法第四十二条の六ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　金融商品取引業者が、他の金融商品取引業者が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理を行う場合
二　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合
イ　法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除く。ロ及び次号ロにおいて同じ。）
ロ　他の金融商品取引業者が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理
三　金融商品仲介業者である金融商品取引業者が次に掲げる行為を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）
イ　所属金融商品取引業者等が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理
ロ　所属金融商品取引業者等が法第三十五条第一項に規定する業

	第四十三条の二
	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引
プション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は同項第五号に掲げる取引	第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引、同号及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号ハ及び第四号ロに定める行為並びに同項第五号に掲げる取引
第四十四条（第二号を除く。）	第三十四条第二項各号に掲げる業務又は登録等業務以外の業務

務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介

四　信託業務を営む金融機関である登録金融機関が次に掲げる行為を行う場合

イ　顧客への金銭又は有価証券の貸付け

ロ　金融商品取引業者が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理

ハ　他の金融機関（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び証券金融会社に限る。）による顧客への金銭の貸付けの媒介又は有価証券の貸付けの代理

五　前各号に掲げる場合のほか、内閣府令で定める場合

（運用報告書の届出を要しない運用財産の権利者の数）

第十六条の十四　法第四十二条の七第三項ただし書に規定する政令で定める数は、四百九十九とする。

（分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引）

第十六条の十五　法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　外国市場デリバティブ取引に該当するもの

二　店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引に該当するもの

（事業報告書の公告命令）

同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）

第三十四条第二項第一号の

同号の

有価証券の売買その他の取引等を行い

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する

同条第四項に規定する

第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項

第十六条の十六　法第四十六条の三第三項及び第四十八条の二第三項の規定による命令は、これらの規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

（説明書類の縦覧期間）

第十六条の十七　法第四十六条の四（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度（同項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の四に規定する期間）経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

第十六条の十八　法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、

	第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引を行い
有価証券の売買その他の取引等の委託等	同項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引の委託等

その事業年度（法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の三第一項に規定する期間）経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（その他の書類等の提出期限）

第十六条の十九　法第四十九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面をその事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（資産の国内保有）

第十六条の二十　法第四十九条の五に規定するすべての営業所又は事務所の計算に属する負債のうち政令で定めるものは、当該負債のうち本店その他の非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に対する債務以外の負債とする。

（金融商品取引業者等が電子公告により金融商品取引業等の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十七条　法第五十条の二第六項の規定による公告を電子公告（会社

第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭	金銭		
その他業務に	登録等業務以外の業務に		
第二条第八項各号に掲げる行為	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為		
証券業	登録等業務	第四十五条	
親法人等	親法人等（登録金融機関の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定		

法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第五十条の二第九項及び第十項において会社法の規定を準用する場合における同条第九項及び第十項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
	これらの	同項の

（資産の国内保有）

第十七条の二　法第五十六条の三に規定する政令で定める部分は、内閣府令で定めるところにより算定される負債の額に相当する資産の額とする。

（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合）

第十七条の三　法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合

イ　政府又は日本銀行を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為

ロ　金融機関（銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲

		により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者をいう。以下この条において同じ。）
子法人等		子法人等（登録金融機関が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者をいう。以下この条において同じ。）
有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ		第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、

げる金融機関をいう。以下この条において同じ。）のうち内閣府令で定めるもの又は信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引に係るもの

ハ　金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、当該者が行う投資運用業に係るもの

ニ　金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、法第三十三条第二項第一号から第五号までに掲げる有価証券又は取引に係るこれらの号に定める行為

ホ　金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、当該金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において行う有価証券の売買又は同項第三号若しくは第五号に掲げる行為（当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関しその顧客から注文を受けて行われるものを除く。）のうち、内閣府令で定めるものに係るもの

ヘ　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四

	取引	同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引
	証券業	登録等業務
第四十七条	証券業に係る顧客との取引	登録等業務に係る顧客との取引
	有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第五号に掲げる取引
	顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。）	顧客から預託を受けた金銭

十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する普通銀行で同法第八条第一項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「平成十年改正前合併転換法」という。）第十七条の二第一項（平成十年改正前合併転換法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する普通銀行で平成十年改正前合併転換法第十七条の二第一項の認可を受けたもの及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号。以下この号において「会社法整備法」という。）第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる会社法整備法第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「平成十七年改正前合併転換法」という。）の規定により合併契約書又は転換計画書が作成された合併又は転換を行う場合において、平成十七年改正前合併転換法第十七条の二第一項（平成十七年改正前合併転換法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けた普通銀行を含む。）又は信託会社等（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第三条第一項の信託会社等をいう。

			証券業を廃止
			第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止
			その他証券業
			その他同項の登録に係る業務
第四十七条の二	顧客から預託		登録等業務を行うことに伴い顧客から預託
第五十一条	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等	有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若し	有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為

）を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、それぞれ長期信用銀行法第八条若しくは第九条の規定により発行する長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条の規定により発行する特定社債（平成十年改正前合併転換法第十七条の二第一項及び平成十七年改正前合併転換法第十七条の二第一項の規定により発行する債券を含む。）又は貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券に係るもの

二　外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合（前号に該当する場合を除く。）

イ　国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の三第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。）

ロ　有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にあ

くは有価証券店頭デリバティブ取引等	に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為
第五十四条 次の各号	第一号、第二号、第七号又は第八号
証券業	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
第三号及び次条	次条
（第二十九条第一項	（同条第三項
第二十九条第一項	第六十五条の二第三項
証券業	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
その会社	その登録金融機関
第五十五条 第二十八条	第六十五条の二第一項
営業所	営業所又は事務所
有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係るこれらの号に定める行為及び同項第五号に掲げる

る者（第一条の八の三第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三　外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しに際して当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。次条において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合（当該有価証券の売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いが国内において行われる場合を除く。）

（引受業務のうち許可の対象となる行為）

第十七条の四　法第五十九条第一項に規定する行為で政令で定めるものは、外国証券業者が、元引受契約の内容を確定するための協議を当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と行わず、かつ、当該有価証券の売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを国内において行うことのない場合における当該元引受契約への参加とする。

び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条	取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条
第五十六条第一項及び第三項	次の各号	第一号から第三号まで、第五号又は第六号
第二十八条、第二十九条第一項	第六十五条の二第一項、同条第三項
業務の全部	登録等業務の全部
業務の方法	当該登録等業務の方法
第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号
証券業	登録等業務
業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）	業務に関し法令
第二十九条第一項	第六十五条の二第三項
第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号	第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号
第五十四条第一項第	同条第五項において準用す

（資本金の額又は出資の総額の計算）

第十七条の五　法第五十九条の二第二項及び第六十条の二第二項に規定する資本金の額又は出資の総額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本金として計上しないこととした額を除く。）の総額及び株式を発行しないで準備金の額を減少し資本金として計上した額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計して計算しなければならない。

（引受業務に関する経験年数）

第十七条の六　法第五十九条の三第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

2　次に掲げる者その他内閣府令で定める者が外国において引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。以下この条において同じ。）と同種類の業務を行っていた期間は、許可申請者が引受業務と同種類の業務を行っていた期間とみなして前項の期間を算定するものとする。

一　許可申請者に合併された者

二　分割により許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三　許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者

四　許可申請者の発行済株式又は出資の持分の全部を所有している

二号	若しくは第五十四条第一項第二号
、次条第三項若しくは第五十六条の三	若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三
第五十六条の三	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
証券業	同項
第二十八条	第一号又は第三号に
第五十六条の四	次に
第五十六条第一項	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項
第二十八条	第六十五条の二第一項
第二十九条第一項	同条第三項
第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条	第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項
第五十七条	
第五十五条第二項	第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項
第二十八条	第六十五条の二第一項
第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六	同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項

者

（引受業務に係る最低資本金の額）

第十七条の七　法第五十九条の三第二号に規定する政令で定める金額は、五億円に相当する金額とする。

2　法第五十九条の三第二号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。

（取引所取引業務に関する経験年数）

第十七条の八　法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める期間は、三年とする。

2　法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下この条において同じ。）と同種類の業務を行つていた期間を許可申請者が取引所取引業務と同種類の業務を行つていた期間とみなして当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き三年以上となる場合とする。

一　取締役会設置会社と同種類の法人である許可申請者に組織変更したと認められる者又は許可申請者に合併された会社

二　分割により許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三　許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部

条の三

第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三

、第五十六条第一項

、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）

第二十九条第一項

第六十五条の二第三項

第五十六条第三項

同条第五項において準用する第五十六条第三項

同条第二項

同条第四項において準用する第二十九条第二項

第五十八条

第五十五条第五項

第六十五条の二第五項にお

又は一部を譲渡した者

四　許可申請者の発行済株式の全部を所有している者

（取引所取引業務に係る最低資本金の額）

第十七条の九　法第六十条の三第一項第一号ホに規定する政令で定める金額は、五千万円に相当する金額とする。

2　法第六十条の三第一項第一号ホの資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。

（事業報告書の提出期限等）

第十七条の十　法第六十条の六において読み替えて準用する法第四十六条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者（法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

2　法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第三項の規定による命令は、これらの規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

3　法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業

	いて準用する第五十五条第五項
証券業	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三	同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三
第二十八条	第六十五条の二第一項
第二十九条第一項	第六十五条の二第三項
第五十六条第一項の規定	同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及

者が、その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が相手方とすることができる者）

第十七条の十一　法第六十一条第一項及び第三項に規定する政令で定める者は、登録金融機関のうち投資運用業を行う者とする。

2　法第六十一条第二項に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者のうち投資運用業（法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務を除く。）を行う者及び前項に規定する者とする。

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二　法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者とする。

2　法第六十三条第一項第一号に規定する政令で定める数は、四十九とする。

3　法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

			び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）の規定に限る。）の規定
第六十一条第一項	業務	登録等業務	
第六十二条	第二十八条	第六十五条の二第一項	
	第二十九条第一項	同条第三項	
	第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三	
	第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項	同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項	
	第二十九条の二第一	第六十五条の二第四項にお	

一　当該権利の取得勧誘に応じた取得者が適格機関投資家（法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号において同じ。）である場合　当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

二　当該権利の取得勧誘に応じた取得者が適格機関投資家等（法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。）のうち適格機関投資家以外の者（同号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。）である場合　次に掲げるすべての要件

イ　当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ　当該権利が有価証券として発行される日以前六月以内に、当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利（ロにおいて「同種の新規発行権利」という。）が有価証券として発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得した一般投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した一般投資家の人数との合計が四十九名以下となること。

4　法第六十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、第一条の三第一項各号に掲げるものとする。

項	いて準用する第二十九条の二第一項
第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項
第六十四条	
第二条第八項各号の	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち
有価証券の売買若しくはその委託等の勧	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価

（特例業務届出者の使用人）

第十七条の十三　法第六十三条第二項第四号に規定する政令で定める使用人は、適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　適格機関投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　適格機関投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（外務員登録の対象となる行為）

第十七条の十四　法第六十四条第一項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（法第六十四条第一項第一号に規定する有価証券に係るものを除く。）とする。

一　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

二　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘又は有価証券指数等先物取引

証券の売買若しくはその委託等の勧誘、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）の委託等の勧誘、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る媒介の申込みの勧誘、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引

若しくは有価証券店頭デリバティブ取引

又は同項第五号に掲げる取引

登録申請者の商号

登録申請者の商号又は名称

第六十四条の三

有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及

第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係るこれらの号に定める行為及び同項第五号に掲げる

四　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

（登録手数料）

第十七条の十五　法第六十四条の八第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による登録手数料は、外務員（法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2　前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十四条第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十七条の十六　金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十四条の四	び有価証券店頭デリバティブ取引等	取引に係る同号に定める行為
	第六十四条第一項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項
	第六十四条第三項第二号イ又はロ	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ
第六十四条の五	第六十四条の二第一項各号	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号
	証券業	登録等業務
第六十四条の六	前条第一項	第六十五条の二第五項において準用する前条第一項
	証券業	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
第六十四条の七	第六十四条、第六十四条の二及び前三条	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条
	第六十四条の九	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の九
	第六十四条の五に係	第六十五条の二第五項にお

規定			
第二十九条の二第二項第三号	定款、登記事項証明書		定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書
第三十一条の二第一項	主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所		国内における主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所（国内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、東京法務局）
第三十一条の四第一項	取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役		国内における代表者又は金融商品取引業を行うため国内に設ける営業所若しくは事務所に駐在する取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者
第三十一条の四第二項	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人		国内における代表者又は金融商品取引業を行うため国内に設ける営業所若しくは

第六十四条の九			る
第六十四条の七第一項	第六十二条第二項	第六十四条の五第一項第一号	第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条
第六十五条の二第五項において準用する第六十二条第二項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項第一号	第六十五条の二第五項において準用する前条	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五に係る
第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の			

		事務所に駐在する取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（これらに準ずる者を含む。）若しくは使用人
第三十一条の四第三項	取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）	国内における代表者又は金融商品取引業を行うため国内に設ける営業所若しくは事務所に駐在する取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者
第三十一条の四第四項	取締役又は執行役	国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者（金融商品取引業に係る職務に従事する者に限る。）
第三十三条の三第一項第五号	本店その他の営業所又は事務所	本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所
第三十三条の三第二項第四号	定款、登記事項証明書	定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書

	第六十四条第三項	七第一項
	第六十四条の二第一項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項
	第六十四条の五第一項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項
		第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項

（取引の概要等を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第十七条の五　第十五条の五の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第十七条の六　第十五条の六の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（金融機関の禁止行為に関する読替え）

第十七条の六の二　第十五条の七の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定め

第三十六条の二第一項	営業所又は事務所	金融商品取引業又は登録金融機関業務を行うため国内に設ける営業所又は事務所
第四十二条の二第一号	取締役若しくは執行役	国内における代表者若しくは取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者
第四十六条の四	すべての営業所又は事務所	金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所（以下この款及び第四十七条の三において「すべての営業所又は事務所」という。）
第四十六条の五第一項	有価証券の売買	そのすべての営業所又は事務所における有価証券の売買
	積み立てなければ	その国内における主たる営業所又は事務所において積み立てなければ
第四十六条の五第二項	有価証券の売買	すべての営業所又は事務所における有価証券の売買
第四十八条の三第一項	有価証券の売買	その登録金融機関業務を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所（次項

る行為について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十五条の七

法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。	法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものに係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上

			において「すべての営業所又は事務所」という。）における有価証券の売買
	積み立てなければ		その国内における主たる営業所又は事務所において積み立てなければ
第四十八条の三第二項	有価証券の売買		すべての営業所又は事務所における有価証券の売買
第五十条第一項第一号	業務（金融商品取引業又は登録金融機関業務（以下この節において「金融商品取引業等」という。）に限る。）を休止し、又は再開したとき	当該認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。	業務（金融商品取引業又は登録金融機関業務（以下この節において「金融商品取引業者等」という。）に限る。）を休止し、若しくは再開したとき、又は第一種金融商品取引業を行う者にあつては、本店において金融商品取引業と同種類の業務を休止し、若しくは再開したとき
		本店において当該認可に係る業務と同種類の業務を休止し、若しくは再開したとき、又は国内におけるいず	

（金融機関の最良執行方針等に関する読替え）

			場有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。
	法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。		法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものに係る有価証券先物取引又は店頭売買有価証券店頭指数等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。

	れかの営業所若しくは事務所において当該認可に係る業務を休止し、若しくは再開したときを含む。		
第五十条第一項第二号	第三十条第一項の認可	全部若しくは一部を承継したとき、	全部又は一部を承継したとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の一部を承継させたときを含む。）、
第五十条第一項第三号		全部若しくは一部を譲り受けたとき。	全部若しくは一部を譲り受けたとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の一部を譲渡したときを含む。）。

第十七条の六の三	第十六条の二の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十三条の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		
第十六条の二第一項第一号	有価証券の売買等	法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。第二号において同じ。）に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引、法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）並びに同号及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号ハ及び第四号ロに定	

第五十条第一項第七号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。	
第五十条の二第一項第二号	金融商品取引業等を廃止したとき	金融商品取引業等を廃止したとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国において金融商品取引業と同種類の業務を廃止したときを含む。）	
第五十条の二第一項第三号	法人を代表する役員	法人の役員	
第五十条の二第一項第四号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき	
	その破産管財人	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者	

第十六条の二第一項第一号イ	売買（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除く。以下この号及び第三項において同じ。）	売買（法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券に係るもの並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号ハ及び第四号ロに定める行為に限る。以下この号及び第三項において同じ。）	める行為
第十六条の二第一項第二号	外国市場証券先物取引	法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る外国市場証券先物取引	
第十六条の二第一項第三号	有価証券店頭デリバティブ取引	法第六十五条第二項第五号に掲げる取引	

第十七条の七　第十六条の二の三の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（特定証券業務を行う者）

第十八条　法第六十五条の二第十一項に規定する政令で定める者は、

第五十条の二第一項第五号	解散したとき	解散したとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
	その清算人	その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者
第五十条の二第一項第六号	事業の全部又は一部を承継させたとき	事業の全部若しくは一部を承継させたとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の全部を承継させたときを含む。）
第五十条の二第一項第七号	事業の全部又は一部を譲渡したとき	事業の全部若しくは一部を譲渡したとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の全部を譲渡したときを含む。）
第五十条の二第	事業の全部を承継さ	事業の一部を承継させたと

次に掲げる者とする。

一　生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。次号において同じ。）たる個人（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の役員及び使用人を除く。）

二　生命保険募集人たる法人の代表権を有する役員

三　損害保険代理店（保険業法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。以下この項において同じ。）たる個人

四　損害保険代理店たる個人の使用人のうち保険業法第三百二条の規定による届出がなされているもの

五　損害保険代理店たる法人の役員又は使用人のうち保険業法第三百二条の規定による届出がなされているもの

六　損害保険代理店たる法人の代表権を有する役員

2　前項各号に掲げる者は、法第六十五条の二第十一項に規定する特定証券業務を行う場合には、当該業務に係る登録金融機関の代理を行う者である旨を明示しなければならない。

二項	せたとき、	事業の全部を譲渡したときに限る。	き、	事業の一部を譲渡したときを除く。
第五十条の二第六項	廃止		廃止（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の廃止を含む。）
	承継		承継（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の全部の承継を含む。）
	譲渡		譲渡（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の全部の譲渡を含む。）
	すべての営業所又は事務所		金融商品取引業等を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所
第五十条の二第八項	承継		承継（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外

		国における金融商品取引業と同種類の業務の全部の承継を含む。）
	譲渡	譲渡（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の全部の譲渡を含む。）
第五十六条第一項	解散	解散（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、国内における営業所又は事務所の清算の開始を含む。）を
	廃止	廃止（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の廃止を含む。）を
第六十四条第三項第二号	代表者	国内における代表者

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十八条　法第六十六条の十第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品仲介行為（法第二条第十一項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二　金融商品仲介行為に係る金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものがある場合にあつては、その額又は計算方法

三　顧客が行うデリバティブ取引等の額が、保証金等の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨

ロ　当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

四　顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び

（密接な関係を有する者）

第十八条の二　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該者

その理由

五　前号の損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれ（以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。）がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　前号の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

ロ　イに掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

六　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（金融商品仲介業者と密接な関係を有する者の範囲）

第十八条の二　法第六十六条の十三に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　当該金融商品仲介業者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人

三　当該金融商品仲介業者の親法人等又は子法人等

四　当該金融商品仲介業者の総株主等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券

（金融商品仲介業者に関する読替え）

第十八条の三　法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条の二	投資助言・代理業又は投資運用業	金融商品仲介業（第二条第十一項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。）
	投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約	投資顧問契約又は投資一任契約
第三十九条第一項及び第三項	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。	金融商品仲介行為

仲介業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四　証券仲介業者によってその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員で

	）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）	
	当該有価証券又はデリバティブ取引	当該金融商品仲介行為に係る有価証券又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引
	有価証券の売買又はデリバティブ取引	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引
	有価証券売買取引等につき	金融商品仲介行為につき
	この節及び次節	この条
第四十条	金融商品取引行為	金融商品仲介行為
	金融商品取引契約	当該金融商品仲介行為に係る金融商品取引契約
第五十七条	第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録	第六十六条の登録

	あつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。	
	（証券仲介業者に関する読替え）	
	第十八条の三　法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第四十二条の二第一項及び第三項	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、	証券仲介行為

登録申請者又は金融商品取引業者	登録申請者
当該登録申請者又は当該金融商品取引業者	当該登録申請者
第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は第五十六条の三	第六十六条の二十第一項
第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、第三十一条第四項の変更登録、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項の承認	第六十六条の登録
第三十条の二第一項の規定により条件を	又は第六十六条の二十

第四十三条	
外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）	
当該有価証券又は	当該証券仲介行為に係る有価証券又は
オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引	オプション若しくは外国市場証券先物取引
、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	又は外国市場証券先物取引
この条及び第六十五条の二第六項	この条
有価証券の売買その他の取引等につき	証券仲介行為につき
この条及び第五十一条第二項	この条
有価証券の買付け若	証券仲介行為

付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条の三若しくは前条第二項	
第六十四条	
金融商品取引業者等のために次に掲げる行為	金融商品仲介業者のために次に掲げる行為（第二号に掲げる行為を除く。）
第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号	第二条第十一項第一号から第三号
ロ　次に掲げる行為	ロ　次に掲げる行為（(2)に掲げる行為を除く。）
売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理	売買の媒介

しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等	
第六十二条	
第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可	第六十六条の二の登録
、登録申請者又は証券会社	、登録申請者
当該登録申請者又は当該証券会社	当該登録申請者
第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条	第六十六条の十八第一項
第二十八条の登録、第二十九条第一項の	第六十六条の二の登録

		第六十四条の三	前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為	第六十四条第一項各号	次に掲げる行為（第一号に掲げる行為を除く。） イ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介 ロ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘
第六十四条の四		第六十四条の四		第六十四条第一項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号（同項第二号に掲げる行為を除く。）
	第六十四条第三項第三号イ又はロ				第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項
第六十四条の五				第六十四条の二第一項各号	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項各号

					認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項の承認
					第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項
					又は第六十六条の十八
第六十四条				第二条第八項各号	第二条第十一項各号
				有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧	前号の行為

金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為	金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。）	
第六十四条の六	第六十六条の二十五において準用する前条第一項	
前条第一項	死亡し、解散し、又は金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。）を行う業務を廃止	
解散し、又は金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務を廃止	第六十六条の二十五において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条	
第六十四条の七（第二項を除く。）	第六十四条の九	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の九
	当該協会に所属する金融商品取引業者等	当該協会の協会員を所属金融商品取引業者等（第六十六条の二第一項第四号に規

誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等	商号及び	商号、名称又は氏名及び登録申請者が法人であるときは、
	第六十二条第三項	第六十六条の二十一において準用する第六十二条第三項
第六十四条の二	第六十二条第一項及び第三項	第六十六条の二十一において準用する第六十二条第一項及び第三項
第六十四条の三	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等	証券仲介行為
第六十四条の四	第六十四条第一項	第六十六条の二十三において準用する第六十四条第一

	定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者
前二項	第一項
第一項又は第二項	第一項
第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十五において準用する前条
第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等	金融商品仲介業者
第六十四条の五第一項第一号	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五

	第六十四条の五
第六十四条第三項第二号イ又はロ	第六十四条の二第一項各号
第六十二条第二項及び第三項	第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項及び第三項
第六十四条の六	前条第一項
解散し又は証券業を廃止	死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止
第六十四条の七（第二項を除く。）	第六十四条、第六十四条の二及び前三条
	第六十四条の九
当該協会に所属する証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。	当該協会の協会員を所属証券会社等（第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）と
項	第六十六条の二十三において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ
	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二第一項各号
	第六十六条の二十三において準用する第六十二条第二項及び第三項
	第六十六条の二十三において準用する前条第一項
	第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条
	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の九

	第一項第一号	当該協会が
第六十四条の八	協会が	前条第一項又は第二項
第六十四条の九	前条第一項	第六十四条の七第一項若しくは第二項
	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項	第六十四条第三項
	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第三項	第六十四条の二第一項
	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項	第六十四条の七第一項
	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項	第六十四条の五第一項
	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項	

（説明書類に関する規定）

第十八条の四　法第六十六条の十八に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

）	前二項	第一項又は第二項
する証券仲介業者	第一項	第一項
	第六十六条の二十三において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条	第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条
	証券仲介業者	第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社
	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項第一号	第六十四条の五第一項第一号

一　長期信用銀行法第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

	当該協会が第六十二条第二項	協会が第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項

（説明書類に関する規定）

第十八条の四　法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

第四章の三　金融商品取引業協会

（公益法人金融商品取引業協会の認定の申請）

第十八条の四の二　法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

2　前項の申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（認定投資者保護団体の認定の申請）

第十八条の四の三　法第七十九条の七第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者又は管理人の氏名

二　認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地

三　認定の申請に係る業務についての次に掲げる事項

イ　概要

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

（新設）

（新設）

ロ　特定認定業務が含まれる場合は、その内容

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款、寄附行為その他の基本約款

二　認定を受けようとする者が法第七十九条の八各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

四　認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五　最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人（法第七十九条の七第一項に規定する法人をいう。）にあつては、その設立時における貸借対照表、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類）

六　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の氏名、住所及び略歴を記載した書類

七　対象事業者（法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意したものであることを証する書類

八　認定の申請に係る業務以外の業務を行つている場合は、その業

務の種類及び概要を記載した書類（苦情の解決又はあつせんであつて内閣府令で定める業務を行つている場合には、当該業務を行うことによつて認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないことを証するものとして内閣府令で定める書類を含む。）

九　その他参考となる事項を記載した書類

3　金融庁長官は、認定の申請に係る業務に特定認定業務が含まれる場合において、法第七十九条の七第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定認定業務に係る特定関係大臣に協議しなければならない。

4　認定投資者保護団体（法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第二項第一号から第四号まで若しくは第六号から第八号までに掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、その理由を含む。）を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

5　第一項第三号ロ及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三に規定する特定	経済産業大臣及び

	農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う同法第五条に規定する組合及び同法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者	預金契約の締結	財務大臣
		農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	農林水産大臣
	農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う同法第五条に規定する組合	農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約の締結	農林水産大臣
	水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会及び同法第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者	水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	農林水産大臣

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する組合及び同法第九条の七の五第二項に規定する共済代理店	中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介	経済産業大臣
協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等及び同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者	協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条に規定する設立企画人	設立中の投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）の発行する投資証券の募集等（同法第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。）	
信用金庫法第二条に規定する金庫及び同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者	信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
長期信用銀行法第二条に規	長期信用銀行法第十七条の	

定する長期信用銀行及び同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者	二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
労働金庫法第三条に規定する金庫及び同法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者	労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	厚生労働大臣
銀行法第二条第一項に規定する銀行及び同条第十五項に規定する銀行代理業者	銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第二条第五項に規定する海外商品取引業者	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第二条第四項に規定する海外商品市場における先物取引の受託等	農林水産大臣及び経済産業大臣
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者	不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介	国土交通大臣
保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者、同条第二十三	特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下この	

項に規定する保険募集人及び同条第二十五項に規定する保険仲立人	欄において同じ。）の締結若しくはその代理若しくは媒介又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結			
資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社、同法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人及び同法第二百二十四条に規定する原委託者	資産対応証券（資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）の募集等（同法第二百七条に規定する募集等をいう。）若しくは募集等の取扱い又は受益証券（同法第二条第十五項に規定する受益証券をいう。）の募集等（同法第二百八十六条第一項に規定する募集等をいう。）			
農林中央金庫及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者	農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	農林水産大臣		
信託会社、金融機関の信託	信託業法第二十四条の二（			

業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関及び保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の三第一項に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等	保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）に規定する特定信託契約の締結

（認定業務の廃止の届出）

第十八条の四の四　認定投資者保護団体は、認定業務（法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。以下この条において同じ。）を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者又は管理人の氏名

二　法第七十九条の十二において準用する法第七十七条第一項の申出及び法第七十九条の十三において準用する法第七十七条の二第一項の規定による申立ての受付を終了しようとする日

三　認定業務を廃止しようとする日

四　認定業務を廃止する理由

第四章の四　投資者保護基金

（新設）

第四章の三　投資者保護基金

（顧客資産から除かれる取引）

第十八条の六　法第七十九条の二十第三項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　店頭デリバティブ取引

二　外国市場デリバティブ取引

三　（略）

（付随する業務等に関する顧客資産）

第十八条の七　法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る業務（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（これらの有価証券にあつては、契約により金融商品取引業者が消費できるものを除く。）とする。

（加入義務を負わない金融商品取引業者等）

第十八条の七の二　法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者とする。

2　法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項

（顧客資産から除かれる取引）

第十八条の六　法第七十九条の二十第三項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券店頭デリバティブ取引

二　外国市場証券先物取引

三　（略）

（法第七十九条の二十第三項第四号の規定により政令で定める顧客資産）

第十八条の七　法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第三十四条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により営む業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（これらの有価証券にあつては、契約により証券会社が消費できるものを除く。）とする。

（新設）

に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行おうとしない者とする。

（届出期間の変更事由）

第十八条の九　法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告

二　（略）

三　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定

四　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

五　（略）

（弁済が困難な場合として認められる場合）

第十八条の十　一般顧客が認定金融商品取引業者（法第七十九条の五十五第二項に規定する認定金融商品取引業者をいう。以下同じ。）に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産（法第七十九条の二十第三項に規定する顧客資産をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について、基金が当該認定金融商品取引業者による円滑な弁済が困難であると認める場合は、当該認定金融商品取引業者の財産

（届出期間の変更事由）

第十八条の九　法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告

二　（略）

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定

四　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

五　（略）

（弁済が困難な場合として認められる場合）

第十八条の十　一般顧客が認定証券会社（法第七十九条の五十五第二項に規定する認定証券会社をいう。以下同じ。）に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産（法第七十九条の二十第三項に規定する顧客資産をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について、基金が当該認定証券会社による円滑な弁済が困難であると認める場合は、当該認定証券会社の財産の状況及び法第四十七条（外国証券

の状況及び法第四十三条の二第一項及び第二項の規定による管理の状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁済に著しく日数を要すると認められる場合とする。

（基金による支払の対象から除かれる者）

第十八条の十一　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定金融商品取引業者の役員（外国法人である認定金融商品取引業者にあつては、国内における代表者を含む。）

二　認定金融商品取引業者の親法人等及び子法人等

（削る）

三　（略）

四　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理

業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保管義務の履行の状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁済に著しく日数を要すると認められる場合とする。

（基金による支払の対象から除かれる者）

第十八条の十一　法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）

二　認定証券会社（外国証券会社を除く。）の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）

三　認定証券会社（外国証券会社に限る。）の特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項に規定する特定法人等をいう。）

四　（略）

五　補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）の誤記載等（同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。）によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理

手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五　（略）

第五章　金融商品取引所

（株式会社金融商品取引所の最低資本金の額）

第十九条　法第八十三条の二に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

（金融商品会員制法人の設立の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二　法第八十八条の二十二に規定する金融商品会員制法人の設立の無効の訴えについて、同条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条第一項	本店	主たる事務所

手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。）

六　（略）

第五章　証券取引所

（株式会社証券取引所の最低資本金の額）

第十九条　法第八十五条に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

（法第八十七条の八各項等に規定する政令で定める外国証券会社等）

第十九条の二　法第八十七条の八各項、第九十条、第九十五条第一号、第百七条の二第一項第一号及び第百七条の三第一項第一号に規定する政令で定める外国証券会社又は法第百七条の二第一項第一号及び第百七条の三第一項第一号に規定する政令で定める許可外国証券業者は、その本店の所在する国において外国有価証券市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）を開設する者への証券会社又はその役職員の加入が制限されていない場合における外国証券会社又は許可外国証券業者に限る。ただし、当該場合における外国証券会社又は許可外国証券業者に限るこ

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二　法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十三号及び第十四号	商号	名称
第二十七条	商号の登記	金融商品会員制法人の名称の登記
	その商号	その名称
	営業所（会社にあつ	主たる事務所

とが我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

（証券会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二　法第八十九条の十一に規定する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所
	係る営業所	係る主たる事務所

ては、本店。以下この条において同じ。）

（金融商品会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の三　法第百条の十七第一項に規定する金融商品会員制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号	金融商品取引法第百条の十七第一項において準用する第六百四十四条各号（第三号を除く。）
第六百六十三条及び第六百六十四条	社員	会員

2　法第百条の十七第二項に規定する金融商品会員制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句

（証券会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の三　法第百条の七第一項に規定する証券会員制法人の解散及び清算について、同項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号	第六百四十四条各号（第三号を除く。）
（新設）	（新設）	（新設）

（新設）

法の規定		
第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

（会員金融商品取引所の会員が組織変更後株式会社金融商品取引所の株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の四　法第百一条の六第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条の二の五　組織変更時発行株式（法第百一条の九第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けの申込みをする者（次項において「申込者」という。）は、法第百一条の十第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、会員金融商品取引所に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に

（会員証券取引所の会員が組織変更後株式会社証券取引所の株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の四　法第百一条の六第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について、同条第二項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条の二の五　組織変更時発行株式（法第百一条の九に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けの申込みをする者（次項において「申込者」という。）は、法第百一条の十第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、会員証券取引所に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を

よる承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た申込者は、会員金融商品取引所から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、会員金融商品取引所に対し、法第百一条の十第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、会員金融商品取引所が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（会員金融商品取引所が組織変更に際して金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の六　法第百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について、法第百一条の十六第三項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七条第一項、第三項、第六項及び第九項第五号並びに第二百十二条第一項（第一号を除く。）	株式会社	会員金融商品取引所

得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た申込者は、会員証券取引所から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、会員証券取引所に対し、法第百一条の十第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、会員証券取引所が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。）	取締役等	理事
	株式会社	会員金融商品取引所
	株主総会	総会
	取締役として	理事として
第二百十三条第二項	取締役等	理事
第二百十三条第三項	株式会社	会員金融商品取引所
第二百十三条第四項	取締役等	理事
第八百六十八条第一項	会社の本店	会員金融商品取引所の主たる事務所
第八百七十条第七号	株式会社	会員金融商品取引所

（会員金融商品取引所の組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の七　法第百二条第一項に規定する会員金融商品取引所の組織変更の無効の訴えについて、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（新設）

第八百三十四条第六号	組織変更後の会社	組織変更後株式会社金融商品取引所
第八百三十五条第一項	会社の本店	組織変更後株式会社金融商品取引所の本店
第九百三十七条第三項第一号	組織変更後の会社	組織変更後株式会社金融商品取引所

（自主規制法人の設立の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の八　法第百二条の七に規定する自主規制法人の設立の無効の訴えについて、同条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条第一項	本店	主たる事務所

（新設）

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九　法第百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業	読み替えられる字句	読み替える字句

（新設）

登記法の規定		
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十三号及び第十四号	商号	名称
第二十七条	商号の登記	自主規制法人の名称の登記
	その商号	その名称
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所

（自主規制法人の理事会の議事録の閲覧又は謄写の請求に係る許可について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の十　法第百二条の三十一第二項の許可について、同条第四項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（新設）

第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

（自主規制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の十一　法第百二条の三十七第一項に規定する自主規制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号	金融商品取引法第百二条の三十七第一項において準用する第六百四十四条各号（第三号を除く。）
第六百六十三条及び第六百六十四条	社員	会員

（新設）

2　法第百二条の三十七第二項に規定する自主規制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

（特別の関係）

第十九条の三　法第百三条の二第五項第二号（法第百三条の三第二項、第百六条の九及び第百八条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社金融商品取引所（法第百三条の二第五項の規定を法第百八条（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、金融商品取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　（略）

三　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　（略）

2　共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ

（特別の関係）

第十九条の三　法第百三条第五項第二号（法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所（法第百三条第五項の規定を法第百六条の三十（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、証券取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　（略）

三　会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　（略）

2　共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、

当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の二　法第百五条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条第二号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七	一時自主規制委員の職務を行う者

それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（新設）

十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人	第八百七十四条第一号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を
		一時自主規制委員の職務を行う者

代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者	選任又は選定
	選任

（株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合を超えて対象議決権を取得し又は保有することができる者）

第十九条の三の三　法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

（上場の承認を必要とする市場）

第十九条の三の四　法第百二十二条第一項に規定する政令で定める市場は、外国金融商品市場（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）とする。

（吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により株主及び新株予約権者に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の五　（略）

（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の六　法第百三十九条の十一第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（新設）

（新設）

（吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により株主及び新株予約権者に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の二　（略）

（新設）

第七百九十七条第六項並びに第七百九十八条第一項、第二項及び第四項	存続株式会社等	吸収合併存続株式会社金融商品取引所

（吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により吸収合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の七　（略）

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株主及び登録株式質権者等に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の八　（略）

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の九　法第百三十九条の十七第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により吸収合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の三　（略）

（新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株主及び登録株式質権者等に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の四　（略）

（新設合併消滅株式会社証券取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の五　法第百三十九条の十七第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第八百六条第五項	第三項	金融商品取引法第百三十九条の十六第一項	
第八百七条第一項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社金融商品取引所	
	新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立株式会社金融商品取引所	
	、新設合併設立会社	、新設合併設立株式会社金融商品取引所	
第八百七条第二項及び第四項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社金融商品取引所	

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の十　法第百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五項	第三項	金融商品取引法第百三十九条の十六第一項

第八百六条第五項	第三項	証券取引法第百三十九条の十六第一項	
第八百七条第一項	新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立株式会社証券取引所	
	、新設合併設立会社	、新設合併設立株式会社証券取引所	
（新設）	（新設）	（新設）	

（新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の六　法第百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五項	第三項	証券取引法第百三十九条の十六第一項

	（略）	（略）
第八百八条第六項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社金融商品取引所
第八百九条第一項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社金融商品取引所
	新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立株式会社金融商品取引所
	、新設合併設立会社	、新設合併設立株式会社金融商品取引所
第八百九条第二項、第四項、第六項及び第七項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社金融商品取引所

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により新設合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の十一　（略）

（合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の十二　法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一

	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
第八百九条第一項	新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立株式会社証券取引所
	、新設合併設立会社	、新設合併設立株式会社証券取引所
（新設）	（新設）	（新設）

（新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により新設合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の七　（略）

（合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の八　法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一項

項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第一項第五号及び第六号	会社の社員	金融商品取引所の会員
第二百三十四条第二項	（略）	（略）
第八百六十八条第一項	会社の本店	金融商品取引所の本店（会員金融商品取引所にあっては、主たる事務所）

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の十三　（略）

（合併による金融商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の三の十四　法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとの規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（新設）	（新設）	（新設）
第二百三十四条第二項	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

（新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の九　（略）

（合併による証券取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の三の十　法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとす

する。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	金融商品取引法第百三十九条の四第四項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	金融商品取引法第百四十三条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	金融商品取引法第百三十九条の三第五項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	金融商品取引法第百三十九条の五第五項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）

る。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	証券取引法第百三十九条の四第四項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	証券取引法第百四十三条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	証券取引法第百三十九条の三第五項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	証券取引法第百三十九条の五第五項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）

2　法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合について、法第百四十五条第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文	金融商品取引法第百三十九条の九第一項本文
	（略）	（略）
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	金融商品取引法第百三十九条の十二第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	金融商品取引法第百四十三条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	金融商品取引法第百三十九条の三第五項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）
第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	金融商品取引法第百三十九条の十五第一項及び第四項
第八十一条第八	会社法第八百十条第	金融商品取引法第百三十九

2　法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合について、法第百四十五条第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文	証券取引法第百三十九条の九第一項本文
	（略）	（略）
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	証券取引法第百三十九条の十二第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	証券取引法第百四十三条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	証券取引法第百三十九条の三第五項において準用する同法第百一条の四第二項
	（略）	（略）
第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	証券取引法第百三十九条の十五第一項及び第四項
第八十一条第八	会社法第八百十条第	証券取引法第百三十九条の

号	二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	条の五第五項において準用する同法第百一条の四第二項又は同法第百三十九条の十九において準用する同法第百三十九条の十二第三項
	（略）	（略）

（合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の十五　法第百三十六条第一項の合併の無効の訴えについて、法第百四十六条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条第一項	本店	本店（会員金融商品取引所にあっては、主たる事務所）
第九百三十七条第四項	支店	支店（会員金融商品取引所にあっては、従たる事務所）

（新設）

（自主規制法人について準用する監督規定の読替え）

第十九条の三の十六　自主規制法人が法第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主

（新設）

号	二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	五第五項において準用する同法第百一条の四第二項又は同法第百三十九条の十九において準用する同法第百三十九条の十二第三項
	（略）	（略）

規制業務を行う場合の監督について、法第百五十三条の四において法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四十八条	免許	第百二条の十四の認可
	第八十二条第二項各号	第百二条の十六第二項において準用する第八十二条第二項各号
第百四十九条第一項	、業務規程又は受託契約準則	又は業務規程
第百四十九条第二項	第八十一条第一項第二号	第百二条の十五第一項第二号
	、業務規程、受託契約準則及び第百五十六条の十九の承認を受けて行う金融商品債務引受業に係る業務方法書	及び業務規程
第百五十三条	業務規程、受託契約準則	業務規程

（経験年数の要件）

第十九条の四　（略）

2　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国金融商品市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　（略）

二　分割により認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　（略）

（貸付けの対象となる取引）

第十九条の六　法第百五十六条の二十四第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連市場デリバティブ取引

二　金融商品取引所の会員等（法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下同じ。）による有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券

（経験年数の要件）

第十九条の四　（略）

2　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国有価証券市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　（略）

二　分割により認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　（略）

（法第百五十六条の二十四第一項に規定する政令で定める取引）

第十九条の六　法第百五十六条の二十四第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等

二　証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。）による有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等であつて、

の売買又は有価証券関連市場デリバティブ取引であつて、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場において行われるものに係るものに限る。）

三　認可金融商品取引業協会の協会員による有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買であつて、当該認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場において行われるものに係るものに限る。）

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条　安定操作取引（法第百五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすること

当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場において行われるものに係るものに限る。）

三　証券業協会の協会員による有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等であつて、当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場において行われるものに係るものに限る。）

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすること

とができる金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者として当該届出書に記載された金融商品取引業者

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。第三項第五号並びに第二十二条第三項及び第四項において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

3　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一～四　（略）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

とができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。第三項第五号、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

3　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一～四　（略）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（目論見書への記載）

第二十一条　安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券に係る目論見書に、次に掲げる事項の記載がある場合でなければ、してはならない。

一　（略）

二　当該有価証券が上場有価証券（金融商品取引所が上場する有価証券をいう。第二十五条において同じ。）である場合には、安定操作取引が行われる取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の全部の名称又は商号並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる取引所金融商品市場（第二十四条において「主たる取引所金融商品市場」という。）及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号

三　当該有価証券が店頭売買有価証券である場合には、安定操作取引が行われる店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の全部の名称並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる店頭売買有価証券市場（第二十四条において「主たる店頭売買有価証券市場」という。）及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の名称

（安定操作取引の場所及び期間）

（目論見書への記載）

第二十一条　安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券に係る目論見書に、次に掲げる事項の記載がある場合でなければ、してはならない。

一　（略）

二　当該有価証券が上場有価証券（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券をいう。第二十五条において同じ。）である場合には、安定操作取引が行われる取引所有価証券市場及び当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の全部の名称又は商号並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる取引所有価証券市場（第二十四条において「主たる取引所有価証券市場」という。）及び当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の名称又は商号

三　当該有価証券が店頭売買有価証券である場合には、安定操作取引が行われる店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会の全部の名称並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる店頭売買有価証券市場（第二十四条において「主たる店頭売買有価証券市場」という。）及び当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会の名称

（安定操作取引の場所及び期間）

第二十二条　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

2　（略）

3　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所金融商品市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわ

第二十二条　安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

2　（略）

3　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわ

らず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（安定操作取引の届出）

第二十三条　安定操作取引が開始された日（次条において「安定操作開始日」という。）に安定操作取引を行つた金融商品取引業者は、その日における最初の安定操作取引を行つた後、直ちに、当該金融商品取引業者の商号、当該安定操作取引に係る有価証券（以下この条から第二十五条までにおいて「安定操作有価証券」という。）の銘柄及び成立価格（次条において「安定操作開始価格」という。）その他内閣府令で定める事項を記載した書面（第二十六条において「安定操作届出書」という。）三通を金融庁長官に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、当該安定操作有価証券が次の各号に掲げる有価証券のいずれに該当するかの区分に応じ当該各号に定める者にその写しを提出しなければならない。

一　上場有価証券　当該安定操作有価証券を上場する各金融商品取引所

二　店頭売買有価証券　当該安定操作有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会

（安定操作取引価格の制限）

らず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（安定操作取引の届出）

第二十三条　安定操作取引が開始された日（次条において「安定操作開始日」という。）に安定操作取引を行なつた証券会社は、その日における最初の安定操作取引を行なつた後、直ちに、当該証券会社の商号、当該安定操作取引に係る有価証券の銘柄及び成立価格（次条において「安定操作開始価格」という。）その他内閣府令で定める事項を記載した書面（第二十六条において「安定操作届出書」という。）三通を金融庁長官に提出するとともに、当該有価証券を上場する各証券取引所にその写しを提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（安定操作取引価格の制限）

第二十四条　取引所金融商品市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、安定操作有価証券を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引　次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に定める価格

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の主たる取引所金融商品市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該取引所金融商品市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買があつた日の直近の日の最終価格。以下この項において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該金融商品取引業者の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行つた金融商品取引業者が二以上ある場合には、これらの金融商品取引業者の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

第二十四条　取引所有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下この条及び次条において「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

一　安定操作開始日における安定操作取引　次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に定める価格

イ　最初の安定操作取引　第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（以下第二十六条までにおいて「安定操作期間」という。）の主たる取引所有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該取引所有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買があつた日の直近の日の最終価格。以下この項において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

ロ　その後に行う安定操作取引　当該証券会社の安定操作開始価格

二　安定操作開始日後における安定操作取引　安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行つた証券会社が二以上ある場合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行おうとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

2　前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者について準用する。

（安定操作報告書の提出）

第二十五条　安定操作取引を行った金融商品取引業者は、その最初に行った安定操作取引の日から安定操作期間の末日までの間における安定操作有価証券の売買について、当該売買を行った日の翌日までに、当該売買の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面（次条において「安定操作報告書」という。）三通を金融庁長官に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、当該安定操作有価証券が次の各号に掲げる有価証券のいずれに該当するかの区分に応じ当該各号に定める者にその写しを提出しなければならない。

一　上場有価証券　当該安定操作取引が行われた取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所

二　店頭売買有価証券　当該安定操作取引が行われた店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会

（安定操作届出書等の公衆縦覧）

第二十六条　（略）

2　金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、第二十三条及び前条の規定により提出された前項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所又は本店、支店その他の営業所に備え置き、これらの書類の写しを当該各号に定める日（安定

2　前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社について準用する。

（安定操作報告書の提出）

第二十五条　安定操作取引を行った証券会社は、その最初に行った安定操作取引の日から安定操作期間の末日までの間における安定操作有価証券の売買について、当該売買を行った日の翌日までに、当該売買の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面（次条において「安定操作報告書」という。）三通を金融庁長官に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、当該安定操作有価証券が次の各号に掲げる有価証券のいずれに該当するかの区分に応じ当該各号に定める者にその写しを提出しなければならない。

一　上場有価証券　当該安定操作取引が行われた取引所有価証券市場を開設する証券取引所

二　店頭売買有価証券　当該安定操作取引が行われた店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会

（安定操作届出書等の公衆縦覧）

第二十六条　（略）

2　証券取引所及び証券業協会は、第二十三条及び前条の規定により提出された前項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所又は本店、支店その他の営業所に備え置き、これらの書類の写しを当該各号に定める日（安定操作届出書の写し

操作届出書の写しについては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に提出があつた日）から一月間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（空売りに該当する場合）

第二十六条の二　法第百六十二条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、その有している有価証券（借り入れているものを除く。）の売付け後遅滞なく当該有価証券を提供できることが明らかでない場合とする。

（空売りを行う場合の明示及び確認）

第二十六条の三　金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該金融商品取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一～四　（略）

2　金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等

については、証券取引所又は証券業協会に提出があつた日）から一月間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（法第百六十二条第一項第一号に規定する政令で定める場合）

第二十六条の二　法第百六十二条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、その有している有価証券（借り入れているものを除く。）の売付け後遅滞なく当該有価証券を提供できることが明らかでない場合をいう。

（空売りを行う場合の明示及び確認）

第二十六条の三　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一～四　（略）

2　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等清算取次

清算取次ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

3　取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

4　取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

5　前各項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

6　前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（空売りを行う場合の価格）

第二十六条の四　金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売り又は

ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

3　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

4　取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。

5　前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

6　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（空売りを行う場合の価格）

第二十六条の四　証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をし

受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

2　取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

3　（略）

4　第一項及び第二項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

た空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

2　取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

3　（略）

4　第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

5　前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（上場会社等の有価証券から除くもの）

第二十七条　法第百六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。）を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるものとする。

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第二十七条の二　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

5　前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

（法第百六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるもの）

第二十七条　法第百六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（法第二条第一項第三号の二に掲げる特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるものとする。

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第二十七条の二　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二　法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五　外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは

一　法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（新設）

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（新設）

三　外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取

取扱有価証券に該当するもの

（特定有価証券の範囲）

第二十七条の三　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）その他の政令で定める有価証券（次条から第二十七条の六まで及び第二十八条の二第十二号において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）

二　外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三　外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四　外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若し

扱有価証券に該当するもの

（特定有価証券の範囲）

第二十七条の三　法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下第二十七条の六までにおいて「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（新設）

三　外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは

くは取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等

取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社

の特定有価証券に係るオプションを表示するもの	等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの
四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの	四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの
五　有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の特定有価証券を受託有価証券とするもの	（新設）
六　（略）	五　（略）
七　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの	六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの
（組合に類似する団体）	（新設）
第二十七条の八　法第百六十五条の二第一項に規定する政令で定めるものは、外国の法令に基づいて設立された団体であつて、次に掲げる組合に類似するものとする。	
一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合	
二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合	
三　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合	
（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）	（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）
第二十八条　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。	第二十八条　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　金融商品取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八～十一　（略）

（親会社）

第二十九条の三　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

（公表措置）

一～四　（略）

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八～十一　（略）

（親会社）

第二十九条の三　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

（公表措置）

第三十条　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　（略）

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。第三十三条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

2　（略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に

第三十条　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一　（略）

二　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各証券業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各証券業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

2　（略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に

規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五

規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超

を超える部分に係るものに限る。

（会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券）

第三十二条　法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）

二　株券に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

三　株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

第三十二条の二　法第百六十六条第六項第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　第二十七条の四第五号に掲げる有価証券のうち、当該上場会社等の社債券を受託有価証券とするもの

（特定株券等の範囲）

第三十三条　法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

える部分に係るものに限る。

（会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券）

第三十二条　法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。次号において同じ。）

二　株券に係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券

（新設）

第三十二条の二　法第百六十六条第六項第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（新設）

（特定株券等の範囲）

第三十三条　法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等（同項に規定する「上場等株券等」をいう。）又は上場株券等（法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。）の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有

一　（略）

二　外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三　外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四　外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連株券等の範囲）

第三十三条の二　法第百六十七条第一項に規定する当該特定株券等に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下「関連株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該公

価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（新設）

三　外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連株券等の範囲）

第三十三条の二　法第百六十七条第一項に規定する当該特定株券等に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下「関連株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該公

開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの

二　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等

三　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係る権利を表示するもの

五　有価証券信託受益証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等を受託有価証券とするもの

六　（略）

七　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（

開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係る権利を表示するもの

（新設）

五　（略）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五　法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のも

元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第五号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　（略）

四　法第二条第一項第七号から第九号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

八　法第二条第一項第十四号及び第十六号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

九　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（第二条の十一に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は前各号（第五

の（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三　（略）

四　法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）又は投資証券等

七　法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（新設）

八　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条の二に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号

号及び第六号を除く。）に掲げる有価証券の性質を有するもの

十　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十一　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十二　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十三　株券、優先出資証券又は第一号から第十号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（算定基準有価証券）

第三十三条の五の二　法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する

まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

九　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十二　株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

（算定基準有価証券）

第三十三条の五の二　法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する

政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一　法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。）

二　法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。）

三　法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券

四　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

五　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

六　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

七　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限る。第十号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

八　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

九　株券、優先出資証券又は第一号から第六号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一　法第二条第一項第五号の三に規定する有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に規定する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。）

三　法第二条第一項第七号の四に規定する有価証券（新設）

四　法第二条第一項第九号に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

五　法第二条第一項第十号に規定する有価証券

六　法第二条第一項第十号の二に規定する有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利に係るオプションを表示するもの

七　法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

八　株券、優先出資証券又は第一号から第五号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利

（違反行為の開始前の価格）

第三十三条の六　法第百七十三条第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け又は法第二条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引の場合　違反行為（法第百七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第四号及び第九号並びに第三十三条の八第四号及び第九号において同じ。）の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外の金融商品市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

二　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券

九　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利

（違反行為の開始前の価格）

第三十三条の六　法第百七十三条第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、証券取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の場合　違反行為（法第百七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第七号及び第三十三条の八第七号において同じ。）の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場以外の有価証券市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

二　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券

等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、法第二条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引の場合　金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第百五十八条に規定する有価証券等をいう。）又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の七　法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（同号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定数値（同号に規定す

等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、外国市場証券先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の場合　証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数（法第二条第二十一項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。）若しくはオプション又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが有価証券市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の七　法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　有価証券指数等先物取引（現実指数（法第二条第二十一項に規定する現実指数をいう。以下同じ。）又は現実数値（同項に規定

る約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六　外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

七　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプショ

する現実数値をいう。以下同じ。）が約定指数（同項に規定する約定指数をいう。以下同じ。）又は約定数値（同項に規定する約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

（新設）

（新設）

四　外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

（新設）

（新設）

ンを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（削る）

（削る）

九　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数（法第二条第二十五項に規定する店頭現実指数をいう。以下同じ。）若しくは店頭現実数値（同項に規定する店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数（同項に規定する店頭約定指数をいう。以下同じ。）若しくは店頭約定数値（同項に規定する店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

七　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為により相場を変動させた有価証券店頭指数（法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の八　法第百七十三条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六　外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の八　法第百七十三条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）

（新設）

四　外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに

に類似するものに限る。）

七　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（削る）

（削る）

九　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ

限る。）

（新設）

（新設）

五　有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

七　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為により相場を変動させた有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の九　法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）　約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

二　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの（外国市場デリバティブ取引にあつては、これらに相当するもの）

四　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の九　法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　有価証券指数等先物取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）　約定指数又は約定数値（外国市場証券先物取引にあつては、これらに相当するもの）

二　有価証券オプション取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）又は有価証券店頭オプション取引　オプションの対価の額

三　有価証券店頭指数等先渡取引　店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭指数等スワップ取引　当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類

しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの（外国市場デリバティブ取引にあつては、これらに相当するもの）

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

2　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

似するもの

（新設）

2　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号の取引　同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号の取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号の取引　同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号の取引　同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の十　法第百七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為（法第百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。）に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

（新設）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の十　法第百七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

に限る。）

五　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十一　法第百七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為（法第百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。）に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十一　法第百七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十二　法第百七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

四　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十二　法第百七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三　法第百七十四条第九項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十一第二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の十四　法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引　約定数値

二　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商

一　（略）

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三　法第百七十四条第九項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十一第二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の十四　法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　有価証券指数等先物取引　約定指数又は約定数値

二　有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引　オプションの対価の額

三　有価証券店頭指数等先渡取引　店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

2　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類

四　有価証券店頭指数等スワップ取引　当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

（新設）

2　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号の取引　同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号の取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号の取引　同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号の取引　同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似する

似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

3　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項に規定する有価証券の売付け等にあつては同条第三項に規定する有価証券の買付け等をいい、同項に規定する有価証券の買付け等にあつては同条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合　現実数値

二　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引について違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

三　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合　現実数値又はこれに類似するもの

四　法第二条第二十二項第四号に掲げる取引について当事者の意思

もの

（新設）

3　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項の有価証券の売付け等にあつては同条第三項の有価証券の買付け等をいい、同項の有価証券の買付け等にあつては同条第二項の有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一　有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合　現実指数又は現実数値

二　有価証券店頭指数等先渡取引が店頭現実指数若しくは店頭現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合　店頭現実指数若しくは店頭現実数値又はこれらに類似するもの

三　有価証券店頭指数等スワップ取引について違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭オプション取引（法第二条第二十六項第二号に規

表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

4　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

一　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この号において同じ。）した場合　当該オプションが消滅した時

二　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利をいう。以下この号において同じ。）が消滅した場合　当該権利が消滅した時

5　（略）

6　法第百七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等（法第百五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法

定するものに限る。）について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

4　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該オプションが消滅をした時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

5　（略）

6　法第百七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第百七

第百七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同条第一項第二号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

7　法第百七十四条第一項第二号ロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号ロ(1)の有価証券の売付け等又は同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

7　法第百七十四条第一項第二号ロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号ロ(1)の有価証券の売付け等又は同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の十五　法第百七十五条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六　外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

七　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値

第三十三条の十五　法第百七十五条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

（新設）

（新設）

四　外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

（新設）

を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（削る）

（削る）

九　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支

（新設）

五　有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

七　有価証券店頭指数等スワップ取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）	
（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）	（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）
第三十三条の十六　法第百七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。	第三十三条の十六　法第百七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
一　（略）	一　（略）
二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）	二　有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
三　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）	三　有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）
四　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）	（新設）
五　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領す	（新設）

る立場の当事者となるものに限る。）

六　外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

七　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（削る）

（削る）

九　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇

四　外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

（新設）

（新設）

五　有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

七　有価証券店頭指数等スワップ取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の十七　法第百七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等又は同条第四項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）　約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

二　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

（新設）

（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の十七　法第百七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等又は同条第四項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　有価証券指数等先物取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）　約定指数又は約定数値（外国市場証券先物取引にあつては、これらに相当するもの）

二　有価証券オプション取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）又は有価証券店頭オプション取引　オプションの対価の額

三　有価証券店頭指数等先渡取引　店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

（外国市場デリバティブ取引にあつては、これらに相当するもの）

四　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの（外国市場デリバティブ取引にあつては、これらに相当するもの）

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

2　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　有価証券店頭指数等スワップ取引　当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

（新設）

2　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号の取引　同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号の取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号の取引　同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

第七章　雑則

（公認会計士等の監査証明を必要とする会社）

第三十五条　法第百九十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第六号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者又は同項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）若しくは第一条各号に掲げる証券若しくは証書若しくは法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号若しくは第六号に掲げ

四　前項第四号の取引　同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

（新設）

第七章　雑則

（公認会計士等の監査証明を必要とする会社）

第三十五条　法第百九十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者又は同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号の二、第四号、第五号の二から第六号まで若しくは第七号の三から第八号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二若しくは第十号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）若しくは第一条の有価証券若しくは法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利の発行者（法第百九十三条の

る権利若しくは第七号に掲げる権利（外国の者が発行者であるものに限る。）の発行者（法第百九十三条の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）を除く。）とする。

一・二　（略）

（内部統制報告書に係る監査証明）

第三十六条　法第百九十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者（法第百九十三条の二第二項に規定する内部統制報告書について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けるところがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）である会社とする。

（議決権の代理行使の勧誘）

第三十六条の二　議決権の代理行使の勧誘（法第百九十四条に規定する金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六条の四から第三十六条の六までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第三十六条の四までにおいて「勧誘者

二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）を除く。）とする。

一・二　（略）

第三十六条　外国有価証券市場において、有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引（約定数値及び現実数値に基づき金銭の授受を約する取引に限る。）と類似の取引のため、法第二条第一項第一号又は第九号に掲げる有価証券について、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定された標準物は、法の適用については、同項第一号又は第九号に掲げる有価証券とみなす。

（議決権の代理行使の勧誘）

第三十六条の二　議決権の代理行使の勧誘（法第百九十四条に規定する証券取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六条の四から第三十七条までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第三十六条の四までにおいて「勧誘者」という

」という。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第三十六条の六において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第三十六条の五までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならない。

2～5　（略）

（虚偽記載のある書類等による勧誘の禁止）

第三十六条の四　勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録（第三十六条の六第一項において「委任状の用紙等」という。）を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行つてはならない。

（適用除外）

第三十六条の六　（略）

（外国金融商品市場における取引に対する本法の適用）

第三十六条の七　外国金融商品市場において、市場デリバティブ取引（約定数値及び現実数値に基づき金銭の授受を約する取引に限る。）と類似の取引のため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定された標準物は、法の適用については、金融商品とみなす。

。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第三十七条において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第三十六条の五までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならない。

2～5　（略）

（虚偽記載のある書類等による勧誘の禁止）

第三十六条の四　勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録（第三十七条第一項において「委任状の用紙等」という。）を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行つてはならない。

（適用除外）

第三十七条　（略）

（新設）

（農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等）

第三十七条　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定める権利は、次のいずれかに該当するものとする。

一　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資により運用することを目的とするもの

二　次に掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、又は使用をさせることにより運用することを目的とするもの

イ　特定商品（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項第一号に規定する特定商品をいう。）

ロ　競走用馬

ハ　映画

ニ　絵画

ホ　鉱業権

2　法第百九十四条の六第一項の政令で定める内閣府令は、同項に規定する業務（以下この条において「商品投資関連業務」という。）に関し定められる次に掲げるものとする。

一　法第三十七条第一項の内閣府令

二　法第三十七条第二項の内閣府令

三　法第三十七条の三第一項本文の内閣府令

四　法第三十七条の三第一項ただし書の内閣府令

五　法第三十七条の三第一項第四号の内閣府令

（新設）

六　法第三十七条の三第一項第七号の内閣府令
七　法第三十七条の四第一項本文の内閣府令
八　法第三十七条の四第一項ただし書の内閣府令
九　法第四十条の三の内閣府令

3　法第百九十四条の六第一項の政令で定める命令その他の処分は、商品投資関連業務に関し行われる次に掲げるものとする。
一　法第五十一条の規定に基づく命令
二　法第五十一条の二の規定に基づく命令
三　法第五十二条第一項の規定に基づく処分
四　法第五十二条第二項の規定に基づく命令
五　法第五十二条の二第一項の規定に基づく処分
六　法第五十二条の二第二項の規定に基づく命令

4　法第百九十四条の六第一項の政令で定める届出は、商品投資関連業務に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
一　法第三十一条第一項
二　法第三十一条第三項
三　法第三十三条の六第一項
四　法第三十三条の六第三項
五　法第五十条第一項
六　法第五十条の二第一項

5　内閣総理大臣は、商品投資関連業務に関し、第二項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣と協議するものとする。

一　農林水産関係商品投資関連業務（第一項第二号ロに掲げる物品又は商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十一条第二項第一号に規定する農林水産関係商品等のみに係る商品投資関連業務をいう。以下同じ。）のみに関する事項に係る内閣府令　農林水産大臣

二　経済産業関係商品投資関連業務（第一項第二号ハからホまでに掲げる物品又は商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第十一条第一項ただし書に規定する経済産業関係商品等のみに係る商品投資関連業務をいう。以下同じ。）のみに関する事項に係る内閣府令　経済産業大臣

三　前二号以外の商品投資関連業務に関する事項に係る内閣府令　農林水産大臣及び経済産業大臣

6　金融庁長官は、第三項各号に掲げる処分を行う場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一　農林水産関係商品投資関連業務に関し行われる処分　農林水産大臣

二　経済産業関係商品投資関連業務に関し行われる処分　経済産業大臣

三　前二号以外の商品投資関連業務に関し行われる処分　農林水産大臣及び経済産業大臣

7　金融庁長官は、商品投資関連業務に関し、第四項各号に掲げる規定に基づく届出又は法第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若

しくは法第三十一条第四項の変更登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一　農林水産関係商品投資関連業務に関する届出又は登録若しくは変更登録の申請　農林水産大臣

二　経済産業関係商品投資関連業務に関する届出又は登録若しくは変更登録の申請　経済産業大臣

三　前二号以外の商品投資関連業務に関する届出又は登録若しくは変更登録の申請　農林水産大臣及び経済産業大臣

第八章　権限の委任

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十七条の二　法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十七条の二第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第六十七条の六及び第七十四条第一項の規定による法第六十七条の二第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四～十六　（略）

第八章　権限の委任

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十七条の二　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四～十六　（略）

十七　法第百九十四条の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四十号の規定による通知

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条　法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条並びに第百六十三条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2　法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第六号に係る

十七　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号の規定による通知

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）

第三十八条　法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十二条第一項及び第二項、第三十八条、第四十条から第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）まで、第四十三条の二から第四十六条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含

部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3 法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

4 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条かむ。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。次号において同じ。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十三条の二、第四十四条（第二号を除く。）、第四十五条及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四 法第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで及び第百六十八条から第百七十

ら第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　認可金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

5　法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

3　法第百九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

4　法第百九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十

十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は

四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則

、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

7　法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は

5　法第百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用

に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

、外国金融商品取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国金融商品取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

8　法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は

する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

6　法第百九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条

、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国証券取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二　法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第五項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く

7

限る。）に違反し、又は背反する行為

法第百九十四条の六第二項第八号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の六第二項（第八号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く

。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　（略）

2　長官権限（法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五並びに第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査

。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　（略）

2　長官権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら

の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条　（略）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合

行うことを妨げない。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条　（略）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第

を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく第四条第一項（第四条第十三号において同じ。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十五条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含み、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項

において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二～十三　（略）

十三の二　法第二十四条第十二項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六号において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書提出外国会社（法第二十七条において準用する場合にあつては、報告書提出外国者）に対する通知及び当該通知に係る聴聞

十四　（略）

二～十三　（略）

（新設）

十四　（略）

十五　第四条の二の四第三項の規定による承認

十六　（略）

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第五項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第六項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

3　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の五ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二

十五　第四条の二第三項の規定による承認

十六　（略）

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第四項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

3　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の八ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四

十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　（略）

二　第三条の四ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の二の二ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　（略）

二　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の四ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四　（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十条　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、法第二十七条の五第二号の規定による申出、法第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第十一項の規定による対質問回答報告書、法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二　法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告及び法第二十七条の十第六項の規定による期間延長請求公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法

四　（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十条　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、法第二十七条の五第二号の規定による申出、法第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、法第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第八項、第二十七条の十第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二　法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告及び法第二十七条の十第六項の規定による期間延長請求公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法

第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三　（略）

四　第九条の三第五項及び第十四条の三の四第五項において準用する第四条の二の四第三項の規定による承認

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者（法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

一　法第二十九条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第二十九条の三第一項（法第三十一条第五項において準用す

第二十七条の十第八項、第二十七条の十第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三　（略）

四　第九条の三第五項及び第十四条の三の四第五項において準用する第四条の二第三項の規定による承認

（証券会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券会社の本店の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第二十八条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第二十八条の三第一項及び第三十条第二項の規定による登録

三　法第二十八条の三第二項の規定による証券会社登録簿の縦覧

四　法第二十八条の四第一項の規定による登録の拒否

五　法第二十九条第二項の規定による認可をした旨の付記

六　法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の

る場合を含む。）及び第三十一条第二項の規定による登録

三　法第二十九条の三第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による金融商品取引業者登録簿の縦覧

四　法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否

五　法第三十条第二項の規定による認可をした旨の付記

六　法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第五十五条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

八　法第五十七条第一項の規定による審問（法第二十九条の登録の拒否に係るものに限る。）

九　法第五十七条第三項の規定による通知（法第二十九条の登録に係るものに限る。）

十　法第六十三条第二項の規定による届出の受理

十一　法第百八十七条の規定による処分（第八号に規定する審問に係るものに限る。）

2　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合

規定による認可をした旨の付記の抹消

八　法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものに限る。）

九　法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものに限る。）

十　法第百八十七条の規定による処分（第八号に掲げる審問に係るものに限る。）

2　長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店（第五号に掲げる権限のうち法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認並びに第七号に掲げる権限のうち法第六十一条第二項の規定による命令にあつては、外国証券会社の主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）を含む。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第二十九条第一項及び第三十条第四項の規定による認可

二　法第二十九条の二第一項の規定による認可の条件の付加

三　法第二十九条の三第一項の規定による認可申請書の受理

四　法第三十条第一項及び第三項、第三十二条第四項、第三十四条第三項及び第六項、第五十二条第一項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

五　法第三十四条第四項、第四十五条ただし書、第五十一条第二項

にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十条第一項及び第三十一条第六項の規定による認可

二　法第三十条の二第一項の規定による認可の条件の付加

三　法第三十条の三第一項の規定による認可申請書の受理

四　法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第四項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及び第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の三第一項の規定による届出の受理

五　法第三十一条第四項の規定による変更登録申請書の受理

六　法第三十一条第五項において準用する法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否

七　法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第五十六条の四第二項及び第六十三条第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八　法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、第四十九条の四第二項並びに第五十六条の四第三項及び第四項の規定によるただし書並びに第六十一条第三項及び第四項の規定による承認

六　法第四十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

七　法第四十九条第三項、第六十条及び第六十一条第二項の規定による命令

八　法第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二並びに第五十六条の三の規定による処分

九　法第五十六条の四の規定による公告

十　法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第一号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十一　法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものを除く。）

十二　法第六十二条第二項の規定による聴聞

十三　法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものを除く。）

十四　法第六十四条の十第一項の規定による依頼の受理及び同条第二項の規定による意見の陳述

十五　法第百八十七条の規定による処分のうち第十一号に掲げる審問及び第十二号に掲げる聴聞に係るもの

3　前項第十号に掲げる権限で証券会社の支店その他の本店以外の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定す

よる承認

九　法第四十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二並びに第四十九条の三（法第六十条の六において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十　法第五十一条、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十三条、第五十四条並びに第六十条の八第一項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項の規定による処分

十一　法第五十四条の二及び第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）の規定による公告

十二　法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三　法第五十七条第一項の規定による審問（法第二十九条の登録の拒否に係るものを除く。）

十四　法第五十七条第二項及び第六十条の八第五項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）の規定による聴聞

十五　法第五十七条第三項（法第二十九条の登録に係るものを除く子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項において同じ。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　第二項の金融庁長官の指定する証券会社に係る同項第十号に掲げる権限で、当該証券会社の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該証券会社と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5　前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6　金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

。）及び第六十条の八第四項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）の規定による通知

十六　法第六十条の四第一項及び第六十五条第一項の規定による職務代行者の選任

十七　法第六十条の四第二項及び第六十五条第二項の規定による支払の命令

十八　法第六十五条の三第一項の規定による依頼の受理

十九　法第六十五条の三第二項の規定による意見の陳述

二十　法第百八十七条の規定による処分のうち第十三号に規定する審問及び第十四号に規定する聴聞に係るもの

二十一　法第百九十四条の六第二項及び第三項の規定による通知

二十二　第十五条の十三第三号、第十五条の十五、第十六条の十七ただし書、第十六条の十八ただし書、第十六条の十九ただし書並びに第十七条の十第一項ただし書及び第三項ただし書の規定による承認

二十三　第十五条の十四の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

二十四　第三十七条第六項の規定による協議

二十五　第三十七条第七項の規定による通知

3　前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業

7　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は特例業務届出者に係る同項第十二号に掲げる権限で、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者又は当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が

国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5　前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者の本店等（取引所取引許可業者にあつては、国内における代表者。以下この項並びに第四十四条第三項及び第四項において同じ。）又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6　金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7　長官権限のうち次に掲げるもの（金融商品取引業者に係るものに限り、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会（同条第一項に規定する協会をいう。第四十三条から第四十三条の三まで及び第四十四条において同じ。）に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の

五第三項の規定による通知
四　法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否
五　法第六十四条の二第二項の規定による審問
六　法第六十四条の四の規定による届出の受理
七　法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令
八　法第六十四条の五第二項の規定による聴聞
九　法第六十四条の六の規定による登録の抹消
十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

（金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条の二　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十二条第一項（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理
二　法第三十二条の三（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

（証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条の二　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理
二　法第三十三条の四（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　法第五十六条の二第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2　長官権限のうち法第三十二条の二（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者又は法第五十六条の二第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

三　法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2　長官権限のうち法第三十三条の三（法第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3　第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十九条第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第三十三条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第三十三条の四第一項及び第三十三条の六第二項の規定による金融機関登録簿への登録

三　法第三十三条の四第二項の規定による金融機関登録簿の縦覧

四　法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否

五　法第三十三条の五第二項の規定による登録の条件の付加

六　法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第五十五条第一項の規定による登録の抹消

八　法第五十七条第一項の規定による審問

九　法第五十七条第三項の規定による通知（法第三十三条の二の登録に係るものに限る。）

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第八号に規定する審問に係るもの

2　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福

第四十三条　長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店又は主たる事務所（以下この条及び第四十三条の三において「本店等」という。）の所在地（第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第一項及び法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第二項の規定による金融機関登録簿への登録

三　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第二項の規定による金融機関登録簿の縦覧

四　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

七　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条第二項の規定による認可をした旨の付記

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第一項

岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条の六第一項及び第三項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十三条の三第一項並びに第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第六項及び第六十三条の二第三項の規定による届出の受理

二　法第四十八条の二第一項及び第二項の規定による書類及び報告の受理

三　法第四十八条の二第三項、第五十六条の四第二項及び第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五項の規定による命令

四　法第五十一条の二、第五十二条の二第一項から第三項まで及び第五十四条の規定による処分

五　法第五十四条の二（第二号を除く。）の規定による公告

六　法第五十六条の二第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第一号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

七　法第五十六条の四第三項及び第四項の規定による承認

八　法第五十七条第二項の規定による聴聞

九　法第五十七条第三項の規定による通知（法第三十三条の二の登録の規定による登録の抹消及び法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消）

九　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問に係るもの

2　長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十五条の二第三項及び同条第五項において準用する法第三十条第四項の規定による認可

二　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項及び法第六十五条の二第九項の規定による認可の条件の付加

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第一項の規定による認可申請書の受理

四　法第六十五条の二第四項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

五　法第六十五条の二第四項及び第五項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

録に係るものを除く。）

十　法第六十五条第一項の規定による職務代行者の選任

十一　法第六十五条第二項の規定による支払の命令

十二　法第百八十七条の規定による処分のうち第八号に規定する聴聞に係るもの

十三　法第百九十四条の六第二項の規定による通知

十四　第十六条の十八の規定による承認

十五　第三十七条第六項の規定による協議

十六　第三十七条第七項の規定による通知

3　前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4　第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関に係る同項第六号に掲げる権限で、当該登録金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該登録金融機関と取引をする者又は当該

六　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第一項及び第三項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

七　法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第三項及び第六十一条第二項の規定による命令

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条第一項及び第五十六条の三の規定による処分

十　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条の四の規定による公告

十一　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十一条第三項及び第四項並びに法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認

十二　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十三　法第六十五条の二第十項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第二号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十四　法第百八十七条の規定による処分のうち第四号に掲げる審問及び第十二号に掲げる聴聞に係るもの

3　前項第十三号に掲げる権限で登録金融機関の支店その他の本店以

登録金融機関から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限り、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の五第三項の規定による通知

外の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関に係る同項第十三号に掲げる権限で、当該登録金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該登録金融機関と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

四　法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否
五　法第六十四条の二第二項の規定による審問
六　法第六十四条の四の規定による届出の受理
七　法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令
八　法第六十四条の五第二項の規定による聴聞
九　法第六十四条の六の規定による登録の抹消
十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

7　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。
一　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理
二　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第五項の規定による登録
三　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知
四　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否
五　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問
六　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理
七　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令
八　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第

（金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の三第一項及び第六十六条の五第二項の規定による登録

三　法第六十六条の三第二項の規定による金融商品仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の四の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の五第一項及び第三項並びに第六十六条の十九第一項の規定による届出の受理

二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（証券仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券仲介業者の主たる営業所又は事務所（以下この条及び次条第一項において「主たる営業所等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の四第一項及び第六十六条の六第二項の規定による登録

三　法第六十六条の四第二項の規定による証券仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の五の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の六第一項及び第三項並びに第六十六条の十七第一項の規定による届出の受理

六　法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
七　法第六十六条の十七第一項の規定による書類の受理
八　法第六十六条の二十の規定による処分
九　法第六十六条の二十一の規定による登録の抹消
十　法第六十六条の二十二の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
十一　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第一項の規定による審問
十二　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第二項の規定による聴聞
十三　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第三項の規定による通知
十四　法第百八十七条の規定による処分（第十一号に規定する審問及び第十二号に規定する聴聞に係るものに限る。）

2　前項第十号に掲げる権限で金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が

六　法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
七　法第六十六条の十五第一項の規定による書類の受理
八　法第六十六条の十五第二項の規定による報告書の縦覧
九　法第六十六条の十八の規定による処分
十　法第六十六条の十九の規定による登録の抹消
十一　法第六十六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
十二　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第一項の規定による審問
十三　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞
十四　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第三項の規定による通知
十五　法第百八十七条の規定による処分（第十二号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るものに限る。）

2　前項第十一号に掲げる権限で証券仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつて

国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品仲介業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の五第三項の規定による通知

四　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第二

は、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

項の規定による審問

六　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

（協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

四　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に

二　法第六十四条の七第七項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による命令　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第八項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に規定する聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

2　長官権限のうち法第六十七条の十三の規定による権限は、認可金融商品取引業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3　長官権限のうち法第七十五条及び第七十九条の四の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第四号及び第五号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二　法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による命令　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

三　法第六十四条の七第七項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

2　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委

4　前項に規定する権限で協会の主たる事務所以外の事務所、当該協会から業務の委託を受けた者又は認可金融商品取引業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該認可金融商品取引業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

5　前項の規定により従たる事務所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（認定投資者保護団体に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三の二　長官権限のうち法第七十九条の十六の規定による権限は、認定投資者保護団体の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ

員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

4　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該証券業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（新設）

つては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で認定投資者保護団体の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所に対して報告の命令を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該認定投資者保護団体の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して報告の命令の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、報告の命令を行うことができる。

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四 長官権限のうち法第百二十一条及び第百二十六条第一項の規定による届出の受理の権限は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

2 長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四 長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理の権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

2 長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会

委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3　前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の五　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関する

に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該証券取引所の子会社又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（株式会社証券取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の五　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関する

ものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第百三条の三第一項及び第百六条の十五の規定による届出の受理

二　法第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2　前項第二号に掲げる権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（金融商品取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財

ものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第百三条の二第一項及び第百六条の十五の規定による届出の受理

二　法第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2　前項第二号に掲げる権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（証券取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局

務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項に規定する権限で金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（自主規制法人に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六の二　長官権限のうち法第百五十三条の四において準用する法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、自主規制法人（法第八十五条に規定する自主規制法人をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。

長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項に規定する権限で証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（新設）

）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項に規定する権限で自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3　前項の規定により従たる事務所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該自主規制法人の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（外国金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の七　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第七号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国金融商品取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該

（外国証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の七　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の六第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国証券取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所

住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項に規定する権限で外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3　前項の規定により事務所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国金融商品取引所の国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の八　（略）

が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項に規定する権限で外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）又は外国証券取引所参加者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国証券取引所参加者（以下この項において「国内における代表者等」という。）に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者等に対し、検査等を行うことができる。

（証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の八　（略）

2　前項に規定する権限で証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3　前項の規定により証券金融会社の支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券金融会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の九　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　（略）

2　前項に規定する権限で証券金融会社の支店その他の本店以外の営業所（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により証券金融会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券金融会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の九　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　（略）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の十　長官権限のうち法第百六十三条第一項又は第百六十五条の二第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する報告書が法第百六十三条第二項又は第百六十五条の二第二項の規定により金融商品取引業者又は登録金融機関を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、当該金融商品取引業者又は登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に、取引所取引許可業者を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、関東財務局長に委任する。

3　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写し及び法第百六十五条の二第九項の規定による組合利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項及び第百六十五条の二第十項の規定によ

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の十　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

る申立ての受理

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条　長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2　前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第四十四条　長官権限のうち次に掲げるものは、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所又は証券金融会社（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2　前項各号に掲げる委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長の

取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブほか、当該対象支店等の所在地（当該証券会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とある

5 第一項の規定は、委員会の指定する証券会社及び登録金融機関に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等」とあるのは「証券会社又は登録金融機関の証券支店等又は金融支店等」と、「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該証券会社等」とあるのは「当該証券会社又は登録金融機関」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会

のは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者をいう。

9 第二項及び第四項に規定する「取引所取引許可業者従属事務所等」とは、取引所取引許可業者の国内の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該取引所取引許可業者と取引をする者又は当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者をいう。

10 第二項に規定する「特例業務支店等」とは、特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該特例業務届出者と取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者をいう。

社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

9 第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10 第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者をいう。

11 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

12 第二項に規定する「取引所持株会社営業所等」とは、証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（法第百三条第四項に規定する子会社をいう。）をいう。

13 第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

14 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所をいう。

11　第二項及び第四項に規定する「金融商品仲介支店等」とは、金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者をいう。

12　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、協会の主たる事務所以外の事務所、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該協会から業務の委託を受けた者をいう。

13　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14　第二項に規定する「取引所持株会社支店等」とは、金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（法第百五条の十六第四項に規定する子会社をいう。）をいう。

15　第二項に規定する「自主規制法人従属事務所等」とは、自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者をいう。

16　第二項に規定する「外国金融商品取引所従属事務所等」とは、外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

17　第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者をいう。

（委員会の課徴金に係る調査に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の二　長官権限のうち法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項第八号に掲げる権限は、法第百七十七条に規定する課徴金に係る事件（第四項及び第五項において「課徴金事件」という。）の事件関係人又は参考人（以下この条において「事件関係人等」という。）の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項の委員会の権限（法第百七十七条第一号に関するものに限る。）については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、事件関係人等の居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5　（略）

（委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任）

第四十四条の三　長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十六条（法第二十七条において準用す

第四十四条の二　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項第七号に掲げる権限は、法第百七十七条に規定する課徴金に係る事件（第四項及び第五項において「課徴金事件」という。）の事件関係人又は参考人（以下この条において「事件関係人等」という。）の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項の委員会の権限（法第百七十七条第一号に関するものに限る。）については、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、事件関係人等の居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5　（略）

第四十四条の三　長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十六条（法第二十七条において準用す

る場合を含む。）の規定による権限は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2～4　（略）

（委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の四　長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者（委員会が指定する金融商品取引業者を除く。）の

る場合を含む。）の規定による権限は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2～4　（略）

第四十四条の四　長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第二項、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項に規定する権限のうち、法第五十九条第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社（委員会が指定する証券会社を除く。）の本店の所在地を管轄す

本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　第一項に規定する権限のうち、法第百三条の四及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5　第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（犯則事件の範囲）

第四十五条　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる

る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　第一項に規定する権限のうち、法第百三条の三及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5　第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（犯則事件の範囲）

第四十五条　法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる

罪とする。 一～三　（略） 四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪 五　法第二百一条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。） 六　法第二百五条第一号から第四号まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪 （削る）	罪とする。 一～三　（略） 四　法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪 五　法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。） 六　法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪 七　法第二百五条の二第四号の罪

○　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第三条関係）

改　正　案	現　行
目次 第一章　総則（第一条―第八条） 第二章　投資信託制度（第九条―第五十三条） 第三章　投資法人制度（第五十四条―第百二十八条） 第四章　雑則（第百二十九条―第百三十六条） 附則	目次 第一章　総則（第一条） 第二章　投資信託制度（第二条―第五十三条） 第三章　投資法人制度（第五十四条―第百二十条） 第四章　雑則（第百二十一条―第百二十七条） 附則
第一章　総則	第一章　総則
（定義） 第一条　この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託	（定義） 第一条　この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事

、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。

（削る）

（運用の指図に係る権限を委託することができる者）

第二条　法第二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（委託者がその指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）の受託者である信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

一　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の十二各号に掲げる者

二　信託会社等（前号に掲げる者に該当するものを除き、当該信託務受託者」又は「外国投資信託」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。

第二章　投資信託制度

（法第二条第一項等に規定する政令で定める者）

第二条　法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　投資信託委託業者

二　信託会社等（法第四十九条の二第一項に規定する信託会社等をいう。第十五条第二項及び第二十条第一号イを除き、以下同じ。）（当該信託会社等が主として有価証券に対する投資として運用する場合（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券

会社等が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として運用の指図を行う場合に限る。）

（特定資産の範囲）

第三条　法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一　（略）

店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う場合を含む。）を除く。）

三　認可投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。）第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業法第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）（当該認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、投資信託委託業者が運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。第四十四条から第四十六条までを除き、以下同じ。）の受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。）

四　外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において外国の法令の規定に基づき投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業を営んでいる法人

五　外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資顧問業法第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務を営んでいる法人

（特定資産の範囲）

第三条　法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　デリバティブ取引に係る権利
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
三～五　（略）
六　約束手形（第一号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
七　金銭債権（第一号及び前号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
（削る）
（削る）
（削る）

二　有価証券指数等先物取引に係る権利
三　有価証券オプション取引に係る権利
四　外国市場証券先物取引に係る権利
五　有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
六　有価証券店頭オプション取引に係る権利
七　有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
八～十　（略）
（新設）
十一　金銭債権（第一号、次号及び第十四号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
十二　約束手形（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げるものを除く。第十九条第一項第六号及び第三十条第三項第七号において同じ。）
十三　金融先物取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第一項に規定する金融先物取引をいう。以下同じ。）に係る権利
十四　金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）に係る権利（第二号から第七号までに掲げるものに該当するものを除く。

（削る）

八　（略）

（削る）

（運用に係る権限を委託することができる者）

第四条　法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引法施行令第十六条の十二各号に掲げる者

二　信託会社等（前号に掲げる者に該当するものを除き、当該信託会社等が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として運用を行う場合に限る。）

（証券投資信託の主たる投資の対象となる有価証券関連デリバティ

）

十五　次に掲げるものを信託する信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ　金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

ロ　有価証券

ハ　金銭債権

ニ　不動産

ホ　地上権及び土地の賃借権

十六　（略）

十七　金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

（法第二条第二項に規定する政令で定める者）

第四条　法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　信託会社等

二　認可投資顧問業者

三　第二条第一号、第四号又は第五号に掲げる者

ブ取引）

第五条　法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。次条において同じ。）についての有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次条において同じ。）とする。

（証券投資信託の範囲）

第六条　法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

（公募の範囲）

第七条　法第二条第八項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

2　前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれる場合であ

（新設）

（証券投資信託の範囲）

第五条　法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

（公募の範囲）

第六条　法第二条第十三項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

2　前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条及び第五十四条にお

って、受益証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除くものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（適格機関投資家私募の範囲）

第八条　法第二条第九項に規定する政令で定める場合は、受益証券について同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十人以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する受益証券の取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該受益証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得した者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該受益証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

（適格機関投資家私募の範囲）

第七条　法第二条第十四項に規定する政令で定める場合は、受益証券

、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

第二章　投資信託制度

（委託者指図型投資信託の委託者の要件）

第九条　法第三条第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を委託者として締結する投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十条　法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規

に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

（新設）

（新設）

（新設）

定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た提供者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第五条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え）

第十一条　法第六条第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百九十条第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を
（略）	（略）	（略）

（委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え）

第七条の二　法第五条第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百九十条第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第三十条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を
（略）	（略）	（略）

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十二条　法第八条第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一　受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十四条第一号及び第三号並びに第百十九条において同じ。）により行われる場合にあっては、当該受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において同じ。）に登録される旨を投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた証券投資信託（金銭の信託に限る。）

二　次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託

イ　その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数（金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。）について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものとして金融庁長官の指定するものをいう。）の変動率に

（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外）

第八条　法第五条の三第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一　受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十八条及び第五十条において同じ。）により行われる場合にあっては、当該受益証券が証券取引所（同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。次号において同じ。）に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において同じ。）に登録される旨を投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。）に定めた証券投資信託（金銭の信託に限る。）

二　次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託

イ　その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数（証券取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。）について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものとして金融庁長官の指定するものをいう。）の変動率に一致

一致させることを目的として当該株価指数に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用する旨

ロ　（略）

ハ　その受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する株式（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三　（略）

（削る）

させることを目的として当該株価指数に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用する旨

ロ　（略）

ハ　その受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する株式（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が証券取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三　（略）

（法第八条第一項第三号等に規定する政令で定める使用人）

第九条　法第八条第一項第三号及び第九条第二項第六号（同号ホ、ト、チ及びヌを除く。）に規定する政令で定める使用人は、法第六条の認可を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　投資信託財産の運用の指図を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関し法第八条第一項第二号の支店その他の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（最低資本金の額）

（削る）

（削る）

第十条　法第九条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

2　法第八条第一項第一号の資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

（法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人）

第十一条　法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　第九条各号に掲げる者

二　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）第三条各号に掲げる者

三　信託会社等において信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

四　信託の引受けを行う業務に関し営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

五　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十条各号に掲げる者

六　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第三条に規定する者

（法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人）

（削る）

（指図行使の対象となる権利を有する者）

第十三条　法第十条第一項に規定する政令で定める者は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二十六条に規定する優先出資社員とする。

第十二条　法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第三条各号のいずれかに該当する者とする。

（法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人）

第十三条　法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　投資信託財産の運用の指図を行う部門及びこれに相当する部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

三　信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

四　信託の引受けを行う業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

五　投資顧問業（投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）に相当する業務に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

六　顧客に対する投資顧問契約（投資顧問業法第二条第一項に規定する投資顧問契約をいう。次号において同じ。）に基づく助言の業務に相当する業務の用に供する目的で有価証券の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者

（指図行使の対象となる権利）

第十四条　法第十条第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　法第八十四条第二項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの

二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第八条第二項の規定に基づく優先出資者の権利、同法第十四条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣

七　顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務に相当する業務を行う者

八　商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。）に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

九　不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（法第九条第二項第六号ヌに規定する政令で定める使用人）

第十四条　法第九条第二項第六号ヌに規定する政令で定める使用人は、前条第五号から第七号までのいずれかに該当する者とする。

府令で定めるもの

三　資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる優先出資社員の権利で内閣府令で定めるもの

（削る）

（特別の関係）

第十四条の二　法第九条第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一　対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいい、同条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又はその被支配会社が対象議決権を保有している者　当該者と次に掲げる者との関係

イ　対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）

ロ　その配偶者

ハ　その被支配会社

ニ　その支配株主等

ホ　その支配株主等の他の被支配会社

二　前号に掲げる者以外の者　当該者と同号イ又はロに掲げる者と

の関係

2 前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社（外国会社を含む。以下この条及び第五十四条第二項第三号において同じ。）の総株主又は総社員の議決権（法第九条第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

3 共同保有者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4 配偶者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

（議決権の行使について代理人の数が制限されない権利）

第十五条　法第十条第二項に規定する政令で定める権利は、資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資に係る権利とする。

（受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外）

第十五条　法第十三条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　投資信託委託業者が自ら募集等（法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。）を行った受益証券に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該受益証券に係る投資信託の解約金、収益金若しくは償還金の預託を受ける場合

二　投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為（法第百九十六条第二項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。次号において同じ。）を行った投資口に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資口の払戻金若しくは分配金若しくは残余財産の分配金の預託を受ける場合

三　投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為を行った投資法人の投資法人債に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資法人債に係る利息若しくは償還金の預託を受ける場合

四　投資信託委託業者が法第三十四条の十第三項の認可を受けて宅地建物取引業を営む場合に当該業務に係る顧客から当該業務に係る金銭の預託を受ける場合

2　前項第一号から第三号までに掲げる場合において、投資信託委託業者は、内閣府令で定めるところにより、顧客から預託を受けた金銭を、当該投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止した場合その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業

（議決権の行使について代理人の数を制限する会社法の規定を準用する規定）

第十六条　法第十条第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五条第一項とする。

を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等（法第四条に規定する信託会社等をいう。第二十条第一号イにおいて同じ。）に信託をしなければならない。

（受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引）

第十六条　法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　投資信託委託業者が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。

二　投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む場合において、投資信託財産の不動産の管理を受託すること。

三　投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。

イ　投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。次条及び第十八条において同じ。）の終了に伴うものである場合

ロ　不動産が不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に規定する不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。）に係る不動産取引の目的である場合

四　投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて

（削る）

証券業を営む場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。

イ　有価証券の売買

ロ　有価証券指数等先物取引

ハ　有価証券オプション取引

ニ　外国市場証券先物取引

ホ　有価証券店頭指数等先渡取引

ヘ　有価証券店頭オプション取引

ト　有価証券店頭指数等スワップ取引

五　投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引の取次ぎを行うこと。

六　受益者の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、投資信託委託業者が投資信託財産の不動産を賃借すること。

七　個別の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引

八　その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

（法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引）

第十七条　法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

（削る）

一　次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ　次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1)　投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2)　投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合

(3)　法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4)　投資信託財産相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ　有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二　個別の取引ごとに双方の投資信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引

三　その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

（法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引）

第十八条　法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　投資信託財産について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ　次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合
(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合
(3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合
(4) 投資法人との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。
二 投資法人について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引
イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
(1) 資産運用委託契約（法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。以下同じ。）の終了に伴うものである場合
(2) 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行うものである場合
(3) その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合
(4) 投資信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内

（削る）

閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

三　個別の取引ごとにすべての受益者及びすべての投資主の同意を得て行う取引

四　その他受益者及び投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

（特定の有価証券等）

第十九条　法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一　オプション（証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。）と類似の権利であって外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るもの

二　不動産

三　不動産の賃借権

四　地上権

五　金銭債権

六　約束手形

七　金融オプション（金融先物取引法第二条第二項第三号に規定する金融オプションをいう。次号において同じ。）及び同条第四項第三号に規定する権利

八　金融オプションと類似の権利であって海外金融先物市場（金融先物取引法第二条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。）

（投資信託委託会社の利害関係人等の範囲）

第十七条　法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該投資信託委託会社の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）

において行われる取引所金融先物取引（同条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。）と類似の取引に係るもの

九　第三条第十五号及び第十七号に掲げる信託の受益権（第三十条第三項第九号において「信託受益権」という。）

十　匿名組合出資持分

十一　その他内閣府令で定めるもの

2　法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。

一　有価証券指数と類似の指数であって外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの

二　有価証券店頭指数（証券取引法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。）

三　金融指標（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融指標をいう。）

四　その他内閣府令で定めるもの

（投資信託委託業者の利害関係人等の範囲）

第二十条　法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ　次に掲げる者が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）の名義をもって所有している当

該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号（(2)及び(4)から(6)までを除く。）において同じ。）の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること

(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第四十七条において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、

会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。(4)から(6)まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ(5)及び第二号において同じ。）をいう。(4)から(6)まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ(5)及び第二号において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条、第四十七条及び第九十七条において同じ。）

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の

二　当該投資信託委託会社の子法人等（金融商品取引法第三十一条の四第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び使用人が、当該投資信託委託業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二　投資信託委託業者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ　次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該投資信託委託業者

(2)　当該投資信託委託業者の役員及び主要株主

(3)　(2)に掲げる者の親族

(4)　当該投資信託委託業者の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

三　当該投資信託委託会社の特定個人株主（金融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。）

（削る）

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該投資信託委託業者の役員であった者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三　投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等（法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。）を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額が当該投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四　投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額が当該投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四　前三号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者

（削る）

（削る）

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める金融機関）

第二十条の二　法第十五条第二項第一号ホに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関

二　銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行

第二十条の三　法第十五条第二項第一号ヘに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関

二　銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行

（利害関係人等である者）

第二十一条　法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三

号ニ及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　農林中央金庫及び商工中央金庫

三　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第二号の事業を行うものに限る。）

四　業として資金の貸付けをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

五　保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等

六　貸金業者（貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）

七　金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。）

八　信託会社等及び信託受益権販売業者（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者をいう。）

（特定資産の価格を調査する者）

第二十二条　法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受

（特定資産の価格を調査する者）

第十八条　法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、受託会

社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。）の利害関係人等（当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であって、次に掲げる者とする。

一　弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

イ　弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第二十八条及び第百二十四条において同じ。）又は使用人

(2)　法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3)　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ　弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(1)　（略）

(2)　弁護士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二　公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

イ　公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用人

(2)　法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

託会社の利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。）以外の者であって、次に掲げる者とする。

一　弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

イ　弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第四十九条において同じ。）又は使用人

(2)　法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3)　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ　弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(1)　（略）

(2)　弁護士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二　公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

イ　公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人

(2)　法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の会計参与

(2) (略)

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。次号、第二十八条第三号及び第四号並びに第百二十四条第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第二十八条第三号及び第百二十四条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用人

ロ 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

(削る)

(3) 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の会計参与

(2) (略)

(3) 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。次号、第三十四条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人

ロ 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

（指図行使の対象となる権利を有する者）

第二十三条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める者は、資産

（削る）

（削る）

の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二十六条に規定する優先出資社員とする。

（指図行使の対象となる権利）

第二十四条　法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　法第八十四条第二項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの

二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第八条第二項の規定に基づく優先出資者の権利、同法第十四条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの

三　資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる優先出資社員の権利で内閣府令で定めるもの

（議決権の行使について代理人の数が制限されない権利）

第二十五条　法第二十二条第二項に規定する政令で定める権利は、資

（削る）

（削る）

産流動化法第二条第五項に規定する優先出資に係る権利とする。

（議決権の行使について代理人の数を制限する会社法の規定を準用する規定）

第二十六条　法第二十二条第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五条第一項とする。

（投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合）

第二十七条　法第二十六条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合

二　受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託（法第四十九条の十一第一項において準用する場合にあっては委託者非指図型投資信託、法第五十九条において準用する場合にあっては外国投資信託）の受益証券を所有している場合

三　受益証券を取得しようとする者の同居者が既に当該受益証券に係る法第二十六条第二項の規定による書面の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる場合であって、当該受益証券を取得しようとする者が当該書面の交付を受けないことについて同意

したとき（当該受益証券を取得する時までにその同意した者から当該書面の交付の請求があった場合を除く。）。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十七条の二　投資信託委託業者は、法第二十六条第三項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二十六条第三項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該受益証券を取得しようとする者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た投資信託委託業者は、当該受益証券を取得しようとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該受益証券を取得しようとする者に対し、法第二十六条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該受益証券を取得しようとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（投資信託委託業者が行う受益証券の募集等の範囲）

第二十八条　法第二十七条に規定する政令で定める行為は、投資信託委託業者が募集又は私募（証券取引法第二条第三項に規定する有価

（削る）

（削る）

（削る）

証券の私募をいう。第五十条において同じ。）を行った委託者指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

（投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）

第二十九条　法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三条	業務	受益証券の募集等の業務
第四十二条第一項	第三十四条第二項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号
	証券業の信用を失墜させるおそれ	受益証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ
第四十二条第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭	受益証券の募集等に係る取引

	オプション取引		
	有価証券の価格又はオプションの対価の額	受益証券の価格	
第四十二条第一項第五号	有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等	受益証券の募集等に係る取引	
	売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別	売買の別又はこれに相当する取引の別	

			に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）
第四十二条第一項第六号	有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引	
	この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第百六十二条の二	この号	
	売買の別	売買の別又はこれに相当する取引の別	
第四十二条第一項第十号	有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引	受益証券の募集等に係る取引	

		等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等	
		証券業	受益証券の募集等の業務
第四十五条第一号		親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下同じ。）と受益証券の募集等に係る取引
第四十五条第二号	第二条第八項各号に掲げる行為		受益証券の募集等
第四十五条第三号	親法人等又は子法人等		利害関係人等
	証券業		投資信託委託業

2　法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第一項	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	当該受益証券の募集等に係る取引
第四十一条第二項において準用する第四十条第二項	前項の規定による書面	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書
	当該書面	当該取引報告書
第四十二条の二第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。	受益証券の募集等に係る取引

）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）		
有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	受益証券	信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可
信託会社等		

	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	を受けた金融機関
	この条及び第六十五条の二第六項	この条
第四十二条の二第一項第二号及び第三号	有価証券の売買その他の取引等	受益証券の募集等に係る取引
	有価証券等	受益証券
第四十二条の二第三項	をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ	をいう
第四十三条	業務の状況が次の	受益証券の募集等の業務の状況が次の
	業務を	受益証券の募集等の業務を
第四十三条第一号	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の	受益証券の募集等に係る取引

	委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等
第四十三条第二号	業務
	受益証券の募集等の業務

3　法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第二項第一号	有価証券の売買その他の取引等	受益証券の募集等に係る取引
	前項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する前項第一号
第四十二条の二第二項第二号	有価証券の売買その他の取引等	受益証券の募集等に係る取引
	前項第二号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する前項第二号
第四十二条の二	有価証券の売買その	受益証券の募集等に係る取

第二項第三号	他の取引等	引
	前項第三号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する前項第三号
第四十二条の二第四項	約束が事故	約束が事故（投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する前項に規定する事故をいう。以下この項において同じ。）」

（取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）

第二十九条の二　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び法第百九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等）

第三十条　法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人であって、同項第一号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとす

（削る）

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等）

第十九条　法第十三条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、同項第二号に掲げる取引を行った投資信託委託会社が資産運用会社として資産の運用を行う投資法人であって、同号の特定資

産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

2 法第十三条第一項第一号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特定資産は、第三条第三号から第五号までに掲げるものとする。

3 法第十三条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

二 不動産の賃借権の取得及び譲渡

三 地上権の取得及び譲渡

4 法第十三条第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 自己又はその取締役若しくは執行役

二・三 （略）

四 利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

五 委託者指図型投資信託に係る業務及び登録投資法人の資産の運用に係る業務以外の業務の顧客であって内閣府令で定める者

5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 （略）

二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブる。

（新設）

（新設）

2 法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該投資信託委託業者又はその取締役若しくは執行役

二・三 （略）

四 利害関係人等（法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三十六条において同じ。）

五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であって内閣府令で定めるもの

3 法第二十八条第一項第一号（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 （略）

二 有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及

取引

三　約束手形の取得及び譲渡

（削る）

（削る）

四　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

五　（略）

（削る）

び有価証券店頭指数等スワップ取引

三　不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

四　不動産の賃借権の取得及び譲渡

五　地上権の取得及び譲渡

六　（略）

七　約束手形の取得及び譲渡

八　店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。）及び金融デリバティブ取引

九　信託受益権（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。）の取得及び譲渡

十　（略）

4　法第二十八条第一項第二号（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、前項第三号から第五号までに掲げる取引とする。

（利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第三十条の二　第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）、法第三十三条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する

（電磁的方法による通知の承諾等）

第二十条　法第十七条第三項（法第二十条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（法第十七条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　（略）

（書面による決議に関する読替え）

第二十一条　法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定において投資信託委託会社（法第五十四条第一項において準用する場合にあっては、信託会社等）が書面による決議を行う場合について信託法第百十条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第三十条の三　法第三十条第三項（法第三十二条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（法第三十条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第三十条の五において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　（略）

（書面による決議に関する読替え）

第三十条の四　法第三十条第九項（法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定において投資信託委託業者（法第四十九条の十一第一項において準用する場合にあっては、信託会社等）が書面による決議を行う場合について信託法第百十条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第二十二条　法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第四項、第百十四条第三項又は第百十六条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　（略）

（反対受益者の受益権買取請求に関する読替え）

第二十三条　法第十八条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定において法第十八条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百四条第十項	第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関

（書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第三十条の五　法第三十条第九項（法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第四項、第百十四条第三項又は第百十六条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　（略）

（反対受益者の受益権買取請求に関する読替え）

第三十一条　法第三十条の二第二項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定において法第三十条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百四条第十項	第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関

する法律第二条第七項

2　法第二十条第一項において準用する法第十八条第二項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百四条第十項	第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項

（募集の取扱い等の範囲）

第二十四条　法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　募集

二　私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。次号及び第百十九条において同じ。）

三　その行う募集又は私募に係る有価証券の転売を目的としない買取り

四　金融商品取引法第二条第八項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる行為

五　金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の売出

する法律第二条第十二項

2　法第三十二条第一項において準用する法第三十条の二第二項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百四条第十項	第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項

（新設）

しの取扱い

六　その他前各号に掲げるものに類する行為

（削る）

（削る）

（法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為）

第三十二条　法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為は、募集等、証券取引法第二条第八項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる行為その他これらに類する行為とする。

（法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引）

第三十三条　法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ　次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1)　資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

(2)　投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行うものである場合

(3)　その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4)　投資法人相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ　有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものである

（削る）

こと。

二　個別の取引ごとに双方の投資法人のすべての投資主の同意を得て行う取引

三　その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

（特定資産の価格を調査する者）

第三十四条　法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等（資産保管会社の総株主の議決権（法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ(5)を除く。）において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。）以外の者であって、次に掲げる者とする。

一　弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

イ　弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2)　法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3)　弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ　弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(1)　その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2) 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人の投資信託委託業者又は資産保管会社の会計参与

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員又は使用人

ロ 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第三十四条

（削る）

の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四　前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

（投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等）

第三十五条　法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

二　有価証券指数等先物取引

三　有価証券オプション取引

四　外国市場証券先物取引

五　有価証券店頭指数等先渡取引

六　有価証券店頭オプション取引

七　有価証券店頭指数等スワップ取引

八　金融先物取引

九　金融デリバティブ取引

2　法第三十四条の六第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　不動産の取得及び譲渡

二　不動産の賃貸借

三　不動産の管理の委託及び受託

3　法第三十四条の六第一項第五号に規定する政令で定める事項は、

（削る）

次に掲げる事項とする。

一　当該投資信託委託業者が自己の計算で行った不動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産の賃借権が含まれる場合に限る。）

二　当該投資信託委託業者が自己の計算で行った地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限る。）

（法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者等）

第三十六条　法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該投資信託委託業者又はその取締役若しくは執行役

二　資産の運用を行う他の投資法人

三　運用の指図を行う投資信託財産

四　利害関係人等

五　投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であって内閣府令で定める者

2　法第三十四条の六第二項に規定する政令で定める取引は、第三十条第三項各号に掲げる取引とする。

3　法第三十四条の六第二項に規定するその他政令で定める者は、投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産（同項に規定する

（削る）

（削る）

特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係るすべての受益者とする。

（契約締結前及び契約締結時の書面の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令の準用）

第三十六条の二　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第七条の二の規定は、法第三十四条の七において投資顧問業法第十四条第二項（法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え）

第三十七条　法第三十四条の八第三項の規定において同条第一項の責任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十四条	総株主	総投資主

2　法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表の

とおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株式会社	投資法人
第八百四十七条第一項	法務省令	内閣府令
第八百四十七条第三項	株式会社	投資法人
第八百四十七条第四項	法務省令	内閣府令
第八百四十七条	株式会社	投資法人
第八百四十七条第五項、第八百四十八条並びに第八百四十九条第一項及び第二項	株式会社	投資法人
第八百四十九条第二項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人
	各監査役	各監督役員又は清算監督人
第八百四十九条第三項及び第四項並びに第八百五十条第一項か	株式会社	投資法人

ら第三項まで		
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の八第三項において準用する第四百二十四条
第八百五十一条第一項第二号	株式会社が	投資法人が
	会社と	投資法人と
	株式会社又は	投資法人又は
	株式会社若しくはその完全親会社	投資法人
第八百五十一条第三項	株式会社又は	投資法人又は
	株式会社若しくはその完全親会社	投資法人

（削る）

（削る）

	当該株式会社	当該投資法人
第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項	株式会社	投資法人
	（法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務） 第三十八条　法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務は、特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいい、第三条第一号から第七号までに掲げるものを除く。）に係る投資に関し助言を行う業務とする。 （法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務） 第三十九条　法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものとする。 一　不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものを除く。） 二　金融先物取引業 三　信託受益権販売業（信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業をいう。） （法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める使用人）	

（削る）	第四十条　法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める使用人は、その証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第五十七条第六号において同じ。）若しくは証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。）のために同法第六十四条第一項各号（同法第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に掲げる行為を行う使用人又はその許可外国証券業者（同法第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。）のために同法第十三条の二第一項に規定する取引所取引を行う使用人とする。
（削る）	（法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める資産等） 第四十一条　法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める資産は、第十九条第一項第一号に掲げるものとする。 2　法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める指数又は数値は、第十九条第二項第一号及び第二号に掲げるものとする。
（削る）	（外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例） 第四十二条　法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して

（削る）

設立された法人である投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人（次条において「外国法人である投資信託委託業者」という。）に対する法第三十七条第一項の規定の適用については、「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書」と、「三月」とあるのは「六月（その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間）」とする。

（外国法人である投資信託委託業者に関する読替え）

第四十三条　法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項第一号	認可申請者	認可申請者及びその国内における営業所
	その者の当該業務	当該認可申請者及びその国内における営業所の業務
第九条第一項第二号	認可申請者	認可申請者及びその国内における営業所
第十一条第一項	本店、支店その他の	国内における営業所

第十三条	営業所	
常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役） 会社法第八百十七条第一項に規定する日本における代表者（以下「代表者」という。）並びに国内における営業所に駐在する取締役及び執行役（以下「取締役等」という。）		
第十三条の三	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客
第十五条第一項第一号及び第二十八条第一項第一号	取締役若しくは執行役	代表者若しくは取締役等
第三十四条の十一第一項	他の業務	国内における営業所において他の業務
第四十二条第一項	その取締役、会計参与、監査役若しくは執行役	その代表者若しくは取締役等
	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の	代表者若しくは取締役等の
第四十二条第一	取締役、会計参与、	代表者の解任又は取締役等

項第一号ニ	監査役又は執行役の解任	の解職
第四十二条第一項第二号	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役	代表者若しくは取締役等
	取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任	代表者の解任又は取締役等の解職
第四十二条第三項	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役	代表者若しくは取締役等

2　外国法人である投資信託委託業者に対する第九条第二号の規定の適用については、同号中「支店その他の営業所」とあるのは、「国内における営業所」とする。

（委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替え）

第四十三条の二　法第四十九条の五第四項の規定において委託者非指図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百九十条第二	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び

（委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替え）

第二十五条　法第五十条第四項の規定において委託者非指図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第百九十条第二	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び

項第二号		投資法人に関する法律第五十四条第一項において準用する同法第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を
（略）	（略）	（略）

（委託者非指図型投資信託に関する読替え）

第二十六条　法第五十四条第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十一条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第一項	、その利害関係人等及び受託会社以外	及びその利害関係人等以外

2　法第五十四条第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第二十六条第一項第二号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条第一	投資信託委託会社	信託会社等

項第二号		投資法人に関する法律第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を
（略）	（略）	（略）

（新設）

項第二号	全部又は一部	一部
	第二条第一項	第二条第二項

（削る）

（受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引）

第四十四条　法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　信託会社等が投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。第四十六条までにおいて同じ。）の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。

二　信託会社等が投資信託財産の不動産の管理を受託すること。

三　信託会社等が、不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。

イ　投資信託契約（法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。次条において同じ。）の終了に伴うものである場合

ロ　不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四　信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引の取次ぎを行うこと。

五　信託会社等が、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）である場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。

（削る）

イ　有価証券の売買
ロ　有価証券指数等先物取引
ハ　有価証券オプション取引
ニ　外国市場証券先物取引
ホ　有価証券店頭指数等先渡取引
ヘ　有価証券店頭オプション取引
ト　有価証券店頭指数等スワップ取引
六　受益者の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、信託会社等が投資信託財産の不動産を賃借すること。
七　個別の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引
八　その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

（法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引）
第四十五条　法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる要件のすべてを満たす取引
イ　投資信託財産について、次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
(1)　投資信託契約の終了に伴うものである場合
(2)　投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合
(3)　法令の規定又は投資信託約款（法第四十九条の四第一項に

規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 他の信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引

三 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

（法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引）

第四十六条　法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引

二 投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引

（信託会社等の利害関係人等の範囲）

第四十七条　法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（削る）

（信託会社等の利害関係人等の範囲）

第二十七条　法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する信託会社等と密接な関係を有する者として政令で定める

者は、次に掲げる者とする。

一　当該信託会社等の親法人等

一　信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ　次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該信託会社等の株式に係る議決権の数の合計が、当該信託会社等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託業務を営む金融機関等（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関又は信託会社をいう。以下この号において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託業務を営む金融機関等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

二　当該信託会社等の子法人等

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であった者及び使用人が、当該信託会社等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二　信託会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ　次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること（(1)の者にあっては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該信託会社等

(2)　当該信託会社等の役員及び主要株主

(3)　(2)に掲げる者の親族

(4)　当該信託会社等の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

三　当該信託会社等の特定個人株主

四　前三号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者

（削る）

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該信託会社等の役員であった者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三　信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集等の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額が当該信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（委託者非指図型投資信託に関する読替え）

第四十八条　法第四十九条の十一第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第三十四条第一項の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第一項	投資信託委託業者	信託会社等
	第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める	第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者

（特定資産の価格を調査する者）

第二十八条　法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

イ　弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該信託会社等の役員又は使用人

(2)　法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3)　弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ　弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(1)　（略）

(2)　弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二　公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

イ　公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該信託会社等の役員又は使用人

(2)　法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

者

（特定資産の価格を調査する者）

第四十九条　法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

イ　弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該受託会社の役員又は使用人

(2)　法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3)　弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ　弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(1)　（略）

(2)　弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二　公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

イ　公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該受託会社の役員又は使用人

(2)　法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

(1) 当該信託会社等の会計参与

(2) （略）

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該信託会社等の役員又は使用人

ロ 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 （略）

（削る）

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

(1) 当該受託会社の会計参与

(2) （略）

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員又は使用人

ロ 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 （略）

2 法第四十九条の十一第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第十六条の二第一項を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句

第十六条の二第一項	投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社	信託会社等及びその利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。）

（法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為）

第五十条　法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為は、信託会社等が募集又は私募を行った委託者非指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

（削る）

（法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法の読替え）

第五十一条　法第四十九条の十一第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項、第四十二条第一項第一号及び第四十五条第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（削る）

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二	投資信託及び投資法	投資信託及び投資法人に関

（利益相反のおそれがある取引の対象となる者の範囲）

第二十九条　法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　自己又はその取締役若しくは執行役若しくは理事

二　（略）

三　利害関係人等（法第五十四条第一項において読み替えて準用す

項において準用する第四十条第二項	人に関する法律第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書	する法律第四十九条の十一第一項において準用する同法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書
第四十二条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者	投資者
第四十五条第一号	第十五条第二項第一号	第四十九条の九第二項第一号

（法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者）

第五十二条　法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該信託会社等又はその取締役若しくは執行役若しくは理事

二　（略）

三　利害関係人等

る法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

四　委託者非指図型投資信託に係る業務以外の業務の顧客であって内閣府令で定める者

（外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等）

第三十条　法第五十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引所に上場されている外国投資信託の受益証券（金融商品取引所が売買のため上場することを承認したものを含む。）の募集の取扱い等（法第二十六条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。第百二十八条第一号において同じ。）

二　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者が行う外国投資信託の受益証券（内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）

イ　外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいう。以下同じ。）における売買の媒介、取次ぎ又は代理

ロ　外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理

ハ　適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関

四　信託会社等が営む他の業務に係る顧客であって内閣府令で定める者

（新設）

投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

ニ　その行うイからハまでに掲げる行為により当該外国投資信託の受益証券を取得した者からの買付け

三　前二号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

（外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え）

第三十一条　法第五十九条の規定において外国投資信託（法第五十八条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	締結する投資信託契約に係る投資信託契約に係る投資信託約款	発行する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類（以下「外国投資信託約款等」という。）

（外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え）

第五十三条　法第五十九条の規定において外国投資信託の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条第二項	投資信託契約に係る受益証券投資信託契約に係る投資信託約款	外国投資信託（国内において募集の取扱い等が行われるものに限る。以下同じ。）に係る受益証券外国投資信託契約に係る投資信託約款又はこれに類す

第十四条第一項	その運用の指図を行う投資信託財産	当該外国投資信託の信託財産（以下この項において「投資信託財産」という。）
第十四条第一項第一号	取得	国内における取得
第十四条第四項	投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産	外国投資信託の信託財産
	投資信託約款	外国投資信託約款等
第十六条第一号及び第十七条第一項第二号	投資信託約款	外国投資信託約款等

2　法第五十九条の規定において委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について法第十九条及び第二十条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条及び第二十条第一項	投資信託契約	当該外国投資信託の信託契約

第三十二条から第五十三条まで　削除

		るもの（以下「外国投資信託約款等」という。）
	当該投資信託約款	当該外国投資信託約款等
第二十九条第一号及び第三十条第一項第二号	投資信託約款	外国投資信託約款等
第三十三条第一項	その運用の指図を行う	当該外国投資信託の
	取得の申込みの勧誘	国内における取得の申込みの勧誘
	投資信託約款	外国投資信託約款等

2　法第五十九条の規定において委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について法第三十一条及び第三十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十一条及び第三十二条第一項	投資信託契約	外国投資信託の信託契約

（新設）

第三章　投資法人制度

（設立企画人の範囲等）

第五十四条　法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第百十六条及び第百二十五条第三項各号において同じ。）と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。

2　法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

三　適格機関投資家又は有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を金融庁長官に提出している会社（外国会社を含む。）でその資本金の額が百億円以上であるもの（以下「適格機関投資家等」という。）の役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

四　（略）

（投資法人債に関する法令の適用）

第九十八条　法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十

第三章　投資法人制度

（設立企画人の範囲等）

第五十四条　法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。

2　法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

三　適格機関投資家又は有価証券報告書（証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を金融庁長官に提出している会社でその資本金の額が百億円以上である会社（以下「適格機関投資家等」という。）の役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

四　（略）

（投資法人債に関する法令の適用）

第九十八条　法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十

四年政令第五十一号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに信託業法（平成十六年法律第百五十四号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）

（短期投資法人債の発行の要件）

第九十八条の二　法第百三十九条の十三第一号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一　第三条第三号から第五号までに掲げるもの

二　前号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権

三　当事者の一方が相手方の行う前二号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

四　資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一

四年政令第五十一号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに信託業法とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）

（新設）

項に規定する特定資産が第一号又は第二号に掲げる資産であるものに限る。）が発行をした同条第九項に規定する優先出資証券

（投資法人に関する登記に関する読替え）

第百十四条　法第百七十七条の規定において投資法人に関する登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為）

第百十七条　法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

二　不動産の管理業務を行う資産運用会社に、不動産の管理を委託すること。

三　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を行う資産運用会社に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。

イ　法第百八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委

（投資法人に関する登記に関する読替え）

第百十四条　法第百七十七条の規定において投資法人に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為）

第百十七条　法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　投資信託委託業者に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

二　法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、不動産の管理を委託すること。

三　法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。

イ　資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

託契約の終了に伴うものである場合

ロ　不動産が不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四　第一種金融商品取引業又は金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う資産運用会社に、有価証券の売買又はデリバティブ取引の委託を行うこと。

（削る）

五　その投資口を資産運用会社に取得させること。

六　投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を資産運用会社に賃貸すること。

七・八　（略）

（登録投資法人との取引が禁止される者の範囲）

第百十八条　法第百九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第百九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

ロ　不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四　法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、次に掲げる取引の委託を行うこと。

イ　有価証券の売買

ロ　有価証券指数等先物取引

ハ　有価証券オプション取引

ニ　外国市場証券先物取引

ホ　有価証券店頭指数等先渡取引

ヘ　有価証券店頭オプション取引

ト　有価証券店頭指数等スワップ取引

五　法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、金融先物取引の委託を行うこと。

六　その投資口を投資信託委託業者に取得させること。

七　投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を投資信託委託業者に賃貸すること。

八・九　（略）

（登録投資法人との取引が禁止される者の範囲）

第百十八条　法第百九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第百九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　法第百九十五条第二号に規定する資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人

（募集等に該当する行為）

第百十九条　法第百九十六条第一項に規定する政令で定める行為は、その行う募集又は私募に係る有価証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

（第二種金融商品取引業とみなされる行為）

第百二十条　法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する私募の取扱いをいう。）及び売買の代理とする。

（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）

第百二十一条　法第百九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融	読み替えられる字句	読み替える字句

二　法第百九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人

（新設）

（証券取引法の証券業に係る規定の適用を受けない行為）

第百十九条　法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い（証券取引法第二条第八項第六号に掲げる私募の取扱いをいう。）及び売買の代理とする。

（投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）

第百二十条　法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券	読み替えられる字句	読み替える字句

商品取引法の規定	第三十六条	業務	投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）の業務
	第三十七条第一項	その行う金融商品取引業	その行う投資証券の募集等の業務
	第三十七条第一項第三号	金融商品取引業の	投資証券の募集等の業務の
	第三十七条第二項	金融商品取引業に	投資証券の募集等の業務に
		金融商品取引行為	投資証券の募集等に係る取引
	第三十七条の三第一項	金融商品取引契約を	投資証券の募集等を行うことを内容とする契約（以下「投資証券募集等契約」という。）を
	第三十七条の三第一項第三号及び第四号	金融商品取引契約	投資証券募集等契約
	第三十七条の三第一項第五号	金融商品取引行為	投資証券の募集等に係る取引

取引法の規定	第三十三条	業務	投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の募集等又は募集の取扱い等の業務
	第四十一条第一項	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
	第四十一条第二項において準用する第四十条第二項	前項の規定による書面	投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書
		当該書面	当該取引報告書
	第四十二条第一項	第三十四条第二項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号
		証券業の信用を失墜させるおそれ	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務の信用を失墜させるおそれ
	第四十二条第一	有価証券の売買その	投資証券等の募集等又は募

第三十七条の三第一項第七号	金融商品取引業	投資証券の募集等の業務	
第三十七条の四第一項	金融商品取引契約	投資証券募集等契約	
第三十八条	金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ	投資証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ	
第三十八条第一号から第五号まで	金融商品取引契約	投資証券募集等契約	
第三十八条第六号	金融商品取引業	投資証券の募集等の業務	
第三十九条第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）	投資証券の募集等に係る取引	

項第一号	他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引	集の取扱い等に係る取引	
	有価証券の価格又はオプションの対価の額	投資証券等の価格	
第四十二条第一項第五号	有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引	
	売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取	売買の別又はこれに相当する取引の別	

	有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	投資証券
第三十九条第一項第二号及び第三号	有価証券の売買又はデリバティブ取引	投資証券の募集等に係る取引
	有価証券売買取引等	投資証券の募集等に係る取引
第四十条	有価証券等	投資証券
	、業務の	、投資証券の募集等の業務の
第四十条第一号	金融商品取引行為	投資証券の募集等に係る取引
	金融商品取引契約	投資証券募集等契約
第四十条第二号	業務	投資証券の募集等の業務
第四十四条の三第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引	投資証券の募集等に係る取引
第四十四条の三第一項第二号	第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約	投資証券募集等契約
第四十四条の三第一項第四号	金融商品取引業の	投資証券の募集等の業務の

	引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
第四十二条第一項第六号	有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引	この号及び次条第一項第一号
	この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第百六十二条の二	この号及び次条第一項第一号
	売買の別	売買の別又はこれに相当する取引の別
第四十二条第一項第十号	有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引

第四十五条第一号	第三十七条	第三十七条（第一項第二号を除く。）	
	金融商品取引契約	投資証券募集等契約	
第四十五条第二号	第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四	第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項並びに第三十七条の四	
	金融商品取引契約	投資証券募集等契約	

		掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等	
第四十二条の二第一項第一号		証券業	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務
	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取		投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引

第四十二条の二第一項第二号及	引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）	
	有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	投資証券等
	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
	この条及び第六十五条の二第六項	この条
有価証券の売買その他の取引等	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引	

び第三号	有価証券等	投資証券等
第四十二条の二第三項	をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ	をいう
第四十三条	業務の状況が次の業務を	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務の状況が次の投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務を
第四十三条第一号	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
第四十三条第二号	業務	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務
第四十五条第一号	親法人等又は子法人等と有価証券の売買	利害関係者（設立企画人たる法人の親会社（当該設立

その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	企画人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有している株式会社をいう。）若しくは子会社（当該設立企画人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）と投資証

2　法第百九十七条の規定において特定設立企画人等の顧客について金融商品取引法第三十九条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十九条第二項各号	有価証券売買取引等	投資証券の募集等に係る取引

2　法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第二項第一号	有価証券の売買その他の取引等	投資証券及び投資法人債券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
	前項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する前項第一号
第四十五条第三号	親法人等又は子法人等	利害関係者
	証券業	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務
第四十五条第二号	第二条第八項各号に掲げる行為	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
	親法人等又は子法人等	利害関係者
		券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引

3　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　投資証券の募集等（法第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。次号において同じ。）を行うことを内容とする契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であ

第四十二条の二第二項第二号	有価証券の売買その他の取引等	投資証券及び投資法人債券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
	前項第二号	投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する前項第二号
第四十二条の二第三号	有価証券の売買その他の取引等	投資証券及び投資法人債券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
	前項第三号	投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する前項第三号
第四十二条の二第四項	約束が事故	約束が事故（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する前項に規定する事故をいう。以下この項において同じ。）
（新設）		

って内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4　金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

（新設）

（資産運用会社の要件）

第百二十二条　法第百九十九条第三号に規定する政令で定める場合は、登録投資法人が外国法人である金融商品取引業者にその資産の運用に係る業務の委託をする場合とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

（新設）

（資産運用会社の利害関係人等の範囲）

第百二十三条　法第二百一条第一項に規定する資産運用会社と密接な

（新設）

関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該資産運用会社の親法人等

二　当該資産運用会社の子法人等

三　当該資産運用会社の特定個人株主

四　前三号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者

（特定資産の価格を調査する者）

第百二十四条　法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であって、次に掲げる者とする。

一　弁護士又は弁護士法人であって次に掲げる者以外のもの

イ　弁護士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2)　法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3)　弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ　弁護士法人にあっては、次に掲げる者

(1)　その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2)　弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二　公認会計士又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

（新設）

イ　公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2)　法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3)　公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ　監査法人にあっては、次に掲げる者

(1)　当該投資法人の資産運用会社又は資産保管会社の会計参与

(2)　その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3)　公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三　不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ　当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

ロ　法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ　不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四　前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

（投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等）

第百二十五条　法第二百三条第一項第一号に規定する政令で定める取

（新設）

引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

二　デリバティブ取引

2　法第二百三条第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　不動産の取得及び譲渡

二　不動産の賃貸借

三　不動産の管理の委託及び受託

3　法第二百三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該資産運用会社が自己の計算で行った不動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産の賃借権が含まれる場合に限る。）

二　当該資産運用会社が自己の計算で行った地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限る。）

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等）

第百二十六条　法第二百三条第二項に規定するその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　自己又はその取締役若しくは執行役

（新設）

二　資産の運用を行う他の投資法人
三　運用の指図を行う投資信託財産
四　利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）
五　登録投資法人の資産の運用に係る業務又は委託者指図型投資信託に係る業務以外の業務の顧客であって内閣府令で定めるもの

2　法第二百三条第二項に規定する政令で定める取引は、第十九条第三項各号及び第五項各号に掲げる取引とする。

3　法第二百三条第二項及び第四項に規定するその他政令で定める者は、資産運用会社が投資信託委託会社として運用の指図を行う投資信託財産（同条第二項に規定する特定資産（第三条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係るすべての受益者（当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合にあっては、知れている受益者）とする。

（資産運用会社の責任等に関する読替え）

第百二十七条　法第二百四条第三項の規定において同条第一項の責任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十四条	総株主	総投資主

（新設）

2　法第二百四条第三項の規定において資産運用会社の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第二項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人
	各監査役	各監督役員又は清算監督人
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百	投資法人法第二百四条第三項において準用する第四百二十四条

六十五条第二項

（外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の募集の取扱い等）

第百二十八条　法第二百二十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引所に上場されている外国投資証券（法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、金融商品取引所が売買のため上場することを承認したものを含む。）の募集の取扱い等

二　第一種金融商品取引業を行う者が行う外国投資証券（法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、内閣府令で定めるものに限る。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）

イ　外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理

ロ　外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理

ハ　適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

ニ　その行うイからハまでに掲げる行為により当該外国投資証券を取得した者からの買付け

（新設）

三　前二号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

第四章　雑則

（意見を聴く関係行政機関の長等）

第百二十九条　法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の三第一項、第三十一条第五項及び第三十五条第五項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、国土交通大臣とする。

2　法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第二十九条の三第一項の規定により意見を聴く権限は、申請者の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

3　法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第三十一条第五項及び第三十五条第五項の規定により意見を聴く権限（金融商品取引法施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官が指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者の本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

（新設）

第四章　雑則

（金融商品取引法等の適用に関する読替え等）

第百三十条　法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）
第四十二条の二第五号	有価証券の売買その他の取引等	有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の売買その他の取引
第四十二条の三第一項	他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）その他の政令で定める者	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する政令で定める者
第四十四条の三第一項第一号	又は店頭デリバティブ取引	、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の

（新設）

2　法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

取引	読み替える字句	読み替えられる字句
読み替える金融商品取引法の規定	第四十二条の二第三号	又はオプション
	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）	有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の売買その他の取引
	第四十二条の三第五号	他の取引等
	第四十二条の三第一項	政令で定める者
	政令で定める者（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二条第二号に掲げる者を含む。以下この条において同じ。）	政令で定める者（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二条第二号に掲げる者を含む。以下この条において同じ。）
	第四十四条の三第一項第一号	又は店頭デリバティブ取引
	、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の	、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の

取引	3　法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第二号	運用財産相互間	信託財産相互間
第四十二条の二第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）
第四十二条の二第四号	権利者	受益者
第四十二条の二第五号	権利者	受益者
第四十二条の二第五号	有価証券の売買その他の取引等	有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の売買その他の取引

第四十二条の二第六号	運用財産	信託財産
第四十四条の三第一項第一号	権利者	受益者
	又は店頭デリバティブ取引	、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十四条の三第一項第三号	運用財産	信託財産

4　法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第一号	取締役若しくは執行役	取締役、執行役若しくは理事
第四十二条の二第二号	運用財産相互間	信託財産相互間
第四十二条の二第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に

		関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）
第四十二条の二第四号	権利者	受益者
第四十二条の二第五号	権利者	受益者
第四十二条の二第六号	有価証券の売買その他の取引等	有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の売買その他の取引
第四十二条の二第六号	運用財産	信託財産
第四十四条の三第二項第一号	権利者	受益者
第四十四条の三第二項第一号	又は店頭デリバティブ取引	、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十四条の三第二項第三号	運用財産	信託財産

5　前各項に規定するもののほか、法第二百二十三条の三の規定により金融商品取引法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定を適用する場合におけるこれらの法律に基づく命令の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（関係行政機関の長との協議等を要する特定資産）

（法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産）

第百三十一条　法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産（法第三条第一号に規定する不動産をいう。次条において同じ。）とする。

（関係行政機関の長との協議等）

第百三十二条　法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関し定められる次に掲げるものとする。

一　法第五条第一項本文の内閣府令

二　法第十一条第一項の内閣府令

三　法第十三条第一項の内閣府令

四　法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の内閣府令

五　法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項の内閣府令

六　法第八十三条第一項第七号の内閣府令

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第百二十一条　法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産（法第八条第四項第三号に規定する不動産をいう。次条において同じ。）とする。

（関係行政機関の長との協議等）

第百二十二条　法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関し定められる次に掲げるものとする。

一　法第八条第四項第四号の内閣府令

二　法第十五条第一項第六号の内閣府令

三　法第十五条第二項第五号の内閣府令

四　法第十六条の二第一項の内閣府令

五　法第二十八条第一項の内閣府令

六　法第三十四条の三第一項第八号の内閣府令

七　法第三十四条の三第二項第五号の内閣府令

八　法第三十四条の四第一項の内閣府令

九　法第三十四条の六第一項第二号の内閣府令

十　法第三十四条の六第一項第四号の内閣府令

十一　法第三十四条の六第二項の内閣府令

十二　法第三十四条の十二第四号の内閣府令

十三　法第三十四条の十四第四号の内閣府令

十四　法第四十九条の九第一項第八号の内閣府令

（削る）
（削る）
（削る）
七　（略）
八　法第二百一条第一項の内閣府令
九　法第二百三条第一項第二号の内閣府令
十　法第二百三条第一項第四号の内閣府令
十一　法第二百三条第二項の内閣府令
十二　（略）
十三　法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号の内閣府令
十四　法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号の内閣府令
十五　法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号の内閣府令
十六　法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号の内閣府令

十五　法第四十九条の九第二項第五号の内閣府令
十六　法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の内閣府令
十七　法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項の内閣府令
十八　（略）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
十九　（略）
（新設）
（新設）
（新設）

十七　第百三十条第五項の内閣府令（次に掲げる規定に係るものに限る。）

イ　金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号（業務の内容及び方法を記載した書類に係る部分に限る。）

ロ　金融商品取引法第四十二条の二第七号

ハ　金融商品取引法第四十四条第三号

ニ　金融商品取引法第四十四条の二第一項第三号

ホ　金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号

ヘ　金融商品取引法第六十五条の四（同法第二十九条の登録、同法第三十一条第四項の変更登録及び同法第三十五条第四項の承認の審査基準に関する事項に係る部分に限る。）

（削る）

2　法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に関し行われる次に掲げるものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

二十　法第二百二十六条の内閣府令（認可の審査基準、業務方法の変更に係る認可の基準並びに業務の認可及び承認の基準に係るものに限る。）

2　法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に関し行われる次に掲げるものとする。

一　法第六条の規定に基づく認可

二　法第十条の二の規定に基づく認可

三　法第十三条の規定に基づく承認

四　法第三十四条の十第三項の規定に基づく認可

五　法第三十四条の十一第一項ただし書及び第六項の規定に基づく承認

六　法第四十条第一項の規定に基づく命令

（削る）
（削る）
一・二　（略）
三　法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う投資信託委託会社又は資産運用会社である金融商品取引業者（次項第九号において「特定金融商品取引業者」という。）に対し行われる次に掲げる処分
イ　金融商品取引法第五十一条の規定に基づく命令
ロ　金融商品取引法第五十二条第一項の規定に基づく処分
ハ　金融商品取引法第五十二条第二項の規定に基づく命令
3　法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
一　法第四条第一項
二　法第十六条
三　法第十九条
四　法第四十九条第一項
五　法第五十四条第一項において準用する法第十六条
（削る）
（削る）
（削る）
六～八　（略）
九　次に掲げる金融商品取引法の規定（特定金融商品取引業者に係

七　法第四十二条第一項の規定に基づく処分
八　法第四十三条の規定に基づく処分
九・十　（略）
（新設）
3　法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
一　法第十条の三
二　法第二十六条第一項
三　法第二十九条
四　法第三十一条
五　法第三十四条の十第二項
六　法第三十八条第一項
七　法第四十九条の四第一項
八　法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十九条
九～十一　（略）
（新設）

るものに限る。）

イ　金融商品取引法第三十一条第一項

ロ　金融商品取引法第三十一条第三項

ハ　金融商品取引法第三十一条の四第四項

ニ　金融商品取引法第三十五条第三項

ホ　金融商品取引法第三十五条第六項

ヘ　金融商品取引法第五十条の二第一項

4　（略）

（削る）

5　金融庁長官は、不動産に関し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

6　金融庁長官は、不動産に関し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づく届出又は法第百八十七条の登録の申請があった場合には、国土交通大臣に通知するものとする。

4　（略）

5　内閣総理大臣は、不動産に関し、第二項第一号、第七号（法第四十二条第一項第一号ホの規定による法第六条の認可の取消しに限る。）及び第八号（法第四十三条の規定による法第六条の認可の取消しに限る。）に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

6　金融庁長官は、不動産に関し、第二項（第一号、第七号（法第四十二条第一項第一号ホの規定による法第六条の認可の取消しに限る。）及び第八号（法第四十三条の規定による法第六条の認可の取消しに限る。）を除く。）に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

7　金融庁長官は、不動産に関し、第三項第一号から第八号までに掲げる規定に基づく届出又は法第百八十七条の登録の申請があった場合には、国土交通大臣に通知するものとする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

（削る）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）

第百三十三条　法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第三十九条、第四十条（同条第二号にあっては、投資証券の募集等（法第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。）に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十四条の三第一項（第三号を除く。）の規定とする。

第百二十三条　法第二百二十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六条の規定による認可

二　法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ及び第四十三条の規定による法第六条の認可の取消し

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）

第百二十四条　法第二百二十五条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十七条及び第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあっては、受益証券の募集等に係る取引又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。

2　法第二百二十五条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、法第五十二条第一号及び第三号に規定する業務とする。

3　法第二百二十五条第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあっては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第百三十四条　法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第百三十五条　法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二編第一章の規定による権限（前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十二条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第百二十五条　法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第百二十六条　法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第百九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するもの並びに法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百十七条第九号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行

2　長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

3　長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百十七条第八号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4　長官権限のうち、法第二百二十四条の二の規定に基づく第百三十二条第五項の規定による協議及び同条第六項の規定による通知は、金融商品取引業者、信託会社等又は投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

5　前各項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

6　（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第百三十六条　長官権限のうち次に掲げるものは、法第二十二条第一

うことを妨げない。

（新設）

（新設）

（新設）

2　前項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

3　（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第百二十七条　長官権限のうち次に掲げるものは、投資法人の本店の

項に規定する投資信託委託会社等若しくは受託会社等又は投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 一　法第二百二十五条第二項の規定により委員会に委任された権限 二　第百三十四条の規定により委員会に委任された法第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限 2・3　（略）	所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 一　法第二百二十五条第二項の規定により委員会に委任された同項第三号に掲げる権限 二　第百二十五条の規定により委員会に委任された法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限 2・3　（略）

○　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第四条関係）

改　正　案	現　行
（企業組合の組合員たる資格を有する者） 第一条　（略） ２　法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、当該投資事業有限責任組合が保有する次に掲げる資産の合計額の当該投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。 一　特定株式会社（中小企業者（法第八条第六項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するもののうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。）の設立に際して取得する株式又は企業組合の設立に際して取得する持分 イ～ホ　（略） 二～六　（略）	（企業組合の組合員たる資格を有する者） 第一条　（略） ２　法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、当該投資事業有限責任組合が保有する次に掲げる資産の合計額の当該投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。 一　特定株式会社（中小企業者（法第八条第六項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するもののうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。）の設立に際して取得する株式又は企業組合の設立に際して取得する持分 イ～ホ　（略） 二～六　（略）

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第十条　共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第三項（法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合又は共済代理店は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

（新設）

第十一条　共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十二条　法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定共済契約（法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契

（新設）

（新設）

約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二　利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（法第五十八条第六項に規定する共済金等をいう。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。）が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、利用者の不利益となる事実として主務省令で定めるもの

（共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第十三条　法第九条の七の五第三項の規定により共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について金融商品取引法第三十四条の規定を準用する場合においては、同条中「同条第三十一項第四号」と

（新設）

あるのは、「第二条第三十一項第四号」と読み替えるものとする。

第十四条・第十五条　（略）

（信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用）

第十六条　法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規定により行われる同項第四号に掲げる事業（以下この条において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2・3　（略）

第十七条～第三十二条　（略）

第十条・第十一条　（略）

（信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用）

第十二条　法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規定により行われる同項第四号に掲げる事業（以下この条において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2・3　（略）

第十三条～第二十八条　（略）

（都道府県が処理する事務）

第三十三条　法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百五条の四第一項から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条の二（第三項を除く。）並びに第百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二　（略）

三　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下同じ。）、旅

（都道府県が処理する事務）

第二十九条　法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百五条の四第一項から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条の二（第三項を除く。）並びに第百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二　（略）

三　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下同じ。）、旅

行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。）又は自動車販売事業であるもの（その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第三十一条各号に掲げるもの（旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。）を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業又は自動車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて同条各号に掲げるもの（旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。）を含むものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務　その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が国土交通大臣の所管に属するもの（第三十一条各号に掲げる事業に限る。）であつてその行う事業として定款に定められる事業に同条各号に掲げる事業及び当該事業と密接に関連する事業を含まないもの（その地区が都道府県の区域を超えるもの及び前号に定めるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務　その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2～4　（略）

行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。）又は自動車販売事業であるもの（その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第二十七条各号に掲げるもの（旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。）を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業又は自動車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて同条各号に掲げるもの（旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。）を含むものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務　その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が国土交通大臣の所管に属するもの（第二十七条各号に掲げる事業に限る。）であつてその行う事業として定款に定められる事業に同条各号に掲げる事業及び当該事業と密接に関連する事業を含まないもの（その地区が都道府県の区域を超えるもの及び前号に定めるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務　その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2～4　（略）

第三十四条・第三十五条　（略）

第三十条・第三十一条　（略）

○　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第五条関係）

改　正　案	現　行
（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供） 第一条の六　法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の二の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ２　前項の規定による承諾を得た法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、前項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（新設）

（特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得）

第一条の七　法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、前項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約の締結の事業に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一条の八　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定貯金等契約（法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契

（新設）

（新設）

約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二　利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（特定貯金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第一条の九　法第十一条の二の四の規定により法第十条第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約の締結について金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（新設）

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十　法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該組合の子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の七第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二　（略）

2～10　（略）

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供）

第一条の十一　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十三までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の六　法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該組合の子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の五第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二　（略）

2～10　（略）

（新設）

諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得）

第一条の十二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前

（新設）

項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の締結の事業に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一条の十三　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定共済契約（法第十一条の十の三に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

二　利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

（特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第一条の十四　法第十一条の十の三の規定により法第十条第一項第十号の事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一

（新設）

（新設）

項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（変更対象外契約の範囲）

第一条の十五　（略）

（契約条件の変更の限度）

第一条の十六　（略）

（特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五条の五　法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二　顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

（変更対象外契約の範囲）

第一条の七　（略）

（契約条件の変更の限度）

第一条の八　（略）

（新設）

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第五条の六　法第九十二条の五の規定により特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価（手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替えるものとする。

（組合と特殊の関係のある者）

第五条の七　（略）

（新設）

（組合と特殊の関係のある者）

第五条の五　（略）

○　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）（第六条関係）

改正案	現行
（銀行法を準用する場合の読替え） 第十三条　（略） 2　法第八十九条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 （略） 3　（略） （情報通信の技術を利用して提供する方法） 第十四条　金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商	（銀行法を準用する場合の読替え） 第十三条　（略） 2　法第八十九条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 （略） 3　（略） （新設）

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十一第二項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第八十九条の二

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第十五条　金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的

（新設）

方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定預金等契約（法第八十九条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（新設）

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十七条　法第八十九条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	名称

（新設）

○　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第七条関係）

改　正　案	現　行
（情報通信の技術を利用して提供する方法） 第四条の三　銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ２　前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（新設）

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第四条の四　銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第四条の五　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定預金等契約（法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その

（新設）

他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（銀行が行う特定預金等契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第四条の六　法第十三条の四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第	商号、名称又は氏名	商号

（新設）

一項第一号	
（資産の国内保有） 第五条の二　（略） 2　法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券 三～六　（略） （国及び地方公共団体に準ずる法人） 第十五条　法第五十二条の二第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一　金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金 二～七　（略） （顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第十六条の六の二　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの	（資産の国内保有） 第五条の二　（略） 2　法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券 三～六　（略） （国及び地方公共団体に準ずる法人） 第十五条　法第五十二条の二第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一　証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金 二～七　（略） （新設）

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第十六条の六の三　法第五十二条の四十五の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第三十七条の六第四項（ただし書を除く。）	対価	対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）

（新設）

○　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（第八条関係）

改正案	現行
（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条　法第十七条の規定により銀行法を準用する場合においては、同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 読み替える銀行法の規定 / 読み替えられる字句 / 読み替える字句 （略） / （略） / （略） 第五十二条の六十一第二項 / 銀行等が前項 / 長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定	（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条　法第十七条の規定により銀行法を準用する場合においては、同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 読み替える銀行法の規定 / 読み替えられる字句 / 読み替える字句 （略） / （略） / （略） 第五十二条の六十一第二項 / 銀行等が前項 / 長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定

2

（略）

（略）			
（略）	当該銀行等	第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで
（略）	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項	第九章	
（略）	する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条	当該長期信用銀行等	第三十八条
（略）	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項	同法第二十三条の二から第二十七条まで

2

（略）

（略）			
（略）	当該銀行等	第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項
（略）	第九章		
（略）	する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条	当該長期信用銀行等	第三十八条
（略）	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項	同法第二十三条の二から第二十七条まで	

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第六条の六　長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第六条の七　長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商

（新設）

（新設）

品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第六条の八　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定預金等契約（法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

（新設）

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第六条の九　法第十七条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号

（新設）

○　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第九条関係）

改正案	現行
（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え） 第五条の五　法第六条の五第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える銀行法の規定 / 読み替えられる字句 / 読み替える字句 （略） / （略） / （略） 第五十二条の六十一第二項 / 第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第六条の五の二
2　（略）	2　（略）
（情報通信の技術を利用して提供する方法） 第五条の七　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三	（新設）

第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第五条の八　信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（新設）

2　前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五条の九　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定預金等契約（法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

（新設）

第五条の十　法第六条の五の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	名称

（新設）

○　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第十条関係）

改正案	現行
（銀行法を準用する場合の読替え） 第七条　（略） 2　法第九十四条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>読み替える銀行法の規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第五十二条の六十一第二項</td><td>第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで</td><td>第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第九十四条の二</td></tr></table> 3　（略） （情報通信の技術を利用して提供する方法）	（銀行法を準用する場合の読替え） 第七条　（略） 2　法第九十四条第四項の規定において銀行法を準用する場合においては、同法の規定中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・厚生労働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><th>読み替える銀行法の規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr></table> 3　（略）

第七条の三　金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た金庫又は労働金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第七条の四　金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣

（新設）

（新設）

府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七条の五　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定預金等契約（法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

（新設）

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第七条の六　法第九十四条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	名称

（都道府県が処理する事務）

第十一条　長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うことと

（新設）

（都道府県が処理する事務）

第十一条　長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うことと

する。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

五　法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七及び第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六・七　（略）

八　銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九　（略）

2～4　（略）

する。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

五　法第九十一条第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同条第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項第五十二条の三十七及び第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六・七　（略）

八　銀行法第二十五条第一項及び第二項、並びに銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九　（略）

2～4　（略）

○　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第十一条関係）

改　正　案	現　行
（金融機関が営むことができない業務） 第三条　法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　土地若しくはその定着物、地上権又は土地の賃借権（以下この号において「土地等」という。）を含む財産の信託であって、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするもの（次に掲げるものを除く。） イ　（略） ロ　その受益権の譲渡先が特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）又は登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）に限られる信託 二～四　（略）	（金融機関が営むことができない業務） 第三条　法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　土地若しくはその定着物、地上権又は土地の賃借権（以下この号において「土地等」という。）を含む財産の信託であって、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするもの（次に掲げるものを除く。） イ　（略） ロ　その受益権の譲渡先が特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）又は登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人をいう。）に限られる信託 二～四　（略）
（情報通信の技術を利用して提供する方法） 第三条の二　信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四	（新設）

条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信技術を利用して同意を得る方法）

第三条の三　信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる

（新設）

同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三条の四　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定信託契約（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

（新設）

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第三条の五　法第二条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号又は名称
第四十条第二号	前号に掲げるもの	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況

（新設）

（信託業務を営む金融機関の営業保証金の額）

第四条　法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第二項に

（信託業務を営む金融機関の営業保証金の額）

第四条　法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律

規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。

（営業保証金の取戻し）

第七条　信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一　信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十四条第一項、第二項及び第四項並びに第十五条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二　（略）

2　（略）

（削る）

第百五十四号）第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。

（営業保証金の取戻し）

第七条　信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一　信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二　（略）

2　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条　第九条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第二条第三項の規定により準用する信託業法第百五条第二項の規定により適用する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

（同一人に対する信用の供与） 第十二条　信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。 一～六　（略） 七　第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第五項第一号に規定する貸出金 八　（略） 第十三条～第十五条　（略）	（同一人に対する信用の供与） 第十三条　信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。 一～六　（略） 七　第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の六第五項第一号に規定する貸出金 八　（略） 第十四条～第十六条　（略）

○　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十二条関係）

改正案	現行
（組合等の特定関係者） 第九条　法第十一条の六の三第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。 一　当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条、次条、第九条の三、第九条の五、第十九条第一項、第二十一条、第二十二条第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等 二・三　（略） 四　当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。） イ　当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この号及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える	（組合等の特定関係者） 第九条　法第十一条の六の三第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。 一　当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条、第十九条第一項、第二十一条、第二十二条第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等 二・三　（略） 四　当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。） イ　当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この号及び次条において同じ。）の百分の五十を超える議

議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十条において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）	決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び次条において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
ロ　（略）	ロ　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供） 第九条の二　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一条の六の四（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第九条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	（新設）
2　前項の規定による承諾を得た法第十一条第一項第四号、第八十七	

条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、前項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得）

第九条の三　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、前項の相手方から書面又は電磁的方法

（新設）

により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約の締結の事業に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第九条の四　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定貯金等契約（法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって主務省令で定めるもの

二　利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（新設）

（特定貯金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第九条の五　法第十一条の六の四の規定により法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等が行う特定貯金等契約の締結について金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（余裕金運用の基準）

第二十二条　（略）

2　法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一～四　（略）

五　次に掲げる債券の取得

イ・ロ　（略）

（新設）

（余裕金運用の基準）

第二十二条　（略）

2　法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一～四　（略）

五　次に掲げる債券の取得

イ・ロ　（略）

ハ　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ニ～ト　（略）

3～6　（略）

（特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十四条の四　法第百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって主務省令で定めるもの

二　顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を

（新設）

ハ～ヘ　（略）

3～6　（略）

（新設）

準用する場合の読替え）

第二十四条の五　法第百二十一条の五の規定により特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項中「対価」とあるのは「対価（手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替えるものとする。

（新設）

○　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十三条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条　この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。 （情報通信の技術を利用して提供する方法） 第十三条の五の三　保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九	（定義） 第一条　この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。 （新設）

十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第十三条の五の四　保険金信託業務を行う生命保険会社等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規

（新設）

定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十三条の五の五　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定信託契約（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。次号において同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合に

（新設）

あっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（生命保険会社等が保険金信託業務を行う場合について準用する信託業法の規定において準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第十三条の五の六　法第九十九条第八項の規定において生命保険会社等が保険金信託業務を行う場合について信託業法第二十四条の二の規定を準用する場合における同条において準用する金融商品取引法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第四十条第二号	前号に掲げるもの	保険業法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況

（新設）

（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）

（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）

第三十六条　法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）、疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、金融商品取引法施行令第十五条の十三、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項及び信託業法施行令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外

第三十六条　法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）、疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限る。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項及び信託業法施行令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十

国損害保険会社等とみなす。

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の五　法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の五　法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相

、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関

続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、金融商品取引法施行令第一条の九第一号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証票の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十条第五項及び第百五十九条第七項、準備預金制度に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証票の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二

法律第二条第一項第八号、国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業

項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十条第五項及び第百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償

に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（国及び地方公共団体に準ずる法人）

第三十七条の五　法第二百七十一条の三第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金

二～七　（略）

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第四十四条の三　保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。次項、次条、第四十五条第五号及び第四十五条の二において同じ。）、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百条の二において準用する金融商品取引法（以下この条から第四十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第

保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（国及び地方公共団体に準ずる法人）

第三十七条の五　法第二百七十一条の三第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金

二～七　（略）

（新設）

三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第四十四条の四　保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（新設）

2　前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第四十四条の五　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定保険契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（特定保険契約等の締結について準用する金融商品取引法の規定の

（新設）

読替え）

第四十四条の六　法第三百条の二の規定において保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について金融商品取引法第三十四条の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号

2　法第三百条の二の規定において保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七条の三第一項第一号	住所	住所（外国保険会社等にあっては、支店等（保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。）の所

（新設）

		在地）
（保険契約の申込みの撤回等ができない場合） 第四十五条　法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略） 五　申込者等が、保険会社等又は外国保険会社等の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。 六～八　（略）		
（保険契約の申込みの撤回等ができない場合） 第四十五条　法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略） 五　申込者等が、保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。次条において同じ。）又は外国保険会社等の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。 六～八　（略）		

○　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第十四条関係）

改　正　案	現　行
（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供） 第九条　農林中央金庫は、法第五十九条の三において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2　前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（新設）

（特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得）

第十条　農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を電磁的方法（同項に規定する情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）により得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定預金等契約の締結の業務に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十一条　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定預金等契約（法第五十九条の三に規定する特定預金等契約

（新設）

（新設）

をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって主務省令で定めるもの

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（特定預金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十二条　法第五十九条の三の規定により農林中央金庫が行う特定預金等契約の締結について金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（準備金の範囲）

（新設）

（準備金の範囲）

第十三条　（略）

（募集農林債に関して定めなければならない事項）

第十四条　法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

七　農林債の債権者が第三十五条の規定による請求をすることができないこととするときは、その旨

八～十二　（略）

（募集の場合の振替口座の明示）

第十五条　社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該農林債の振替を行うための口座（以下この条及び第十九条において「振替口座」という。）を法第六十五条の二第二項の書面に記載し、又は法第六十五条の四の契約を締結する際に振替口座を農林中央金庫に示さなければならない。

（割当金額等の通知期日）

第十六条　法第六十五条の三第二項の政令で定める期日は、第十四条第九号の期日とする。

（売出しの場合の公告事項）

第九条　（略）

（募集農林債に関して定めなければならない事項）

第十条　法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

七　農林債の債権者が第三十条の規定による請求をすることができないこととするときは、その旨

八～十二　（略）

（募集の場合の振替口座の明示）

第十一条　社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該農林債の振替を行うための口座（以下この条及び第十五条において「振替口座」という。）を法第六十五条の二第二項の書面に記載し、又は法第六十五条の四の契約を締結する際に振替口座を農林中央金庫に示さなければならない。

（割当金額等の通知期日）

第十二条　法第六十五条の三第二項の政令で定める期日は、第十条第九号の期日とする。

（売出しの場合の公告事項）

第十七条　法第六十六条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　第十四条第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

四・五　（略）

第十八条～第二十条　（略）

（農林債の債券の記載事項）

第二十一条　法第六十七条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　第十四条第三号から第七号までに掲げる事項その他農林債の内容を特定するものとして主務省令で定める事項（次条第一項第一号及び第二号において「種類」という。）

2　（略）

第二十二条～第二十七条　（略）

（農林債の債権者の請求によらない農林債原簿記載事項の記載又は記録）

第二十八条　農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の農林債の債権者に係る農林債原簿記載事項（第二十二条第一項各

第十三条　法第六十六条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　第十条第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

四・五　（略）

第十四条～第十六条　（略）

（農林債の債券の記載事項）

第十七条　法第六十七条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　第十条第三号から第七号までに掲げる事項その他農林債の内容を特定するものとして主務省令で定める事項（次条第一項第一号及び第二号において「種類」という。）

2　（略）

第十八条～第二十三条　（略）

（農林債の債権者の請求によらない農林債原簿記載事項の記載又は記録）

第二十四条　農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の農林債の債権者に係る農林債原簿記載事項（第十八条第一項各号

号に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。）を農林債原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

第二十九条～第三十三条　（略）

（信託財産に属する農林債についての対抗要件等）

第三十四条　（略）

2　第二十二条第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3　農林債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における法第六十八条第二項の規定及び第二十八条第一項の規定の適用については、法第六十八条第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項（当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。）」と、第二十八条第一項中「農林債原簿記載事項（第二十二条第一項各号に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。）」とあるのは「農林債原簿記載事項（第二十二条第一項各号に掲げる事項をいい、当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。次条第一項において同じ。）」とする。

4　（略）

に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。）を農林債原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

第二十五条～第二十九条　（略）

（信託財産に属する農林債についての対抗要件等）

第二十九条の二　（略）

2　第十八条第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3　農林債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における法第六十八条第二項の規定及び第二十四条第一項の規定の適用については、法第六十八条第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項（当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。）」と、第二十四条第一項中「農林債原簿記載事項（第十八条第一項各号に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。）」とあるのは「農林債原簿記載事項（第十八条第一項各号に掲げる事項をいい、当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。次条第一項において同じ。）」とする。

4　（略）

（記名式と無記名式との間の転換）

第三十五条　農林債の債権が発行されている農林債の債権者は、第十四条第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の農林債の債権を無記名式とすることを請求することができる。

第三十六条・第三十七条　（略）

（適用除外）

第三十八条　社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第二十二条第一項第四号及び第五号、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項並びに第三十四条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第三十九条～第四十五条　（略）

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第四十六条　法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

（記名式と無記名式との間の転換）

第三十条　農林債の債権が発行されている農林債の債権者は、第十条第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の農林債の債権を無記名式とすることを請求することができる。

第三十一条・第三十二条　（略）

（適用除外）

第三十三条　社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第十八条第一項第四号及び第五号、第二十二条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに第二十九条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第三十四条～第四十条　（略）

（新設）

一　特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって主務省令で定めるもの

二　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第四十七条　法第九十五条の五の規定により農林中央金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替えるものとする。

（新設）

○　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第十五条関係）

改　正　案	現　行
（免許の基準となる法律の範囲） 第四条　法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。 （削る） 一～九　（略） （削る） 十～十三　（略） （削る） （削る） （削る） 十四～十六　（略） （信託会社等の営業保証金の取戻し） 第十二条　信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。	（免許の基準となる法律の範囲） 第四条　法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。 一　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 二～十　（略） 十一　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号） 十二～十五　（略） 十六　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号） 十七　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号） 十八　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号） 十九～二十一　（略） （信託会社等の営業保証金の取戻し） 第十二条　信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一　信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店（法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」をいう。）、法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二　（略）

2　（略）

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第十二条の三　信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店（法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」をいう。）、法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二　（略）

2　（略）

（新設）

2　前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第十二条の四　信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十二条の五　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げものとする。

一　特定信託契約（法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（新設）

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十二条の六　法第二十四条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号

（新設）

第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第四十条第二号	前号に掲げるもの	信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況

（外国信託会社についての金融商品取引法の準用）

第十八条の二　法第六十三条の規定により外国信託会社に適用される法第二十四条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	支店の名称
第四十条第二号	前号に掲げるもの	信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況

（削る）

（新設）

（信託受益権販売業者の登録の更新の申請期間）

第十九条　法第八十六条第三項に規定する政令で定める期間は、同条

第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

（信託受益権販売業者の登録の更新の手数料）

第二十条　法第八十六条第五項の手数料の額は、四万九千八百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第八十六条第三項の登録の更新の申請をする場合にあっては、四万九千六百円）とする。

2　前項の手数料の納付については、第七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第八条第一項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」とあるのは「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。

（信託受益権販売業者の営業保証金）

第二十一条　法第九十一条第二項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

（信託受益権販売業者の営業保証金に代わる契約の内容）

第二十二条　信託受益権販売業者が法第九十一条第三項の契約を締結する場合については、第十条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第十一条第四項」とあるのは、「法第九十一条第四項」と読み替えるものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（信託受益権販売業者の営業保証金に係る権利の実行の手続）

第二十三条　法第九十一条第六項に規定する他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する者がその権利の実行の申立てをする場合については、第十一条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「法第十一条第四項」とあるのは「法第九十一条第四項」と、「信託会社等」とあるのは「信託受益権販売業者」と読み替えるものとする。

（信託受益権販売業者の営業保証金の取戻し）

第二十四条　信託受益権販売業者若しくはその承継人又は当該信託受益権販売業者のために営業保証金を供託した者は、当該信託受益権販売業者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一　主たる営業所又は事務所の位置の変更により法第九十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二　法第八十六条第三項の登録の更新がされなかった場合

三　法第百二条第一項の規定により法第八十六条第一項の登録が取り消された場合

四　法第百三条の規定により法第八十六条第一項の登録がその効力を失った場合

（削る）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十九条　法第八十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（信託会社等に関する権限の財務局長への委任）

第二十条　法第八十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された

2　信託受益権販売業者又は当該信託受益権販売業者のために営業保証金を供託した者は、当該信託受益権販売業者が法第九十一条第三項の契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合において、当該信託受益権販売業者に係る営業保証金の額（契約金額（同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十五条　第十三条第一項及び第二項の規定は、信託受益権販売業者が法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「顧客」と読み替えるものとする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第二十六条　法第百七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（信託会社等に関する権限の財務局長への委任）

第二十七条　法第百七条第一項の規定により金融庁長官に委任された

権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に委任する。

一～五　（略）

2～6　（略）

（信託会社の主要株主に関する権限の財務局長への委任）

第二十一条　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条、次条及び第二十三条第一項において同じ。）に関するものにあっては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあってはその住所又は居所とし、外国会社であって本店又は主たる事務所が外国にある場合にあっては国内における営業所の所在地。次条第一項において同じ。）を管轄する財務局長に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条及び第二十三条第一項において同じ。）に関するものにあっては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二　（略）

2～5　（略）

第二十二条～第二十四条　（略）

権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に委任する。

一～五　（略）

2～6　（略）

（信託会社の主要株主に関する権限の財務局長への委任）

第二十八条　長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条、次条及び第三十条第一項において同じ。）に関するものにあっては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあってはその住所又は居所とし、外国会社であって本店又は主たる事務所が外国にある場合にあっては国内における営業所の所在地。次条第一項において同じ。）を管轄する財務局長に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条及び第三十項第一項において同じ。）に関するものにあっては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二　（略）

2～5　（略）

第二十九条～第三十一条　（略）

（削る）

（信託受益権販売業者に関する権限の財務局長への委任）

第三十二条　長官権限のうち次に掲げるものは、信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八十七条第一項の規定による登録の申請書の受理

二　法第九十八条第一項の規定による報告書の受理

三　法第八十八条第一項及び第九十条第二項の規定による登録並びに法第八十六条第三項の規定による登録の更新

四　法第八十八条第二項及び第九十八条第二項の規定による公衆への縦覧

五　法第八十九条の規定による登録の拒否

六　法第九十条第一項及び第三項、第九十一条第三項、第五項及び第八項並びに第九十九条の規定による届出の受理

七　法第九十一条第四項、第百一条及び第百二条第二項の規定による命令

八　法第百条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

九　法第百二条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十　法第百四条の規定による登録の抹消

十一　第二十二条において準用する第十条第三号並びに第二十四条第一項及び第二項の規定による承認

十二　第二十三条において準用する第十一条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる権利の付与、配当表の作成及び換価

2　前項第八号に掲げる権限で信託受益権販売業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該信託受益権販売業者とその業務に関して取引をする者（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

3　前項の規定により、従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該検査等の結果、当該信託受益権販売業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

○　国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第百二十一号）（第十六条関係）

改　正　案	現　行
（国外国民生活債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十一条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第二十二条の四の規定により政府が国外国民生活債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。	（国外国民生活債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十一条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第二十二条の四の規定により政府が国外国民生活債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

○　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第十七条関係）

改正案	現行
（連合会の積立金等の運用） 第九条の三　連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。 一　（略） 二　信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものであつて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者との同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。） 三～八　（略） 2　（略）	（連合会の積立金等の運用） 第九条の三　連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。 一　（略） 二　信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものであつて有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者との同条第四項に規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。） 三～八　（略） 2　（略）

○　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（第十八条関係）

改正案	現行
目次 第一章　（略） 第二章　勤労者の貯蓄に関する措置 第一節　金融機関、信託会社及び金融商品取引業者並びに預貯金等の範囲（第一条の二・第二条） 第一節の二～第五節　（略） 第三章・第四章　（略） 附則	目次 第一章　（略） 第二章　勤労者の貯蓄に関する措置 第一節　金融機関、信託会社及び証券会社並びに預貯金等の範囲（第一条の二・第二条） 第一節の二～第五節　（略） 第三章・第四章　（略） 附則
第二章　勤労者の貯蓄に関する措置 第一節　金融機関、信託会社及び金融商品取引業者並びに預貯金等の範囲 （金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲） 第一条の二　法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。	第二章　勤労者の貯蓄に関する措置 第一節　金融機関、信託会社及び証券会社並びに預貯金等の範囲 （金融機関、信託会社又は証券会社の範囲） 第一条の二　法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は証券会社は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　金融商品取引業者並びに金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社

（預貯金等の範囲）

第二条　（略）

2　（略）

3　法第六条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。ただし、第一号から第五号までに掲げるものにあつては、その発行の日後一年以内（厚生労働省令で定めるものにあつては、五年を超えない範囲内において厚生労働省令で定める期間内）に購入されるものに限り、かつ、割引の方法により発行されるものを除くものとし、第六号又は第七号に掲げるものにあつては、第六号又は第七号の信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されるものに限るものとする。

一～四　（略）

五　内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。第二十七条の十二において同じ。）が発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に金融商品取引業者がその残額を取得するものとされるもの

一・二　（略）

三　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店並びに証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社

（預貯金等の範囲）

第二条　（略）

2　（略）

3　法第六条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。ただし、第一号から第五号までに掲げるものにあつては、その発行の日後一年以内（厚生労働省令で定めるものにあつては、五年を超えない範囲内において厚生労働省令で定める期間内）に購入されるものに限り、かつ、割引の方法により発行されるものを除くものとし、第六号又は第七号に掲げるものにあつては、第六号又は第七号の信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されるものに限るものとする。

一～四　（略）

五　内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。第二十七条の十二第一号において同じ。）が発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に証券取引法第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関す

六・七　（略）

（銀行等の範囲）

第二十七条の十二　法第六条の三第三項の政令で定める金融機関又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。

一　（略）

二　金融商品取引業者（内国法人に限る。）

（資金の調達）

第四十二条　勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、法第十一条に規定する資金の需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の九月三十日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るものの残高の三分の一に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。

一　金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）、生命保険会社等（日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）又は損害保険会社　次に掲げる額の合算額

る法律第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店がその残額を取得するものとされるもの

六・七　（略）

（銀行等の範囲）

第二十七条の十二　法第六条の三第三項の政令で定める金融機関又は証券会社は、次のとおりとする。

一　（略）

二　証券取引法第二条第九項に規定する証券会社

（資金の調達）

第四十二条　勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、法第十一条に規定する資金の需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の九月三十日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るものの残高の三分の一に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。

一　金融機関等（証券会社及び日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）、生命保険会社等（日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）又は損害保険会社　次に掲げる額の合算額

イ・ロ　（略） 二　金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）又は生命保険会社等（日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）　当該金融機関等又は生命保険会社等が当該調達に応ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等（日本郵政公社については、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により日本郵政公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。以下この号において同じ。）の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額 2　（略）	イ・ロ　（略） 二　金融機関等（証券会社及び日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）又は生命保険会社等（日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）　当該金融機関等又は生命保険会社等が当該調達に応ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等（日本郵政公社については、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により日本郵政公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。以下この号において同じ。）の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額 2　（略）

○　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第十九条関係）

改　正　案	現　行
（定義） 第二条　（略） 2　（略） 3　法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める市場デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる取引のうち、金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいう。以下この条において同じ。）、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。次項第一号において同じ。）を移転することを約する取引（当該取引が差金の授受のみによつて決済されるものを除く。） 二　金融商品取引法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係る取引を除く。） 4　法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める店頭デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。 一　金融商品取引法第二条二十二項第一号及び第五号から第七号までに掲げる取引のうち、金融商品、金融商品に係る権利又は金銭	（定義） 第二条　（略） 2　（略） 3　法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める有価証券オプション取引は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引で同項第二号に掲げる取引（同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引を除く。）に係るものとする。 4　法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引所金融先物取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項第三号に規定する金融オプションの取引で同号ロに掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものとする。

債権を移転することを約する取引（当該取引に係る決済を差金の授受のみによつて行うことができるものを除く。）

二　金融商品取引法第二条第二十二項第三号に掲げる取引

（削る）

5　（略）

（取引の非常停止）

第三条　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融指標　金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標又はこれに類似の指標をいう。

二　市場デリバティブ取引　金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

三　店頭デリバティブ取引　金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。

四　金融商品取引所　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。

五　金融商品市場　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。

六　外国金融商品市場　金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規

5　法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引は、同号に掲げる取引で同条第二項第三号ロに掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものとする。

6　（略）

（取引の非常停止）

第三条　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融指標　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融指標又はこれに類似の指標をいう。

二　取引所金融先物取引　金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。

三　店頭金融先物取引　金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。

四　金融先物取引所　金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。

五　金融先物市場　金融先物取引法第二条第三項に規定する金融先物市場をいう。

六　海外金融先物市場　金融先物取引法第二条第三項に規定する海

定する外国金融商品市場をいう。

七　市場デリバティブ取引等　市場デリバティブ取引又は外国金融商品市場において行われる市場デリバティブ取引に類する取引をいう。

八　金融商品取引業者　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。

九　通貨に係る市場デリバティブ取引　次に掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引をいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ　金融商品取引法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に係るものを除く。）のうち、通貨に係るもの

ハ　金融商品取引法第二条第二十一項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に係るものに限る。）のうち、通貨の金融指標に係るもの

十　通貨に係る店頭デリバティブ取引　次に掲げる取引に該当する店頭デリバティブ取引をいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十二項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ　金融商品取引法第二条第二十二項第三号に掲げる取引のうち

外金融先物市場をいう。

七　取引所金融先物取引等　金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。

八　金融先物取引業者　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。

九　通貨に係る取引所金融先物取引　次に掲げる取引に該当する取引所金融先物取引をいう。

イ　金融先物取引法第二条第二項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ　金融先物取引法第二条第二項第三号（ロを除く。）に掲げる取引のうち、通貨に係るもの

ハ　金融先物取引法第二条第二項第二号に掲げる取引又は同項第三号（ロに係る部分に限る。）に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十　通貨に係る店頭金融先物取引　次に掲げる取引に該当する店頭金融先物取引をいう。

イ　金融先物取引法第二条第四項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引のうち、通

、通貨に係るもの（ハに掲げる取引に該当するものを除く。）

ハ　金融商品取引法第二条第二十二項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十一　金融商品取引所の会員等　金融商品取引法第五十六条の四第一項に規定する会員等をいう。

十二　（略）

十三　対外支払手段等の売買取引等　対外支払手段等の売買取引（店頭デリバティブ取引又は市場デリバティブ取引等に該当するものを除く。）又は金融商品市場及び外国金融商品市場以外で行う通貨に係る市場デリバティブ取引と類似の取引（対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。）をいう。

十四　（略）

2　財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図るため緊急の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める資本取引（法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。）に係る取引の停止を命ずるときは、第一号に定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その停止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一号に掲げる者が行う同号に定める取引にあつては、その停止を命ずる取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省

貨に係るもの（ハに掲げる取引に該当するものを除く。）

ハ　金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十一　金融先物取引所の会員等　金融先物取引法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。

十二　（略）

十三　対外支払手段等の売買取引等　対外支払手段等の売買取引（店頭金融先物取引又は取引所金融先物取引等に該当するものを除く。）又は金融先物市場及び海外金融先物市場以外で行う通貨に係る取引所金融先物取引と類似の取引（対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。）をいう。

十四　（略）

2　財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図るため緊急の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める資本取引（法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。）に係る取引の停止を命ずるときは、第一号に定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その停止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一号に掲げる者が行う同号に定める取引にあつては、その停止を命ずる取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省

令で定める適切な方法により、することができるものとする。

一　（略）

二　金融商品取引所の会員等　次に掲げる資本取引

イ　対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引

ロ　金融指標等先物契約（通貨の金融指標に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づく債権の発生等に係る取引のうち、金融商品取引所の開設する金融商品市場において行うもの

ハ　（略）

三　金融商品取引業者その他の財務省令で定める者　次に掲げる資本取引

イ　対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引と類似の取引であつて、外国金融商品市場において行われるもの

ロ　金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引と類似の取引で外国金融商品市場において行われるもの

3・4　（略）

5　第二項の規定により資本取引の停止を命ぜられた特定外国為替市場参加者、金融商品取引所の会員等又は金融商品取引業者その他の財務省令で定める者は、前項の財務大臣の定める期間内において当

令で定める適切な方法により、することができるものとする。

一　（略）

二　金融先物取引所の会員等　次に掲げる資本取引

イ　対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する取引所金融先物取引

ロ　金融指標等先物契約（通貨の金融指標に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づく債権の発生等に係る取引のうち、金融先物取引所の開設する金融先物市場において行うもの

ハ　（略）

三　金融先物取引業者その他の財務省令で定める者　次に掲げる資本取引

イ　対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する取引所金融先物取引と類似の取引であつて、海外金融先物市場において行われるもの

ロ　金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引と類似の取引で海外金融先物市場において行われるもの

3・4　（略）

5　第二項の規定により資本取引の停止を命ぜられた特定外国為替市場参加者、金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者その他の財務省令で定める者は、前項の財務大臣の定める期間内において当

該指定された資本取引を行つてはならない。

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第七条の三　法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

九　（略）

（特別国際金融取引勘定の取扱い等）

第十一条の二　法第二十一条第三項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。）とする。

2～5　（略）

該指定された資本取引を行つてはならない。

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第七条の三　法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（証券取引法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

九　（略）

（特別国際金融取引勘定の取扱い等）

第十一条の二　法第二十一条第三項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）及び証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）とする。

2～5　（略）

6　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　デリバティブ取引　対外支払手段若しくは債権の売買契約又は金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引であつて、財務省令で定めるものをいう。

四　流動化証券　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第九項に規定する特定社債券若しくは同条第十五項に規定する受益証券であつて同条第一項に規定する特定資産が外国公社債等のみであるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託であつて投資対象が外国公社債等のみであるものに係る同条第七項に規定する受益証券をいう。

7～9　（略）

（資本取引に係る契約締結等行為）

第十一条の五　法第二十二条の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二条の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含

6　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　デリバティブ取引　対外支払手段若しくは債権の売買契約（財務省令で定めるものに限る。）又は金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引をいう。

四　流動化証券　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第九項に規定する特定社債券若しくは同条第十五項に規定する受益証券であつて同条第一項に規定する特定資産が外国公社債等のみであるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託であつて投資対象が外国公社債等のみであるものに係る同条第十二項に規定する受益証券をいう。

7～9　（略）

（資本取引に係る契約締結等行為）

第十一条の五　法第二十二条の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（証券取引法第四十七条第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十五条第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等との間の行為を除く。

む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。

一　（略）

二　法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権であるもの並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結

三　信託契約の受益者の指定又は変更（金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する行為に係るものを除く。）

四・五　（略）

六　顧客等に法第二十条第五号に規定する証券の取得又は証券の譲渡をさせる行為を行うことを内容とする契約の締結

七～十　（略）

2・3　（略）

一　（略）

二　法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三から第七号の五までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する商品投資受益権であるもの並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結

三　信託契約の受益者の指定又は変更（証券取引法第二条第八項第一号に規定する行為に係るものを除く。）

四・五　（略）

六　顧客等（法第二十二条の二第一項に規定する顧客等をいう。以下この条において同じ。）に法第二十条第五号に規定する証券の取得又は証券の譲渡をさせる行為を行うことを内容とする契約の締結

七～十　（略）

2・3　（略）

○　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（第二十条関係）

改　正　案	現　行
（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条　（略） ２　（略） ３　法第二十六条第二項第一号に規定する政令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を発表するものとして登録され又は指定されている株式とする。 ４・５　（略） ６　法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。 一～四　（略） 五　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者の事業	（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条　（略） ２　（略） ３　法第二十六条第二項第一号に規定する政令で定める株式は、証券業協会（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を発表するものとして登録され又は指定されている株式とする。 ４・５　（略） ６　法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。 一～四　（略） 五　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社の事業

六　（略） 7　（略） 8　法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。 一　信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者 二～四　（略） 9　（略） （事業所管大臣） 第七条　法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。 一　会社（特別の法律により設立された法人を含む。）の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡又は事業目的の実質的な変更に関する事項　当該会社の営む事業の所管大臣 二～五　（略）	六　（略） 7　（略） 8　法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。 一　信託業、保険業又は証券業を営む者 二～四　（略） 9　（略） （事業所管大臣） 第七条　法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。 一　会社（特別の法律により設立された法人を含む。以下この号において同じ。）の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡又は事業目的の実質的な変更に関する事項　当該会社の営む事業の所管大臣 二～五　（略）

○　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）（第二十一条関係）

改正案	現行
（削る）	（指定物品） 第二条　法第二条第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。 一　特定商品 二　競走用馬 三　映画 四　絵画 五　鉱業権
（商品投資契約） 第二条　法第二条第五項の政令で定めるものは、当該契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利を表示する証券又は証書が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第九号、第十七号又は第二十一号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げるものにあっては、同項第九号の証券又は証書の性質を有するものに限る。）である契約以外の契約とする。	（商品投資契約） 第三条　法第二条第二項の政令で定めるものは、当該契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利を表示する証券又は証書が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第六号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げるものにあっては、同項第六号の証券又は証書の性質を有するものに限る。）である契約以外の契約とする。
（商品投資受益権） 第三条　法第二条第六項の政令で定めるものは、当該権利を表示する	（商品投資受益権） 第四条　法第二条第三項の政令で定めるものは、当該権利を表示する

証券又は証書が金融商品取引法第二条第一項第九号、第十七号又は第二十一号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げるものにあっては、同項第九号の証券又は証書の性質を有するものに限る。）である権利以外の権利とする。

（削る）

（削る）

（削る）

証券又は証書が証券取引法第二条第一項第六号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げるものにあっては、同項第六号の証券又は証書の性質を有するものに限る。）である権利以外の権利とする。

（特定商品投資）

第五条　法第二条第六項の政令で定めるものは、同条第一項第一号又は第二号に掲げる商品投資とする。

（商品投資販売業者の許可の申請に係る使用人）

第六条　法第五条第一項第三号の政令で定める使用人は、法第三条の許可を受けようとする者の使用人であって、商品投資販売業に関し同項第二号の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定めるものとする。

（商品投資販売業者の資本金の額又は出資の総額）

第七条　法第六条第一項第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

2　前項の規定にかかわらず、法第二条第一項第一号に掲げる商品投資に係る商品投資販売業を営む法人に関する法第六条第一項第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　商品投資契約に基づき財産を運用する法人又は業務の執行を委

（削る）

任される法人であって、主務省令で定めるもの（以下「運用法人」という。）　十億円

二　次に掲げる法人であって、その販売する商品投資受益権の内容を確定するために運用法人又は信託会社（法第四十八条第二項に規定する信託会社をいう。第十四条第一項において同じ。）若しくは信託業務を兼営する金融機関と協議を行うことのあるもの　五億円

イ　商品投資契約に係る商品投資受益権を顧客に販売する法人

ロ　信託契約に係る商品投資受益権を顧客に販売する法人

三　その他の法人　二千万円

（商品投資販売業者の許可の基準に係る使用人）

第八条　法第六条第一項第四号の政令で定める使用人（同号ホ及びヘの使用人を除く。）は、第六条に規定する使用人とする。

2　法第六条第一項第四号ホの政令で定める使用人は、商品投資販売業に関し当該商品投資販売業者の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定めるもの又は当該商品投資顧問業者の第十条各号に掲げる者とする。

3　法第六条第一項第四号への政令で定める使用人は、当該許可等を取り消された法人の使用人であって、当該外国において前項に規定する者に相当するものとする。

（手数料）

（削る）

（削る）

第九条　法第十二条（法第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、二十一万九千円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあっては、十八万千円）とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第九条の二　商品投資販売業者は、法第十八条の二第一項の規定により同項に規定する概要又は事項（次項において「概要等」という。）を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た商品投資販売業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、概要等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3　前二項に規定するもののほか、法第十八条の二第二項に規定する事項を電磁的方法（同項の主務省令で定める方法を除く。）により提供する商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、当該事項が当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。

（商品投資顧問業者の許可の申請等に係る使用人）

第四条　法第五条第一項第三号及び第六条第二項第四号（同号ホ及びへの使用人を除く。）の政令で定める使用人は、法第三条の許可を受けようとする者の使用人であって、次に掲げるものとする。

一　商品投資顧問業に関し法第五条第一項第二号の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令、経済産業省令で定めるもの

二　（略）

2　法第六条第二項第四号ホの政令で定める使用人は、当該商品投資顧問業者の前項各号に掲げる者とする。

3　法第六条第二項第四号への政令で定める使用人は、当該許可等を取り消された法人の使用人であって、当該外国において前項に規定する者に相当するものとする。

（商品投資顧問業者の資本金の額）

第五条　法第六条第二項第一号の政令で定める金額は、五千万円とする。

2　前項の規定にかかわらず、商品投資販売業者（法第三十五条に規定する商品投資販売業者をいう。第十四条第一項及び第五項から第七項までにおいて同じ。）のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社については、法第六条第二項第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

（商品投資顧問業者の許可の申請等に係る使用人）

第十条　法第三十一条第一項第三号及び第三十二条第二項第四号の政令で定める使用人は、法第三十条の許可を受けようとする者の使用人であって、次に掲げるものとする。

一　商品投資顧問業に関し法第三十一条第一項第二号の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令、経済産業省令で定めるもの

二　（略）

（新設）

（新設）

（商品投資顧問業者の資本金の額）

第十一条　法第三十二条第二項第一号の政令で定める金額は、一億円とする。

2　前項の規定にかかわらず、商品投資販売業者のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社については、法第三十二条第二項第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

（手数料）

第六条　法第十二条の政令で定める額は、二十一万九千円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあっては、十八万千円）とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第七条　商品投資顧問業者は、法第二十二条の規定により同条に規定する情報（次項において単に「情報」という。）を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同条前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た商品投資顧問業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（商品投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）

第八条　法第二十五条の政令で定める者は、銀行、商品取引所法（昭

（新設）

（新設）

（商品投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）

第十二条　法第四十条の政令で定める者は、銀行、商品取引所法（昭

和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員その他の経済産業省令で定める者以外の者であって、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（商品投資顧問業者に類する者）

第九条　法第三十三条第一項本文の政令で定めるものは、外国の法令の規定により当該外国において法第三条の許可と同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている法人とする。

（削る）

（外国法人に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十条　法第三十九条の規定による商品投資顧問業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たっての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の句	読み替えられる字句	読み替える字句

和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員その他の経済産業省令で定める者以外の者であって、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（新設）

（準用規定）

第十二条の二　第九条の二第一項及び第二項の規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、同条第一項中「法第十八条の二第一項」とあるのは、「法第四十三条において準用する法第十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

（外国法人に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十三条　法第四十五条の規定による商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たっての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の句	読み替えられる字句	読み替える字句

第五条第一項第二号、第十三条第一項、第二十三条及び第三十条第一項	営業所	国内における営業所	
（削る）	（削る）	（削る）	
第六条第一項	許可申請者	許可申請者及びその国内における営業所	
第六条第一項第一号	その者の当該業務	当該許可申請者及びその国内における営業所の業務	
第六条第二項第	株式会社	株式会社と同種類の法人	

第五条第一項第二号、第十三条第一項及び第二十条（第四十三条において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第一項第二号	営業所	国内における営業所	
第六条第一項第六号	法人	法人又はその国内における営業所が商品投資販売業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人	
第三十二条第一項	許可申請者	許可申請者及びその国内における営業所	
第三十二条第一項第一号	その者の当該業務	当該許可申請者及びその国内における営業所の業務	
第三十二条第二	株式会社	株式会社と同種類の法人	

一号		（削る）
		（主務大臣） 第十一条　法第二章第一節における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次に掲げるもの（以下「経済産業関係商品等」という。）に関する商品投資に係る投資判断のみを行う商品投資顧問業に関する事項については、経済産業大臣とする。 一　特定商品のうち商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第二十八条各号に掲げる商品（次項第一号において「農林水産関係商品」という。）以外のもの（次号において「経済産業関係商品」という。） 二　その対象となる物品が経済産業関係商品のみである商品指数（商品取引所法第二条第五項に規定する商品指数をいう。次項第一

項第一号		（適用除外） 第十四条　法第四十八条第一項の政令で定めるものは、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等（法人でない者を除く。）及び信託会社とする。 2　法第四十八条第二項の政令で定めるものは、信託財産の運用上生じた余裕金とする。 （主務大臣） 第十五条　法第二章における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第一号に掲げる商品投資販売業に関する事項については内閣総理大臣及び農林水産大臣、第二号に掲げる商品投資販売業に関する事項については内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。 一　次に掲げる行為のみを行う商品投資販売業（以下「農林水産関係商品投資販売業」という。） イ　商品投資契約に基づいて出資された財産を、当該商品投資契約の期間を通じて、主として農林水産関係商品等（商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第二十八条各号に

号ロにおいて同じ。）

掲げる商品（以下「農林水産関係商品」という。）、その対象となる物品が農林水産関係商品のみである商品指数（商品取引所法第二条第五項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）及び競走用馬をいう。以下同じ。）に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であって、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結等

ロ　商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、主として農林水産関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であって、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

二　次に掲げる行為のみを行う商品投資販売業（以下「経済産業関係商品投資販売業」という。）

イ　商品投資契約に基づいて出資された財産を、当該商品投資契約の期間を通じて、主として経済産業関係商品等（特定商品のうち農林水産関係商品以外のもの（以下「経済産業関係商品」という。）、その対象となる物品が経済産業関係商品のみである商品指数並びに特定物品及び指定物品のうち農林水産関係商品及び競走用馬以外のものをいう。以下同じ。）に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であって、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結等

ロ　商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、主として経済産業関

2　法第二章第二節における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる行為のみを行う業務に関する事項については内閣総理大臣及び農林水産大臣、第三号又は第四号に掲げる行為のみを行う業務に関する事項については内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

一　商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資による運用する部分の全部を、当該商品投資契約の期間を通じて、次に掲げるもの（以下「農林水産関係商品等」という。）に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であって、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結又はその代理若しくは媒介（第三号において「締結等」という。）

イ　農林水産関係商品

ロ　その対象となる物品が農林水産関係商品のみである商品指数

二　商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、農林水産関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であって、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売又はその代理若しくは媒介（第四号において「販売等」という。）

三　商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であって、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

2　法第三章における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、経済産業関係商品等に関する特定商品投資に係る投資判断のみを行う商品投資顧問業に関する事項については、経済産業大臣とする。

運用する部分の全部を、当該商品投資契約の期間を通じて、経済産業関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であって、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結等

四　商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、経済産業関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であって、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

3　農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第三十条第一項の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

4　金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（主務省令）

第十二条　法における主務省令は、次のとおりとする。

一　法第二章第一節第一款及び第三款における主務省令は、農林水産省令、経済産業省令

二　法第二章第一節第二款における主務省令は、経済産業省令（農林水産関係商品等のみに関する事項にあっては、農林水産省令）

3　金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第二十六条第一項の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

4　農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第四十四条において準用する法第二十六条第一項の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（主務省令）

第十六条　法（第四十六条を除く。）における主務省令は、次のとおりとする。

一　法第二章第一節及び第三節における主務省令は、内閣府令、農林水産省令、経済産業省令

（新設）

三　法第三十四条における主務省令は、内閣府令、経済産業省令（農林水産関係商品等のみに関する事項にあっては、内閣府令、農林水産省令）

（削る）

四　法第四十条第一項における主務省令は、経済産業省令

（削る）

2　経済産業大臣は、前項第二号の経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

3　農林水産大臣は、第一項第二号の農林水産関係商品等のみに関する事項に係る農林水産省令を定めようとするときは、経済産業大臣と協議しなければならない。

4　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号の内閣府令、経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

5　内閣総理大臣及び農林水産大臣は、第一項第三号の農林水産関係商品等のみに関する事項に係る内閣府令、農林水産省令を定めよう

二　法第二章第二節における主務省令は、内閣府令、経済産業省令（農林水産関係商品等のみに関する事項又は経済産業関係商品等のみに関する事項にあっては、それぞれ農林水産省令又は経済産業省令）

三　法第三章第一節及び法第四十四条において準用する法第二章第三節における主務省令は、農林水産省令、経済産業省令

四　法第三章第二節における主務省令は、経済産業省令（農林水産関係商品等のみに関する事項にあっては、農林水産省令）

2　法第四十六条における主務省令のうち、法第十六条から第十八条の二までの規定に係るものは、内閣府令、経済産業省令とし、法第三十五条から第三十八条まで及び第四十三条において準用する法第十八条の二第一項の規定に係るものは、経済産業省令とする。

3　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、第一項第二号の内閣府令、経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

4　農林水産大臣は、第一項第二号又は第四号の農林水産関係商品等のみに関する事項に係る農林水産省令を定めようとするときは、経済産業大臣と協議しなければならない。

5　経済産業大臣は、第一項第二号の経済産業関係商品等のみに関する事項に係る経済産業省令又は同項第四号の経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

（新設）

とするときは、経済産業大臣と協議しなければならない。

第十三条　第七条第一項における主務省令は、経済産業省令とする。

（削る）

2　経済産業大臣は、前項の経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

（権限の委任）

第十四条　法第十条、第三十条第一項（法第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十五条及び第三十六条の規定による農林水産大臣の権限は、商品投資顧問業者又は商品投資販売業者（以下この条において「商品投資顧問業者等」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第十条、第三十条第一項（法第三十七条において準用する場合

第十七条　この政令における主務省令は、次のとおりとする。

一　第六条、第七条第二項第一号及び第八条第二項における主務省令は、内閣府令、農林水産省令、経済産業省令

二　第九条の二第一項及び第三項における主務省令は、内閣府令、経済産業省令

三　第十二条の二において準用する第九条の二第一項における主務省令は、経済産業省令

2　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項第二号の内閣府令、経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項第三号の経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

（権限の委任）

第十八条　（新設）

（新設）

を含む。）、第三十一条、第三十五条及び第三十六条の規定による経済産業大臣の権限は、商品投資顧問業者等の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第三十条第一項（法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は立入検査（以下この条において「報告徴収等」という。）で商品投資顧問業者等の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に関するものについては、第一項に規定する地方農政局長又は前項に規定する経済産業局長のほか、それぞれ、当該従たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

4　前項の規定により、商品投資顧問業者等の従たる営業所に対して報告徴収等を行った地方農政局長又は経済産業局長は、それぞれ、当該商品投資顧問業者等の当該従たる営業所以外の営業所に対して報告徴収等の必要を認めたときは、当該営業所に対し、報告徴収等を行うことができる。

5　法第四十二条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三十五条及び第三十六条並びに法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定による権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない

（新設）

（新設）

法第四十九条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十条、第二十六条第一項及び第二十七条の規定による権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第二十六条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

。

6　法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定による報告徴収等で商品投資販売業者の従たる営業所に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

7　（略）

（削る）

（削る）

2　法第二十六条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）で商品投資販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下「従たる営業所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　（略）

4　法第十条（法第三十三条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項及び第二十七条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者（以下「商品投資販売業者等」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5　法第十条（法第三十三条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項及び第二十七条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による経済産業大臣の権限は、商品投資販売業者等の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

6　法第二十六条第一項（法第四十四条において準用する場合を含む

（削る）

8　前三項の規定は、第五項に規定する金融庁長官に委任された権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

9　（略）

（削る）

。）の規定による報告徴収等で商品投資販売業者等の従たる営業所に関するものについては、第四項に規定する地方農政局長又は前項に規定する経済産業局長のほか、それぞれ、当該従たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

7　前項の規定により、商品投資販売業者等の従たる営業所に対して報告徴収等を行った地方農政局長又は経済産業局長は、それぞれ、当該商品投資販売業者等の当該従たる営業所以外の営業所に対して報告徴収等の必要を認めたときは、当該営業所に対し、報告徴収等を行うことができる。

8　第一項から第三項までの規定は、第一項に規定する金融庁長官の権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

9　（略）

（協議等）

第十九条　法第五十条の政令で定めるものは、次に掲げる命令その他の処分とする。

一　法第三条の許可

二　法第八条第一項の有効期間の更新

三　法第九条の認可

四　法第二十七条の規定による命令

五　法第二十八条の規定による許可の取消し又は命令

2　農林水産大臣は、農林水産関係商品投資販売業に関し、前項各号

に掲げる命令その他の処分を行う場合には、経済産業大臣に協議しなければならない。

3　農林水産大臣は、農林水産関係商品投資販売業に関し、法第三条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、経済産業大臣に通知しなければならない。

4　経済産業大臣は、経済産業関係商品投資販売業に関し、第一項各号に掲げる命令その他の処分を行う場合には、農林水産大臣に通知しなければならない。

5　経済産業大臣は、経済産業関係商品投資販売業に関し、法第三条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、農林水産大臣に通知しなければならない。

○　日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）（第二十二条関係）

改正案	現行
（一時貸付けの対象となる金融機関等） 第十条　法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。） 三　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社 （削る） 四　（略） 2　（略）	（一時貸付けの対象となる金融機関等） 第十条　法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社 三　証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社 四　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に掲げる外国証券会社 五　（略） 2　（略）

○　債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（第二十三条関係）

改正案	現行
（貸付債権の主体） 第一条　債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号ヌに規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一～十三　（略） 十四　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。） 十五　（略）	（貸付債権の主体） 第一条　債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号ヌに規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一～十三　（略） 十四　証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。） 十五　（略）

○　国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）（第二十四条関係）

改　正　案	現　行
（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十八条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十七条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する銀行、信託業者又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。	（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十八条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十七条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する銀行、信託業者又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

○　日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）（第二十五条関係）

改　正　案	現　行
（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十五条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十五条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。	（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十五条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十五条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

○　疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）（第二十六条関係）

改　正　案	現　行
（金融機関等の範囲） 第一条　（略） ２　法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。）、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九	（金融機関等の範囲） 第一条　（略） ２　法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、同法第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する

号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条　法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一　特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）　当該特定金融機関等が行う業務

二～八　（略）

九　金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。）　同条第二項に規定する第二種金融商品取引業及び同条第三項に規定する投資助言・代理業

十　特例業務届出者　金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

十一　（略）

（削る）

（削る）

十二～十五　（略）

（削る）

十六～十八　（略）

第二条　法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一　特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十九号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）　当該特定金融機関等が行う業務

二～八　（略）

九　信託受益権販売業者　信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業

（新設）

九の二　（略）

十　抵当証券業者　抵当証券業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する抵当証券業

十一　商品投資販売業者　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

十二～十五　（略）

十六　金融先物取引業者　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

十七～十九　（略）

○　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三号）（第二十七条関係）

改正案	現行
（資産及び負債の範囲） 第二条　法第五条第二項第四号及び第三項第四号（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する資産及び負債のうち政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一　資産 イ～ホ　（略） へ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券の種類、銘柄及び数量 ト～ヌ　（略） 二　（略）	（資産及び負債の範囲） 第二条　法第五条第二項第四号及び第三項第四号（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する資産及び負債のうち政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一　資産 イ～ホ　（略） へ　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券の種類、銘柄及び数量 ト～ヌ　（略） 二　（略）

○　財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）（第二十八条関係）

改正案	現行
（債券の貸付け） 第二条　（略） ２　法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。） 二　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社 （削る）	（債券の貸付け） 第二条　（略） ２　法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社 二　証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社 三　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社

○　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第二十九条関係）

改正案	現行
（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え） 第四十七条　法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える金融商品取引法の規定 第三十六条 第三十七条第一項 第三十七条第一項第三号 読み替えられる字句 業務 その行う金融商品取引業 金融商品取引業の 読み替える字句 資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務（以下「募集等業務」という。） その行う募集等業務 募集等業務の	（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え） 第四十七条　法第二百九条の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える法の規定 第二百十七条第一項 第二百十八条 第二百十九条 第二百十九条第一号 読み替えられる字句 読み替える字句 特定目的会社の業務の運営 特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱い 若しくは事務所 、事務所その他の施設 この法律 この法律若しくは第二百九条において準用する証券取引法 業務開始届出を行った特定目的会社 第二百八条第二項の規定による届出を行った特定譲渡人 業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定に 第二百八条の規定による届出に係る

第三十七条第二項	金融商品取引業に	募集等業務に
	金融商品取引行為	資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引（以下「募集等契約に係る取引」という。）
第三十七条の三第一項	金融商品取引契約を	資産対応証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに関する契約（以下「募集等契約」という。）を
第三十七条の三第一項第三号及び第四号	金融商品取引契約	募集等契約
第三十七条の三第一項第五号	金融商品取引行為	募集等契約に係る取引
第三十七条の三第一項第七号	金融商品取引業	募集等業務
第三十七条の四第一項	金融商品取引契約	募集等契約
第三十八条	金融商品取引業の信用を失墜させるおそ	募集等業務の信用を失墜させるおそれ

2　法第二百九条の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	よる届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	
第二百十九条第二号	この法律	この法律又は第二百九条において準用する証券取引法

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三条	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
第四十一条第一項	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二条第一項	第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者	投資者
	証券業の信用を失墜	資産対応証券の募集等の取扱

	第三十八条第一号から第五号まで	第三十八条第六号	第三十九条第一項第一号	
れ	金融商品取引契約	金融商品取引業	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。） 有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。） 有価証券の売買又はデリバティブ取引	
	募集等契約	募集等業務	募集等契約に係る取引 募集等契約に係る資産対応証券 募集等契約に係る取引	

	第四十二条第一項第一号		第四十二条第一項第五号	
させるおそれ	有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 有価証券の価格又はオプションの対価の額		有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等	
いの業務の信用を失墜させるおそれ	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引		資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	

第三十九条第一項第二号及び第三号	有価証券等	有価証券売買取引等	募集等契約に係る資産対応証券
第三十九条第二項各号		有価証券売買取引等	募集等契約に係る取引
第四十条	、業務の業務を	、募集等業務の募集等業務を	、募集等業務の募集等業務を
第四十条第一号	金融商品取引行為	金融商品取引契約	募集等契約に係る取引
第四十条第二号	金融商品取引契約	業務	募集等契約	募集等業務
第四十四条の三第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引	募集等契約に係る取引
第四十四条の三第一項第二号	第二条第八項各号に掲げる行為	募集等契約に係る取引
第四十四条の三第一項第四号	金融商品取引業の	募集等業務の
第四十五条第一号	第三十七条	第三十七条（第一項第二号を除く。）
	金融商品取引契約	募集等契約

第四十二条第一項第六号	売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）	売買の別又はこれに相当する取引の別
	価格（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）	価格
	有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
	この号、次条第一項	この号及び次条第一項第一号

第四十五条第二号	金融商品取引契約	募集等契約	

2　法第二百九条第二項の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十七条第一項	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第二百十八条	この法律	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
第二百十九条	業務開始届出を行った特定目的会社	第二百八条第二項の規定による届出を行った特定譲渡人
第二百十九条第一号	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	第二百八条第二項の規定による届出に係る

	第四十二条第一項第十号	第一号、第四十七条第三項及び第百六十二条の二
		有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等
		証券業
		資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
		資産対応証券の募集等の取扱いの業務

第二百十九条第二号	この法律	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法

第四十二条の二第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「

	有価証券等」という。）	資産対応証券の募集等の取扱
	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	いに係る取引
	この条及び第六十五条の二第六項	この条
第四十二条の二第一項第二号及び第三号	有価証券の売買その他の取引等	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二条の二第二項各号	有価証券等	資産対応証券
第四十二条の二第三項	有価証券の売買その他の取引等	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
	をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。	をいう。
第四十三条	業務の状況が次の	資産対応証券の募集等の取扱いの業務の状況が次の
第四十三条第一号	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプショ	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引

ン取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等		
第四十三条第二号	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
第四十五条第一号	親法人等又は子法人等	親会社（特定譲渡人たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）

	有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十五条第二号	第二条第八項各号に掲げる行為	資産対応証券の募集等の取扱い
第四十五条第	親法人等又は子法人等	親会社（特定譲渡人たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）
親法人等又は子法人		親会社（特定譲渡人たる法人

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第四十七条の二　法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　資産対応証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに

（新設）

三号	等	の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）
	証券業	資産対応証券の募集等の取扱いの業務

関する契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る金融商品取引法施行令の準用）

第四十八条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の二十二の規定は、法第二百九条第一項（法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）

（特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）

第四十八条　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六の規定は、法第二百九条（法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）

第七十二条　法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項（同条において準用する法及び金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十六条	業務	受益証券の募集等の業務
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項	その行う金融商品取引業	その行う受益証券の募集等の業務
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一	金融商品取引業の	受益証券の募集等の業務の

第七十二条　法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条（同条において準用する法及び証券取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条	第二百九条	第二百八十六条第一項において準用する第二百九条
	その資産対応証券の募集等の取扱い	その受益証券の募集等
第二百九条において準用する第二百十七条第一項	特定目的会社の業務の運営	原委託者が行う受益証券の募集等
	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第二百九条において準用する第二百十八条	この法律	この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条において準用する証券取引法
第二百九条において準用する第二百十九条	業務開始届出を行った特定目的会社	第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出を行った原委託者
第二百九条に	業務開始届出、変更	第二百八十六条第一項におい

項第三号		
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項	金融商品取引業に金融商品取引行為	受益証券の募集等の業務に受益証券の募集等に係る取引
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第五号	金融商品取引行為	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第	金融商品取引業	受益証券の募集等の業務

おいて準用する第二百十九条第一号	届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	て準用する第二百八条第二項の規定による届出に係る
第二百九条において準用する第二百十九条第二号	この法律	この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条において準用する証券取引法
第二百九条において準用する証券取引法第三十三条	業務	受益証券の募集等の業務
第二百九条において準用する証券取引法第四十一条第一項	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条において準用する証券取引法	第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行	投資者

三十七条の三第一項第七号		
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条	金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ	受益証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号から第五号まで	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約
第二百九条第一項において準用する金融	金融商品取引業	受益証券の募集等の業務

第四十二条第一項	うもの及び投資者	
	証券業の信用を失墜させるおそれ	受益証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引	受益証券の募集等に係る取引
	有価証券の価格又はオプションの対価の額	受益証券の価格
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条第一項第五号	有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若し	受益証券の募集等に係る取引

商品取引法第三十八条第六号			
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十九条第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。） 有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。） 有価証券の売買又はデリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引 受益証券 受益証券の募集等に係る取引	
第二百九条第一項において準用する金融	有価証券売買取引等	受益証券の募集等に係る取引	有価証券等

くはその受託等	売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。） 価格（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）	売買の別又はこれに相当する取引の別 価格	
第二百九条において準用する証券取引法	有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引	

商品取引法第三十九条第一項第二号及び第三号		
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十九条第二項各号	有価証券売買取引等	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十条	業務	受益証券の募集等の業務
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十条第一号	金融商品取引行為	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十条	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約
第二百九条第一項において準用する金融	業務	受益証券の募集等の業務

第四十二条第一項第六号		
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号	この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第百六十二条の二	この号及び次条第一項第一号
	有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等	受益証券の募集等に係る取引
	証券業	受益証券の募集等の業務

商品取引法第四十条第二号		
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第二号	第二条第八項各号に掲げる行為	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号		
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第二号	金融商品取引業の	受益証券の募集等の業務の
第二百九条第一項において準用する金融商品取引契約	第三十七条	第三十七条（第一項第二号を除く。）受益証券の募集等に関する契

第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）	受益証券の募集等に係る取引
	有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「	受益証券

商品取引法第四十五条第一号		約
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第四十五条第二号	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約
第二百九条第二項において準用する資産流動化法第二百十七条第一項	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第二百九条第二項において準用する資産流動化法第二百十八条	この法律	この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第一項において準用する金融商品取引法
第二百九条第二項において準用する資産	業務開始届出を行った特定目的会社	第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出を行った原

	有価証券等」という。）	
	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引
	この条及び第六十五条の二第六項	この条
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号及び第三号	有価証券の売買その他の取引等	受益証券の募集等に係る取引
	有価証券等	受益証券
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の二第二項各号	有価証券の売買その他の取引等	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の	をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。	をいう。

流動化法第二百十九条本文	第二百九条第二項において準用する資産流動化法第二百十九条第一号	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	
	第二百九条第二項において準用する資産流動化法第二百十九条第二号	この法律	
委託者	第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出に係る		
		この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第一項において準用する金融商品取引法	

二第三項	第二百九条において準用する証券取引法第四十三条	業務の状況が次の	受益証券の募集等の業務の状況が次の
	第二百九条において準用する証券取引法第四十三条第一号	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等	受益証券の募集等に係る取引
	第二百九条において準用する証券取引法第四十三条第二号	業務	受益証券の募集等の業務
	第二百九条において準用する証券取引法	親法人等又は子法人等	親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の

第四十五条第一号		全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）
第二百九条において準用する証券取引法第四十五条第二号	有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引
	第二条第八項各号に掲げる行為	受益証券の募集等に係る取引
	親法人等又は子法人等	親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について

		の議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）
第二百九条において準用する証券取引法第四十五条第三号	親法人等又は子法人等	親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十二条の二　法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　原委託者が行う受益証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに関する契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの

二　顧客が行う受益証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）	
証券業	受益証券の募集等の業務

（新設）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

限の委任の内容） 第七十四条　法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八条から第四十条（同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。）まで並びに第四十四条の三第一項の規定とする。 2　法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八条から第四十条（同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。）まで並びに第四十四条の三第一項の規定とする。	限の委任の内容） 第七十四条　法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。 2　法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあっては、受益証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。

○　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第三十条関係）

改　正　案	現　行
（定義） 第一条　この政令において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」、「顧客」又は「勧誘方針」とは、それぞれ金融商品の販売等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第四項まで又は第九条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等、顧客又は勧誘方針をいう。	（定義） 第一条　この政令において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」、「顧客」又は「勧誘方針」とは、それぞれ金融商品の販売等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第四項まで又は第八条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等、顧客又は勧誘方針をいう。
（差金の授受を約する取引） 第四条　法第二条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引及び同法第三百四十九条第六項に規定する店頭商品先物取引等（次条第二号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。	（差金の授受を約する取引） 第四条　法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引及び同法第三百四十九条第六項に規定する店頭商品先物取引等（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。
（金融商品の販売となる行為）	（金融商品の販売となる行為）

第五条　法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　金銭の信託以外の信託であって信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結

（削る）

二　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引（前条の取引、商品先物取引等及び次号に規定する取引を除く。）又は当該取引の取次ぎ

三　海外商品市場（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第二条第二項に規定する海外商品市場をいう。以下この号において同じ。）において、海外商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引又は当該取引の取次ぎ

イ　売買の当事者が将来の一定の時期において商品（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第二条第二項に規定する商品をいう。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であって、当該売買の目的となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引

ロ　当事者の一方の意思表示により当事者間においてイ又はニに

第五条　法第二条第一項第十二号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　金銭の信託以外の信託であって信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約の委託者との締結

二　不動産の信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約の匿名組合員との締結

三　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引（前条の取引及び商品先物取引等を除く。）又は当該取引の取次ぎ

（新設）

掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

ハ　当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品指数（二以上の商品の価格の水準を総合的に表した数値をいう。以下この号において同じ。）又は商品の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該商品指数又は商品の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

ニ　当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた次に掲げる数値の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた次に掲げる数値の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引

(1)　商品指数の数値

(2)　商品の価格の数値

（金銭相当物の範囲）

第六条　法第三条第三項に規定する政令で定める金銭以外の物又は権利は、前条第一号に規定する信託契約の締結に伴い顧客の譲渡する

（金銭相当物の範囲）

第六条　法第三条第二項に規定する政令で定める金銭以外の物又は権利は、前条第一号に規定する信託契約の締結に伴い顧客の譲渡する

こととなる金銭以外の物又は権利とする。

（重要事項について説明をすることを要しない者から除かれる者）

第七条　法第三条第六項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする。

（特定顧客）

第八条　法第三条第七項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等又は金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家（以下「特定投資家」という。）とする。

2　前項の「特定投資家」には、法第三条第一項に規定する金融商品の販売等（以下「金融商品の販売等」という。）に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号（同法第三十四条の四第四項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等に関しては同法第三十四条の三第四項（同法第三十四条の四第四項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該対象契約に関して特定投資家とみなされる者を含み、金融商品の販売等に係る契約が同法第三十四条の二第二項（銀行法等の規定において準

こととなる金銭以外の物又は権利とする。

（重要事項について説明をすることを要しない者から除かれる者）

第七条　法第三条第三項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする。

（特定顧客）

第八条　法第三条第四項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等とする。

（新設）

用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等に関しては同条第五項（銀行法等において準用する場合を含む。）及び第八項の規定により当該対象契約に関して特定投資家以外の顧客とみなされる者を含まないものとする。

3　前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

一　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四又は第十一条の十の三

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六の四（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する場合を含む。）

五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第三項（同法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）

六　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二

七　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二

八　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の

（新設）

二

九　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二

十　銀行法第十三条の四

十一　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二

十二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三

十三　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）

（勧誘方針の策定を要しない者）

第九条　法第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）であって国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

（勧誘方針の公表の方法）

第十条　法第九条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあっては、住所。第一号において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方

（勧誘方針の策定を要しない者）

第九条　法第八条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）であって国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

（勧誘方針の公表の方法）

第十条　法第八条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあっては、住所。第一号において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方

法とする。

一・二　（略）

法とする。

一・二　（略）

○　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第三十一条関係）

改正案	現行
（運営管理業務の委託） 第七条　事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。 一・二　（略） 三　企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。 2　（略） （運用の方法） 第十五条　法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であって次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。 一・二　（略）	（運営管理業務の委託） 第七条　事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。 一・二　（略） 三　企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。 2　（略） （運用の方法） 第十五条　法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であって次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。 一・二　（略）

三　次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買

イ～ヌ　（略）

ル　投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同条第十八項に規定する投資法人債券をいう。）

ヲ～ネ　（略）

ナ　外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）

四・五　（略）

2　（略）

（登録の拒否に係る法律）

第四十八条　法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関す

三　次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買

イ～ヌ　（略）

ル　投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同法第二条第二十五項に規定する投資法人債券をいう。）

ヲ～ネ　（略）

ナ　外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）

四・五　（略）

2　（略）

（登録の拒否に係る法律）

第四十八条　法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法

る法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）、国民年金法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）とする。

（金融庁長官の権限の委任）

第五十八条　法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一～十二　（略）

十三　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又

律（昭和二十四年法律第百八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）、国民年金法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）とする。

（金融庁長官の権限の委任）

第五十八条　法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一～十二　（略）

十三　証券会社　本店の所在地

は同条第十二項に規定する金融商品仲介業者　本店又は主たる事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地

（削る）

（削る）

十四～十六　（略）

（削る）

十七　資産の流動化に関する法律第二百八条第一項に規定する特定譲渡人又は同法第二百二十四条に規定する原委託者（前各号及び次号に掲げる者を除く。）　本店又は主たる事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地

十八　（略）

2～7　（略）

十四　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者　主たる営業所の所在地

十五　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者　主たる営業所又は事務所の所在地

十六～十八　（略）

十九　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者　主たる営業所又は事務所の所在地

二十　資産の流動化に関する法律第百五十条の三第一項に規定する特定譲渡人又は同法第百六十三条に規定する原委託者（前各号及び次号に掲げる者を除く。）　本店若しくは主たる事務所又はその者の住所の所在地

二十一　（略）

2～7　（略）

○　金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）（第三十二条関係）

改正案	現行
（金融機関等） 第一条　金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第四十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（以下「特例業務届出者」という。） 二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者	（金融機関等） 第一条　金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第四十号に規定する政令で定める者は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者とする。 （新設）
（金融等業務） 第二条　法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一　特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）　当該特定金融機関等が行う業務	（新設） （金融等業務） 第二条　法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一　特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第二十号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）　当該特定金融機関等が行う業務

二～七　（略）

八　法第二条第十九号に掲げる金融機関等（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。）　金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業及び同条第三項に規定する投資助言・代理業

九　特例業務届出者　金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

（削る）

十～十三　（略）

（削る）

十四～十七　（略）

十八　第一条第二号に掲げる金融機関等　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

（預貯金契約の締結等の取引）

第三条　法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる

二～七　（略）

八　法第二条第二十四号に掲げる金融機関等（以下「信託受益権販売業者」という。）　信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業

九　法第二条第二十六号に掲げる金融機関等（以下「抵当証券業者」という。）　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第一項に規定する抵当証券業

十　法第二条第二十七号に掲げる金融機関等（以下「商品投資販売業者」という。）　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資販売業

十一～十四　（略）

十五　法第二条第三十三号に掲げる金融機関等（以下「金融先物取引業者」という。）　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業

十六～十九　（略）

二十　第一条に規定する金融機関等　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

（預貯金契約の締結等の取引）

第三条　法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる

取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十五号までに掲げる取引にあっては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二　（略）

三　信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四　信託の受益者の指定又は変更（第九号に掲げる行為に係るものを除く。）

五～八　（略）

九　金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第

取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第三十号までに掲げる取引にあっては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二　（略）

三　信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三から第七号の五までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四　信託の受益者の指定又は変更（証券取引法第二条第八項第一号に規定する行為及び第十一号に掲げる行為に係るものを除く。）

五～八　（略）

九　証券取引法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為又

十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

十　金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）

十一　（略）

（削る）

（削る）

十二　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

十三～十五　（略）

は同項第五号若しくは同項第六号に掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

（新設）

十　（略）

十一　信託業法第二条第十項に規定する信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行うことを内容とする契約の締結

十二　証券取引法第二条第一項第七号に掲げる有価証券の募集（同条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）若しくは私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）又は同条第一項第七号の二に掲げる有価証券の募集若しくは私募の取扱いにより顧客等に当該有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

十三　（略）

十四　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介

十五　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介

十六　商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介

十七～十九　（略）

（削る）

十六～二十四　（略）

二十五　保護預りの開始（第二十一号に掲げるものを除く。）

二十六・二十七　（略）

2・3　（略）

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第四条　法第三条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

九　（略）

（金融機関等に係る事項に関する行政庁）

第五条の二　法第十三条第一項第十四号に規定する政令で定める行政庁は、内閣総理大臣とする。

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

二十　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引の受託等を行うことを内容とする契約の締結

二十一～二十九　（略）

三十　保護預りの開始（第二十六号に掲げるものを除く。）

三十一・三十二　（略）

2・3　（略）

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第四条　法第三条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（証券取引法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

九　（略）

（新設）

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第七条　法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの（法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。）で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

２・３　（略）

（金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十二条　長官権限のうち法第七条及び第九条に定めるもので、法第二条第十九号に掲げる金融機関等、登録金融機関（金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者をいう。）及び法第二条第二十号に掲げる金融機関等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所をいう。以下この条において「本店等」という。）

第七条　法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの（法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。）で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売業者、抵当証券業者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

２・３　（略）

（証券会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十二条　長官権限のうち法第七条及び第九条に定めるもので、証券会社、法第二条第十九号及び第二十号に掲げる金融機関等、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者をいう。）及び金融先物取引業者（以下この条において「証券会社等」という。）に対するものは、その本店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の

う。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　第七条第二項及び第三項の規定は、長官権限のうち法第七条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所若しくは事務所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3　長官権限のうち法第十三条第四項の規定により委員会に委任された権限（法第二条第二十一号に掲げる金融機関等による行為に係るものを除く。）及び第六条の規定により委員会に委任された権限（法第二条第二十号に掲げる金融機関等による行為に係るものに限る。）は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4　前項に規定する委員会の権限で金融商品取引業者等の支店等に対するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5　前項の規定により金融商品取引業者等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は

所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　第七条第二項及び第三項の規定は、長官権限のうち法第七条に定めるもので証券会社等の本店等以外の支店その他の営業所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3　長官権限のうち法第十三条第四項の規定により委員会に委任された権限（法第二条第二十一号に掲げる金融機関等による行為に係るものを除く。）及び第六条の規定により委員会に委任された権限（法第二条第二十号に掲げる金融機関等による行為に係るものに限る。）は、証券会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の支店等に対するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5　前項の規定により証券会社等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証

、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6　第三項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

7　（略）

第十三条　削除

券会社等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6　第三項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

7　（略）

（商品投資販売業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十三条　金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、商品投資販売業者に対する法第七条及び第八条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2　商品投資販売業者に対する長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3　第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で商品投資販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に対するものについて準用する。

4　商品投資販売業者に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に

定める農林水産大臣の権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 商品投資販売業者に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める経済産業大臣の権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 商品投資販売業者に対する法第七条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は法第八条第一項の規定による質問若しくは立入検査（以下この条において「検査等」という。）で商品投資販売業者の従たる営業所に関するものについては、第四項に規定する地方農政局長又は前項に規定する経済産業局長のほか、それぞれ、当該従たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

7 前項の規定により、商品投資販売業者の従たる営業所に対して検査等を行った地方農政局長又は経済産業局長は、それぞれ、当該商品投資販売業者の当該従たる営業所以外の営業所に対して検査等の必要を認めたときは、当該営業所に対し、検査等を行うことができる。

○　日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第百九十九号）（第三十三条関係）

改正案	現行
（金融商品取引法施行令の適用） 第一条　日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第一条の九 第二条第八項及び第十一項 第二条第八項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号。以下「証券投資信託業務特例法」という。）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十一項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	（証券取引法施行令の適用） 第一条　日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第一条の九 第二条第八項 第二条第八項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号。以下「証券投資信託業務特例法」という。）第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 第六十五条 第六十五条（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

	第三十三条	第三十三条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第三十三条の二、第三十三条の五第二項	第三十三条の二（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十三条の五第二項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六十六条	第六十六条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第二百二条第二項各号	第二百二条第二項各号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第一条の十	第二条第八項第十号イ	第二条第八項第十号イ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第二条第八項第十号ハ	第二条第八項第十号ハ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条の十七	第三十三条第二項第一号	第三十三条第二項第一号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により

	第六十五条の二第一項、第三項及び第九項	第六十五条の二第一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十五条の二第九項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六十六条の二	第六十六条の二（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第一条の九の二	第二条第八項第七号イ	第二条第八項第七号イ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第二条第八項第七号ハ	第二条第八項第七号ハ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第一条の十二第四号	第二条第八項第三号の二	第二条第八項第三号の二（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条	同条第三項	同条第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適

第十五条の十八	第四号イ	第三十三条第二項	読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条の十九	第五号	第三十三条第二項	第三十三条第二項第四号イ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同号ロ		第三十三条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
			同号ロ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条の二十	第六号	第三十三条第二項	第三十三条第二項第六号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条の四第一項		第三十八条第三号	第三十八条第三号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条の四第二項		第三十八条第四号及び第五号	第三十八条第四号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十六条の二の二及び第十七条	第五項	第六十五条の二第二項	用する場合を含む。）
			第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の二	第一号	第六十五条第二項	第六十五条第二項第一号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の三	第四号イ	第六十五条第二項	第六十五条第二項第四号イ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の三の二	第五号	第六十五条第二項	第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同号ロ		同号ロ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の三の三	第六号	第六十五条第二項	第六十五条第二項第六号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の四		第六十五条の二第二項及び第四項か	第六十五条の二第二項、第四項及び第五項（証券投資信託業務特例法第

第十七条の十五	第六十四条第一項	第六十四条第一項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条の三	第六十六条	第六十六条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条の三の表第五十七条の項	第六十六条	第六十六条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条の三の表第六十四条の四の項	第六十四条第一項 第六十四条第三項第三号イ又はロ	第六十四条第一項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 第六十四条第三項第三号イ又はロ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条の三の表第六十四条の七（第二項を除く。）	第六十四条、第六十四条の二及び	第六十四条第一項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項及び第三項（第三号ロを除く。）、同項第三号ロ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替え

ら第七項まで		
第十七条の四の表第二十八条の二の項	同条第一項	法第六十五条の二第一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第三項	法第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第五項	法第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	使用人	使用人（日本郵政公社にあつては、職員。第十八条において同じ。）
	同条第六項	法第六十五条の二第六項
	第六十五条の二第一項	第六十五条の二第一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条	第六十五条の二第	第六十五条の二第五項（証券投資信

六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、法第六十五条の二第六項及び第七項

の項		て適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第六十四条の二並びに
第十八条の三の表第六十四条の九の項	第六十四条第三項	第六十四条第三項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十八条第一項	第三十九条まで	第三十七条の六まで、第三十八条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条第一項及び第二項、同条第三項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条第四項及び第五項
	第四十四条から第四十四条の四まで	第四十四条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。

の四の表第二十八条の四第一項（第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。）の項	五項	託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条の四の表第二十九条第二項の項	第六十五条の二第三項	第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条の四の表第三十八条の項	第六十五条第二項第一号若しくは第二号	第六十五条第二項第一号若しくは第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条の四の表	第六十五条第二項第一号又は第二号	第六十五条第二項第一号又は第二号（証券投資信託業務特例法第六条の

		）、第四十四条の三第一項若しくは第二項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十四条の四
第三十八条第二項	第三十八条	第三十八条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十八条第三項	第三十九条及び	第三十九条第一項及び第二項並びに同条第三項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十八条第四項第一号	第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）	第三十七条の六まで、第三十八条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十八条の二若しくは第三十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、法第六十六条の十五において準用する第三十九条第三項（証券投資信託業務

第四十条の項		規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項第三号若しくは第四号	同項第三号若しくは第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
	同項第三号ロ若しくはハ	同項第三号ロ若しくはハ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
	同項第四号	同項第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（	第六十五条第二項第一号から第三号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券（
	第六十五条第二項第五号	第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以

特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条第四項若しくは第五項（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）	第四十四条から第四十四条の四まで	第四十三条第一項	協同組織金融機関
第四十四条（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十四条の三第一項若しくは第二項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十四条の四		第四十三条第一項第五号	第三十三条の五第二項
		第四十三条第一項第十号	第三十三条の二
協同組織金融機関、日本郵政公社		第三十三条の五第二項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第三十三条の二（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十七条の四の表第四十二条の項		第十七条の四の表第四十二条の二の項	第十七条の四の表第五十一
第六十五条第二項第一号から第四号まで	同項第三号（イを除く。）若しくは第四号		第二条第八項第二号及び第三号
下同じ。）	有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項若しくは第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、	同項第三号	
第六十五条第二項第一号から第四号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	同項第三号（イを除く。）若しくは第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）		第二条第八項第二号及び第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含
	有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる行為をいい、	同項第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	

第四十三条第二項第三号	第五十六条の四第二項	第五十六条の四第二項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第四十三条第二項第九号	第三十三条の二	第三十三条の二（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第四十三条第七項第一号	第六十四条第三項	第六十四条第三項（第三号ロを除く。）及び同項第三号ロ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第四十三条の二第一項第六号	第三十九条第三項ただし書	第三十九条第三項ただし書（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第四十三条の二第四項第一号	第六十四条第三項	第六十四条第三項（第三号ロを除く。）及び同項第三号ロ（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第四十五条第三号	第百九十八条の三	第百九十八条の三（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第四十五条第五号	第二百一条第二号	第二百一条第二号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替	

条の項	第十七条の五、第十七条の六及び第十七条の六の二	第六十五条の二第五項	む。）
	第十七条の六の二の表第十五条の七の項	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所	第六十五条第二項第一号若しくは第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券で証券取引所
		同項第三号に掲げる有価証券で証券取引所	同項第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券で証券取引所
		同項第一号から第三号まで	同項第一号から第三号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		上場有価証券店頭指数等をいう。）	上場有価証券店頭指数等をいう。）
		に係る法第六十五条	に係る法第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規

			えて適用する場合を含む。）
第十七条の六の三	条第二項第五号	定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	
第十七条の六の三	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第十七条の六の三	第六十五条第二項第一号及び第二号	第六十五条第二項第一号及び第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	
六条の二の表第十	第一号及び第二号		
第一項第一号の項	同項第一号から第三号まで	同項第一号から第三号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	
	第六十五条第二項第三号	第六十五条第二項第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
	同号及び同項第四号	同号及び同項第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	
	同項第三号ハ及び第四号ロ	同項第三号ハ及び第四号ロ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。	

	第十七条の六の三の表第十六条の二第一項第三号の項	第六十五条第二項第五号
		信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
以下同じ。）		
	第十七条の七	第六十五条の二第五項
		第六十五条の二第十一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十八条第一項	第六十五条の二第十一項
		第六十五条の二第十一項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十八条の三	第六十六条の二
		第六十六条の二（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十八条の三の表第六十二条の項	第六十六条の二
		第六十六条の二（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十九条の二	第二条第八項第三号ロ
		第二条第八項第三号ロ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第三十八条第二項第一号	第六十五条第二項第一号から第四号まで	第六十五条第二項第一号から第四号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六十五条第二項第五号	第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十八条第二項第二号	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六十五条第二項第一号から第四号まで	第六十五条第二項第一号から第四号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十八条第四項から第六項まで	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条第一項	協同組織金融機関	協同組織金融機関、日本郵政公社
第四十三条第一項第二号及	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

び第八号		
第四十三条第二項第一号	第六十五条の二第三項	第六十五条の二第三項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第五項	法第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条第二項第二号	第六十五条の二第九項	第六十五条の二第九項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条第二項第五号	第六十五条の二第四項及び第五項	第六十五条の二第四項及び第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条第二項第六号から第十二号まで		
第四十三条第二項	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三条第七項	第六十五条の二第五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三	第六十五条の二第	第六十五条の二第五項（証券投資信

条の三第一項第一号から第三号まで	五項	
第四十五条第三号	第百九十八条の三	第百九十八条の三（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十五条第五号	第二百条の三第二号	第二百条の三第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の適用）

第三条　第一条に規定する場合における次の表の上欄に掲げる金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第十七号	（略）	（略）
第十二条第一項	登録金融機関（金融商品取引法第三十三条の二に規定	登録金融機関（金融商品取引法第三十三条の二（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱

条の三第一項第一号から第三号まで	五項	
第四十五条第三号	第百九十八条の三	第百九十八条の三（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十五条第五号	第二百条の三第二号	第二百条の三第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の適用）

第三条　第一条に規定する場合における次の表の上欄に掲げる金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第十八号	（略）	（略）
第十二条第一項	登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項に規	登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取

	い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する登録を受けた者をいう。）	する登録を受けた者をいう。）
（金融庁組織令の適用） 第四条　第一条に規定する場合における金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十三条第一項第四号の適用については、「金融商品取引法第三十三条の二」とあるのは、「金融商品取引法第三十三条の二（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。		

	扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する登録を受けた者をいう。）	定する登録を受けた者をいう。）
（金融庁組織令の適用） 第四条　第一条に規定する場合における金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十三条第一項第四号の適用については、「証券取引法第六十五条の二第一項」とあるのは、「証券取引法第六十五条の二第一項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。		

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（金融機関の指定）

第二条　改正法附則第十七条第一項及び第二項、第二十八条第三項、第五十四条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項及び第二項、第百五十四条第二項、第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第一項及び第二項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項及び第二項、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条第一項及び第三項、第二百十三条第一項及び第二項並びに第二百十四条第一項及び第二項並びに証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。以下「整備法」という。）第七条第三項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項から第四項まで並びに第八十二条第一項及び第二項に規定する政令で定める金融機関は、第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（以下「新金融商品取引法

施行令」という。）第一条の九各号に掲げるものとする。

（有価証券の元引受け）

第三条　改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者で改正法の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「旧証券取引法」という。）第二十九条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（第一条の規定による改正前の証券取引法施行令（以下「旧証券取引法施行令」という。）第十五条の三第二号イに掲げる会社に限る。）は、施行日において改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ及びロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）を受けたものとみなす。

2　改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者で改正法の施行の際現に旧証券取引法第二十九条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（旧証券取引法施行令第十五条の三第二号ロに掲げる会社に限る。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号ロに掲げる行為に係る業務を行うも

のに限る。）を受けたものとみなす。

（特例投資運用業務を行う者の使用人）

第四条　改正法附則第四十八条第二項第四号に規定する政令で定める使用人は、同条第一項の規定の適用を受けて特例投資運用業務（同項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）を行う者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　特例投資運用業務に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　特例投資運用業務に関し、運用（新金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する運用をいう。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（主要株主適格者）

第五条　改正法附則第百八条第一項及び第百十四条第一項並びに整備法第九十八条第一項及び第百四条第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

（上場の承認）

第六条　改正法附則第百二十三条第一項及び第三項に規定する政令で定める市場は、新金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）とする。

（営業保証金の取戻し）

第七条　みなし登録第二種業者（改正法附則第二百条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、個人である場合を除く。附則第三十五条において同じ。）は、改正法附則第二百三条第三項の規定により営業保証金を取り戻す場合には、金融庁長官の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けた者が改正法附則第二百三条第三項の規定により取り戻すことができる営業保証金の額は、改正法第二十条の規定による改正前の信託業法（平成十六年法律第百五十四号。以下「旧信託業法」という。）第九十一条第一項の規定により供託している営業保証金の全部とする。

第八条　みなし登録助言・代理業者（整備法第三十七条第二項に規定するみなし登録助言・代理業者をいう。以下同じ。）であって、施行日以後に投資助言・代理業（新金融商品取引法第二十八条第三項に規定す

る投資助言・代理業をいう。附則第二十九条第一項において同じ。）以外の金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行わない者は、整備法第四十条第二項の規定により営業保証金を取り戻す場合には、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けた者が整備法第四十条第二項の規定により取り戻すことができる営業保証金の額は、第二条の規定による廃止前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（以下「旧証券投資顧問業法施行令」という。）第四条第一号に掲げる額から新金融商品取引法施行令第十五条の十二第三号に掲げる額を控除した額とする。

（財務局長等への権限の委任）

第九条　改正法附則第二百十六条第一項及び整備法第二百十五条の規定により金融庁長官に委任された権限（次項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、届出者の本店等（本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）をいう。次項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該届出者が国内に営業所又は事務所を有しない者である場合にあっては関東財務局長）

に委任する。

一　改正法附則第十八条第二項、第二十二条第二項、第五十四条第二項、第百四十七条第二項、第百四十八条第二項、第百五十九条第二項、第二百条第二項及び第二百一条第二項並びに整備法第二条第二項、第五条第二項、第二十七条第二項、第三十七条第二項、第六十条第二項、第六十一条第二項及び第百五十一条第二項の規定による書類の受理

二　改正法附則第十八条第三項、第五十四条第三項、第百四十七条第三項、第百四十八条第三項、第百五十九条第三項、第二百条第三項及び第二百一条第三項並びに整備法第二条第三項、第三十七条第三項、第六十条第三項、第六十一条第三項及び第百五十一条第三項の規定による登録

三　改正法附則第二十二条第三項及び整備法第五条第三項の規定による認可をした旨の付記

四　改正法附則第四十八条第二項の規定による届出の受理

五　整備法第二十七条第三項の規定による許可をした旨の付記

2　長官権限のうち、改正法附則第二十八条第一項から第三項まで及び第五項並びに第四十八条第四項及び第六項並びに整備法第七条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出の受理（新金融商品取引法

施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定する金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び特例業務届出者（新金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）並びに新金融商品取引法施行令第四十三条第二項の規定により金融庁長官の指定する登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）は、届出者、金融商品取引業者、特例業務届出者又は登録金融機関（以下この項において「届出者等」という。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該届出者等が国内に営業所又は事務所を有しない者である場合にあっては関東財務局長）に委任する。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　改正法の施行の際現にデリバティブ取引（新金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）につき金融商品取引業を行っている者（改正法附則第十八条第一項、第百四十七条第一項、第百五十九条第一項及び第二百条第一項の規定並びに整備法第二条第一項、第三

十七条第一項、第六十条第一項及び第百五十一条第一項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者、旧抵当証券業者（整備法第五十八条第一項に規定する旧抵当証券業者をいう。次条第一項において同じ。）並びに銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）及び附則第二条に規定する金融機関を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き当該金融商品取引業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2　改正法の施行の際現にデリバティブ取引につき登録金融機関業務（新金融商品取引法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。以下この項及び附則第十七条第三項において同じ。）を行っている銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関（改正法附則第五十四条第一項、

第百四十八条第一項及び第二百一条第一項並びに整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第三十三条の二の規定にかかわらず、引き続き当該登録金融機関業務を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十一条　改正法の施行の際現に旧有価証券（改正法附則第十四条に規定する旧有価証券をいう。以下この条において同じ。）につき新金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為に係る業務を行っている者（改正法附則第十八条第一項、第百四十七条第一項、第百五十九条第一項及び第二百条第一項の規定並びに整備法第二条第一項、第六十条第一項及び第百五十一条第一項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者、旧抵当証券業者並びに銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関を除く。）及び旧有価証券につき新金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為

に係る業務を行っている者（改正法附則第百五十九条第一項及び整備法第四十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者並びに銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2　改正法の施行の際現に旧有価証券につき新金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為に係る業務を行っている銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関（改正法附則第五十四条第一項、第百四十八条第一項及び第二百一条第一項並びに整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。）並びに旧有価証券につき新金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行っている銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関（改正法附則第五十四条第一項、第百四十八条第一項及び第二百一条第一項並びに整備

法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第三十三条の二の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十二条　中小企業金融公庫が、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条及び第二十五条の四の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合（新金融商品取引法第六十五条の五第三項に規定する信託受益権の販売を行う場合を除く。）には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

2　前項の場合においては、中小企業金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで

、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3　中小企業金融公庫が、中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務（特定金融機関等（同号に規定する特定金融機関等をいう。以下この項において同じ。）からの同号に規定する特定社債の全部の取得を行う業務に限る。）を行う場合における新金融商品取引法の適用については、当該特定金融機関等が行う行為は、新金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。

第十三条　沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条及び第二十一条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

2　前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。）、第五款及

び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第十四条　国際協力銀行が、国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

２　前項の場合においては、国際協力銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

３　国際協力銀行が、国際協力銀行法第二十三条の規定により、新金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合においては、当分の間、新金融商品取引法第六十三条第二項の規定は、適用しない。

４　前項の場合においては、国際協力銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第十五条　日本政策投資銀行が、日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

２　前項の場合においては、日本政策投資銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

３　日本政策投資銀行が、日本政策投資銀行法第二十条の規定により、新金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第六十三条第二項の規定は、適用しない。

４　前項の場合においては、日本政策投資銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第十六条　改正法附則第二十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）を受けたものとみなされる者は、改正法附則第十八条第二項の規定により提出する書類に業務の種別（新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号の業務の種別をいう。以下同じ。）として新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を記載しなければならない。

第十七条　第二条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（以下「旧抵当証券業規制法施行令」という。）第一条に規定する者（以下この条において「銀行等」という。）が施行日前に行った抵当証券（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券をいう。以下この条において同じ。）の販売又はその代理若しくは媒介（次項において「販売等」という。）については、なお従前の例による。

2　銀行等が施行日以後に行う抵当証券の販売等については、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第三十三条の二の登録をすることを要しない。

3　前項の規定にかかわらず、銀行等は、新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けて、新金融商品取

引法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務として抵当証券の募集若しくは私募又はこれらの取扱いを行うことができる。この場合においては、当該抵当証券の募集若しくは私募又はこれらの取扱いについては、新金融商品取引法を適用する。

第十八条　改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者で、改正法の施行の際現に旧証券取引法第三十四条第三項の届出をして新金融商品取引法第三十五条第二項各号に掲げる業務を行っている者は、施行日において当該業務につき同条第三項の届出をしたものとみなす。

第十九条　新金融商品取引法第三十六条の二第一項の規定は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

２　新金融商品取引法第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号の規定（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等の登録番号に係る部分に限る。）は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十条　改正法の施行の際現に外国において新金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う外国の法令に準拠して設立された法人（改正法附則第百五十九条第一項又は整備法第四十一条

の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者を除く。）に対する新金融商品取引法第六十一条第三項の規定の適用については、同項中「のみを相手方」とあるのは、「又は証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条に規定する施行日から起算して六月以内に第二十九条若しくは第三十三条の八第一項において読み替えて適用する第三十三条の二の登録の申請をした者（投資運用業を行おうとする者に限り、登録をしない旨の通知を受けた者を除く。）のみを相手方」とする。

第二十一条　改正法の施行の際現に金融商品仲介業を行っている者（改正法附則第七十条の規定により新金融商品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなされる者、銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第六十六条の四の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第六十六条の規定にかかわらず、引き続き当該金融商品仲介業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第二十二条　改正法附則第七十条の規定により新金融商品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなされる者（整備法第六十条第二項の規定により書類を提出する同項に規定するみなし登録第一種業者を除く。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第六十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第六十六条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第六十六条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品仲介業者登録簿に登録するものとする。

第二十三条　新金融商品取引法第六十六条の八第一項の規定は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

2　新金融商品取引法第六十六条の十第一項第二号の規定（新金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者の登録番号に係る部分に限る。）は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十四条　改正法附則第百四十条の規定により免許を受けたものとみなされる者（次項において「みなし

免許証券金融会社」という。）で、改正法の施行の際現に旧証券取引法第百五十六条の二十七第二項の届出をして新金融商品取引法第百五十六条の二十七第一項に掲げる業務を営んでいるものは、施行日において当該業務につき同条第二項の届出をしたものとみなす。

2　みなし免許証券金融会社で、改正法の施行の際現に旧証券取引法第百五十六条の二十七第三項の承認を受けて業務を営んでいるものは、施行日において当該業務（金融商品取引業に該当する業務を除く。）につき新金融商品取引法第百五十六条の二十七第三項の承認を受けたものとみなす。

（旧信託契約代理店に関する経過措置）

第二十五条　みなし登録第二種業者（改正法附則第百四十七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。以下この条において同じ。）が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録第二種業者は、改正法附則第百四十七条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

（信託業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　改正法の施行前に旧信託業法第九十一条第十項に規定する営業保証金を取り戻すことができる

事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

（外国証券業者に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十七条　整備法第四条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）を受けたものとみなされる者は、整備法第二条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を記載しなければならない。

第二十八条　附則第三条第一項の規定は、整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者で整備法の施行の際現に整備法第一条の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。次項において「旧外国証券業者法」という。）第七条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（第二条の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律施行令（次項及び附則第三十五条において「旧外国証券業者法施行令」という。）第九条第一項第二号イに掲げる会社に限る。）について準用する。

2　附則第三条第二項の規定は、整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者で旧外国証券業者法

第七条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（旧外国証券業者法施行令第九条第一項第二号ロに掲げる会社に限る。）について準用する。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十九条　みなし登録助言・代理業者が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録助言・代理業者は、整備法第三十七条第二項の規定により書類を提出することに代えて、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として投資助言・代理業を記載することができる。

2　みなし登録助言等・運用業者（整備法第四十三条に規定するみなし登録助言等・運用業者をいう。以下この項において同じ。）が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録助言等・運用業者は、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として投資運用業を記載しなければならない。

第三十条　整備法の施行前に整備法第一条の規定による廃止前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第十条第十項に規定する営業保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

（金融先物取引法の廃止に伴う経過措置）

第三十一条　整備法の施行の際現に整備法第一条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十六条の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関を除く。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる者が有価証券等管理業務（新金融商品取引法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。次項において同じ。）を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2　前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者は、整備法第六十条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として有価証券等管理業務を記載しなければならない。

第三十二条　整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者が改正法附則第十八条第二項に規定す

るみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者は、整備法第六十条第二項の規定により書類を提出することに代えて、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として新金融商品取引法第二十八条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を記載することができる。

第三十三条　新金融商品取引法第四十六条の規定は、整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者（改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者及び整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者を除く。）については、平成二十年三月三十一日までの間は、適用しない。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　みなし登録第二種業者（整備法第百五十一条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。以下この条において同じ。）が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録第二種業者は、整備法第百五十一条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

（権限の委任）

第三十五条　この政令による金融庁長官の権限は、みなし登録第二種業者又はみなし登録助言・代理業者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない者である場合にあっては関東財務局長）に委任する。

（処分等の効力）

第三十六条　この政令の施行前にした旧証券取引法施行令、旧外国証券業者法施行令、旧証券投資顧問業法施行令、旧抵当証券業規制法施行令、第二条の規定による廃止前の金融先物取引法施行令若しくは投資信託及び投資法人に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の信託業法施行令若しくは第四十三条の規定による改正前の商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新金融商品取引法施行令の規定に相当の規定があるものは、改正法附則、整備法又はこの附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法施行令の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十七条　この政令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。